

農地中間管理事業便覧

(令和 8 年度版)



【根拠の規程等の凡例】

- 機構法 : 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 101 号)
- 施行令 : 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令 (平成 26 年政令第 46 号)
- 施行規則 : 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (平成 26 年農林水産省令第 15 号)
- 基盤法 : 農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号)
- 事業実施規程 : 農地中間管理事業の実施に関する規程 (平成 26 年 3 月 28 日岩手県知事認可)
- 業務委託実施要領 : 農地中間管理事業業務委託実施要領 (平成 26 年 4 月 1 日制定)

公益社団法人 岩手県農業公社

令和 8 年 5 月

目 次

I 農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業の概要及び留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 農用地等の貸借に係る手続き

1 農用地利用集積等促進計画による農用地の貸借・売買等の事務フロー・・・・・・・・ 4

2 農用地等の貸借に係る作成・提出書類チェックリスト

(1) 貸借・一括方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(2) 貸借・借入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(3) 貸借・貸付又は再配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(4) 売買・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(5) チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(6) [参考] 農用地売買等支援事業（補助事業）の実施地域・・・・・・・・ 23

3 所有者不明農地借入事業・遊休農地解消対策事業の事務フロー・・・・・・・・ 24

III 様 式

【1 農用地利用集積等促進計画の作成要請書等様式】

農用地利用集積等促進計画作成要請書（促進計画様式1号）・・・・・・・・ 26

農業委員会による確認書（促進計画様式2号の1、同2、同3、一覧表）・・・・ 27

農業経営の状況等（貸付様式2号の3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

農用地利用集積等促進計画作成依頼書（促進計画様式3号）・・・・・・・・ 35

【2 農用地利用集積等促進計画「案」（各筆明細）様式】

農用地利用集積等促進計画案：管理権及び貸借権又は使用貸借（貸借・一括方式）

（促進計画様式4号の1-1）・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

〃：管理権（貸借・借入）（促進計画様式4号の1-2）・・・・・・・・ 37

〃：貸借権又は使用貸借（貸借・貸付）（促進計画様式4号の1-3）・・・・ 38

〃：移転（貸借・再配分）（促進計画様式4号の2）・・・・・・・・・・・・ 39

〃：経営受託権（一括方式）（促進計画様式4号の3）・・・・・・・・・・・・ 40

〃：農作業受委託（一括方式）（促進計画様式4号の4）・・・・・・・・・・・・ 41

〃：所有権移転（売買・買入）（促進計画様式4号の5-1）・・・・・・・・ 42

〃：所有権移転（売買・売渡）（促進計画様式4号の5-2）・・・・・・・・ 43

【3 農用地利用集積等促進計画（各筆明細）様式及び共通事項】

農用地利用集積等促進計画：管理権及び貸借権又は使用貸借（貸借・一括方式）

（促進計画様式5号の1-1）・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

〃：管理権（貸借・借入）（促進計画様式5号の1-2）・・・・・・・・・・・・ 46

〃：貸借権又は使用貸借（貸借・貸付）（促進計画様式5号の1-3）・・・・ 48

〃：移転（貸借・再配分）（促進計画様式5号の2）・・・・・・・・・・・・ 50

〃：経営受託権（一括方式）（促進計画様式5号の3）・・・・・・・・・・・・ 52

〃：農作業受委託（一括方式）（促進計画様式5号の4）・・・・・・・・・・・・ 54

〃：所有権移転（売買・買入）（促進計画様式5号の5-1）・・・・・・・・ 56

〃：所有権移転（売買・売渡）（促進計画様式5号の5-2）・・・・・・・・ 58

【4 農用地利用集積等促進計画に係る決定理由等様式】

権利の設定等を受ける者の決定理由（促進計画様式6号）	60
農用地利用集積等促進計画認可申請書（促進計画様式7号）	61
農用地利用集積等促進計画書（促進計画様式8号）	62
農用地利用集積等促進計画作成通知書（促進計画様式9号、9号の2）	63
農用地等の買入れ及び売渡しあっせん（申出） 及び農用地利用集積等促進計画作成要請書（促進計画様式10号）	65

【5 農地等の利用状況報告書等様式】

農地等の利用状況報告書（貸付様式5号）	66
賃借料改定協議申出書	68
農用地の賃料改定合意書兼通知書	70
農用地貸借契約の解約について	72
農用地に設定した権利の合意解約書兼通知書（借入・貸付）	73
農地中間管理事業契約者情報変更申出書（出し手用・受け手用）	75

IV 例規等

1 農地中間管理事業の実施に関する規程	79
2 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程	86
3 農地中間管理事業業務委託実施要領	94
4 農地コーディネーター配置要領	111
5 公益社団法人岩手県農業公社が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃等徴収要領	113
6 農地中間管理事業手数料徴収要領	122
7 農用地等買入手数料徴収規程	124
8 農用地等売渡価格及び賃貸料の算定基準	126
9 農用地利用集積等促進計画の決定にかかる利害関係人からの意見聴取取扱要領	128
10 借入から2年を経過した未貸付農地の借入契約解除の手続きについて	134
11 遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きなど	140
12 遊休農地解消対策事業実施要領	149

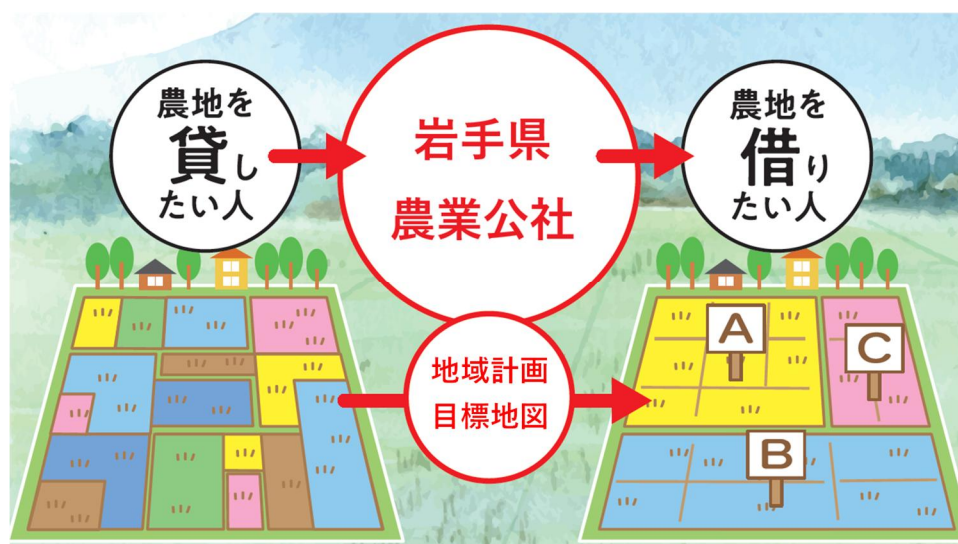
V 参考資料

1 土地改良区の組合員制度と組合員資格得喪通知等	151
2 岩手県版「帳票作成支援システム」の運用ポイント	156

I 農地中間管理事業の 概要及び留意点

農地中間管理事業とは

地域計画に基づく将来の農地の利用方針を踏まえ、農地中間管理機構（農地バンク）である公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が農地を借り受け、担い手への貸付けを行うことで、担い手への農地集積・集約化による農地の有効利用や農業経営の効率化を進める事業です。



農地中間管理事業の活用における主な留意点

市町村への業務委託について

公社は、地域計画の達成に資する農地中間管理事業の円滑な推進を図っていくため、業務委託実施要領第3条及び第4条により、次の業務を市町村等に委託します。

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）第18条に基づく「農用地利用集積等促進計画」案の作成では、機構法第19条を根拠として、市町村へ作成要請しますので御協力ください。

1 事業の推進に関する業務

- (1) 事業に係る会議等への出席（地域計画に係る座談会等は市町村の本来業務となります。）
- (2) 事業実施規程第7条第3項に掲げる措置を農地所有者に促すこと
- (3) その他関連業務

※ なお、窓口での相談対応など、一般的な調整業務は除きます。

2 借受けに関する業務

- (1) 所有者等（公社への貸付け希望者）との事前協議
- (2) 農用地等の位置・立地条件の確認及び権利関係の確認
- (3) 借受け手続き及び賃料支払に必要な書類の確認・収集
- (4) 出し手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握
- (5) 現地調査、借受け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員（土地改良法上、原則は耕作者）の資格取得者の確認を含む）
- (6) 機構関連事業が行われることがあることの説明
- (7) 各筆明細に係る電子データの作成
- (8) その他関連業務

3 貸付けに関する業務

- (1) 受け手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握
- (2) 借受け希望者の情報提供
- (3) 現地調査、貸付け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員（土地改良法上、原則は耕作者）の資格取得者の確認を含む）
- (4) 貸付け手続き及び賃料収受に必要な書類の確認・収集
- (5) 解約・再配分に係る関係土地改良区への情報提供（土地改良区賦課金の負担者の決定）
- (6) 機構関連事業が行われることがあることの説明
- (7) 各筆明細に係る電子データの作成
- (8) その他関連業務

▶ 借賃（賃借料）の取扱いについて

1 受け手⇒公社（賃借料）

支払期限：特に定めのある場合を除き、毎年11月30日まで（当該年度の7月末までに借り受けた場合は、当該年度から。それ以降の場合は翌年度から）

支払方法：農協口座がある場合は、口座振替。農協以外の場合は、公社指定の口座に振込入金（振込手数料は受け手負担）。

2 公社→出し手（借賃）

支払期限：毎年12月20日（年度の取扱いは上記と同様）

支払方法：出し手指定の口座に振込入金

3 物納の取扱い

物納（米穀による支払）の収受は、出し手・受け手の間で直接対応願います。出し手・受け手と公社との貸借契約は、「使用貸借（賃料ゼロ）」とします。

▶ 手数料について

借入れ及び貸付けに係る手数料として、賃料年額の1%相当の額(消費税及び地方消費税含む)を、出し手・受け手双方から、毎年度徴収します。

出し手には、手数料を差し引いた額の賃料を支払い、受け手からは、手数料を加算した額を徴収します。ただし、出し手・受け手双方の合意がある場合は、別の徴収方法とすることができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、手数料を減免します。

- ・ 平成30年3月31日以前に借入契約した賃貸借：当該契約期間の満了する年度まで免除
- ・ 災害その他特別の理由がある場合：事情に応じて公社が減免の要否を判断

▶ 貸借契約及び農地に係る状況変化等の連絡について

出し手・受け手には、下記のような状況が発生した場合には、速やかに市町村又は農業委員会あて連絡するよう徹底するとともに、当該情報を速やかに岩手県農業公社あてご連絡くださいますよう、お願いします。

- ・ 契約者の死亡(契約内容の変更等が必要です)
- ・ 災害等による農地の被害(原則、所有者が修繕します)
- ・ 耕作、管理状況の悪化(公社から利用状況の報告を求め、改善されない場合は契約解除となる場合があります) 等

▶ 貸借データの閲覧について

公社では、農地中間管理事業の貸借データを「農地中間管理システム」により管理しています。閲覧を希望する市町村には、システム閲覧用のID・パスワードを発行しますので、ご相談願います。

なお、データの入力時期等により、システム上の情報が最新データとならない場合があります。また、各市町村のセキュリティ設定によっては、閲覧できない場合があります。

▶ 当該年度の賃料収受の対象とする公告契約期について

当該年度賃借料収受の対象とする公告契約期は、「7月末まで」※の公告契約(変更・解約等を含む)としています。

契約件数の増加に伴い、紙ベースの契約書類を正しく金融システムにデータ移行させ、賃借料収受事務を安全に実施するための対応となりますので御理解・御協力をお願いします。

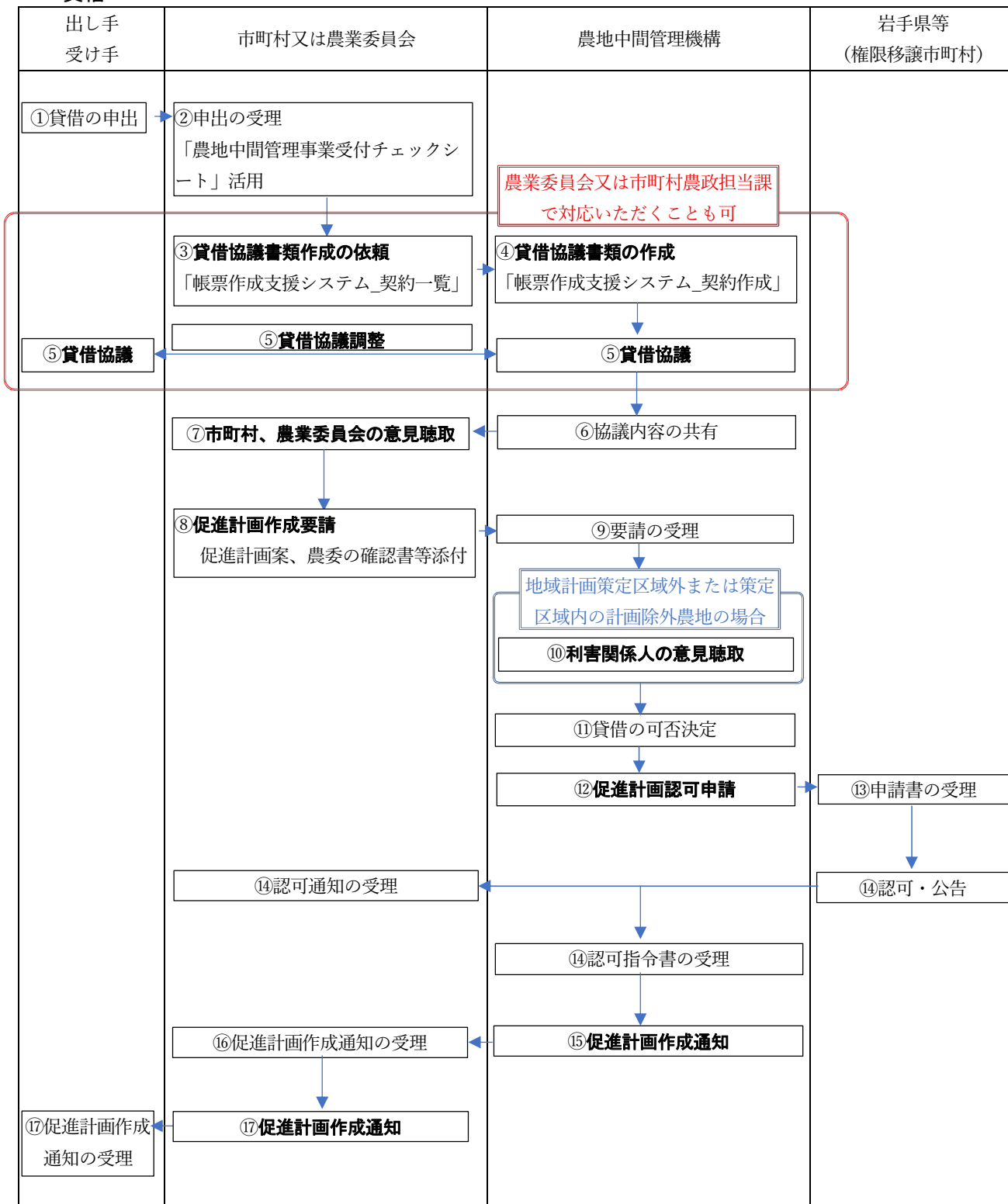
※ 契約に係る公告・認可の完了期限(令和8年度県認可・公告では、8/6 認可・8/7 公告まで)

Ⅱ 農用地等の貸借に係る 手続き

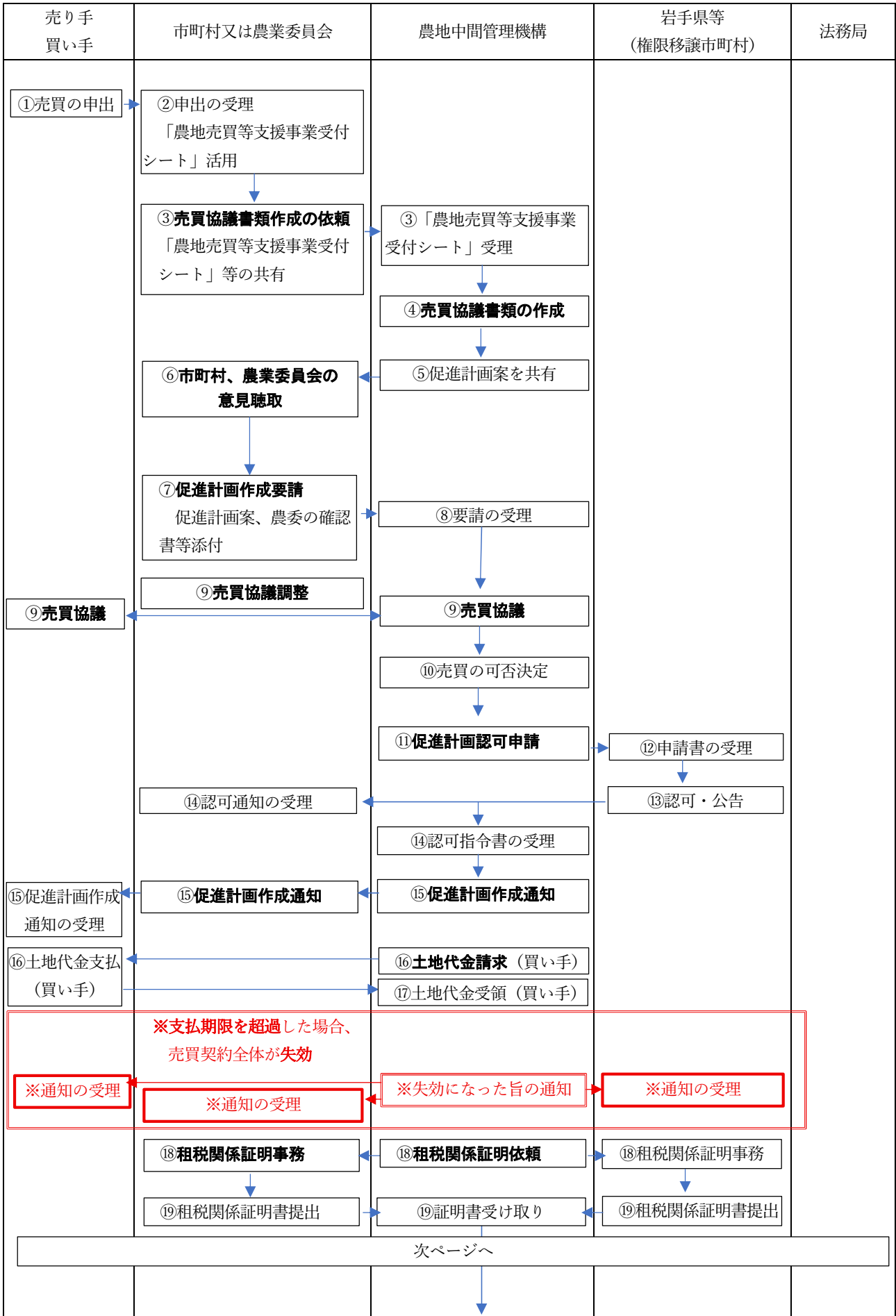
貸借・売買の実務フロー
《 農用地利用集積等促進計画 》

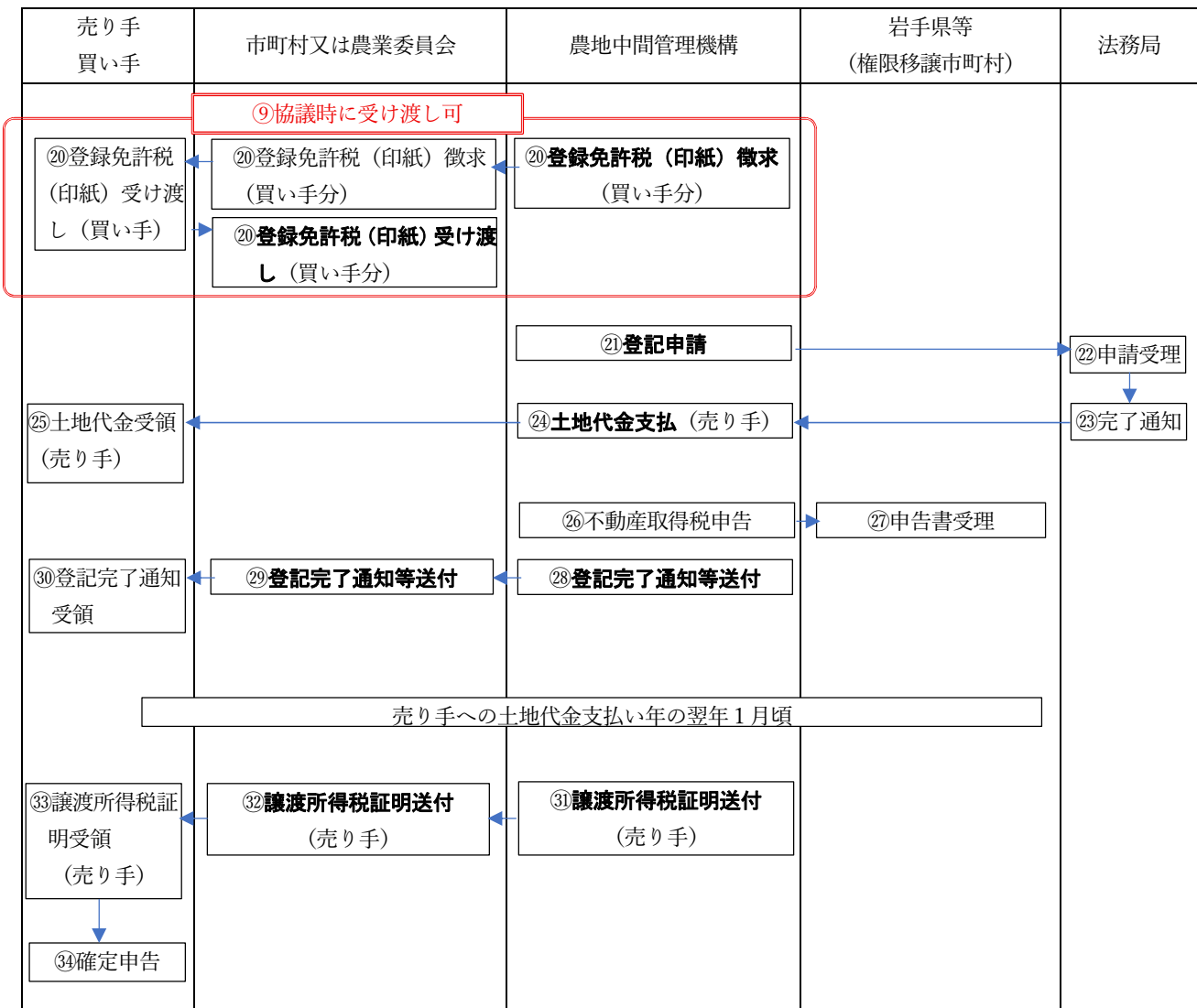
フロー内の太字ゴシック部分は、チェックリスト（p10～18）も併せてご確認ください。

1 貸借



2 売買



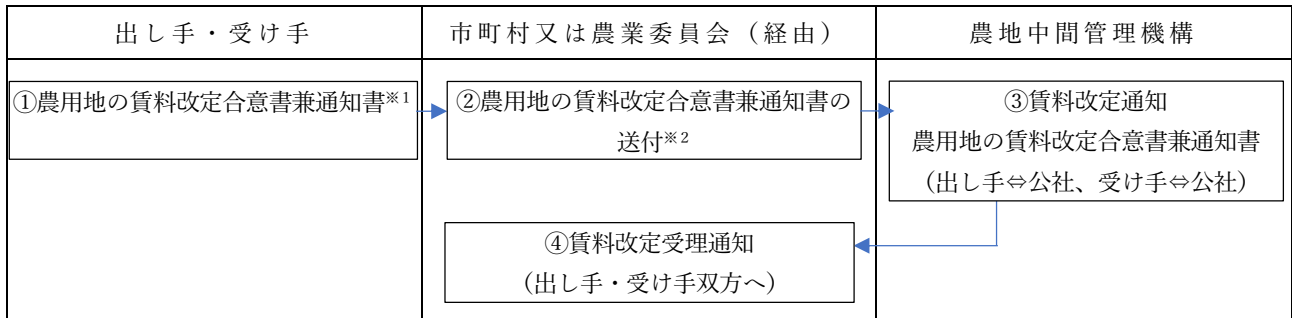


3 契約内容変更

(1) 賃借料の変更

賃借料は、出し手・受け手双方が承諾した場合に、公社と出し手・受け手それぞれが合意書を取り交わすことで変更できます。

また、公社と出し手・受け手の合意書に付す日付は、公社の決裁後となりますので、出し手・受け手においては空欄としてください（以下、公社との連名書類において共通）。



※1 「賃借料改定協議申出書」様式の利用可能

※2 「賃借料改定協議について」様式の利用可能

(2) 出し手の契約情報変更

「農地中間管理事業契約者情報変更申出書」（様式例）に必要な書類を添付し、（市町村又は農業委員会を経由して）公社に申し出ます。なお、いずれの場合も、振込先変更を伴う場合は、振込先口座の通帳のフリガナ・記号番号が分かる面の写しを添付願います。

① 出し手死亡等（相続）による所有権移転

出し手の死亡等により相続が発生した場合、相続登記が完了か未了かにより、手続きが異なります。

ア 相続登記完了の場合

相続人が（市町村又は農業委員会を経由して）公社に申し出ます。

【添付書類】

- ・ 登記名義人が確認できる書類（登記事項証明書又は農地台帳(写し可)）

イ 相続登記未了の場合

相続人のいずれか1名が代表して申し出ることにより、契約期間満了までは出し手として引き続き契約が可能です（申出者は、他の相続人から賃料を受領することについて同意を得てください）。

【添付書類】

- ・ 登記名義人の死亡が確認できる書類（除籍謄本等（写し可)）
- ・ 登記名義人と相続人の関係を証する書類（戸籍謄本等（写し可)）

なお、下記いずれかの条件を満たすことにより、契約を更新することができます。

- ・ 相続登記を完了する。
- ・ 相続人の相続持分の過半の合意に基づき代表者を決定する。
- ・ 相続人の一部が不明で相続持分の過半の同意が得られない場合、機構法に基づき、農業委員会の探索・公示手続きを経て不明の者の同意を得たものとみなす。

② 住所や姓名が変更となった場合

住所のみの変更の場合は、「農地中間管理事業契約者情報変更申出書」（様式例）のみで添付書類は不要です。

なお、結婚等による姓名変更の場合は、下記書類を添付願います。

【添付書類】

- ・ 姓名変更の事実が確認できる書類（戸籍謄本等（写し可））

(3) 出し手の変更（売買等による所有権移転）

借入、貸付ともに合意解約する必要があります。

そのうえで、農地所有者が引き続き貸借を希望する場合は、農地法第3条要件等の確認を行ったうえで、新たに農用地利用集積等促進計画で貸借します。

(4) 受け手の変更（利用権の移転）

① 残存契約期間の利用権の移転（再配分）

受け手同士による農地集積・集約化のための交換等で、新たな受け手が契約内容（賃料等）を変更せず、残存契約期間について権利を移転する場合は、新たな農用地利用集積等促進計画を定めることにより利用権が移転（再配分）しますので、解約手続きは不要です。

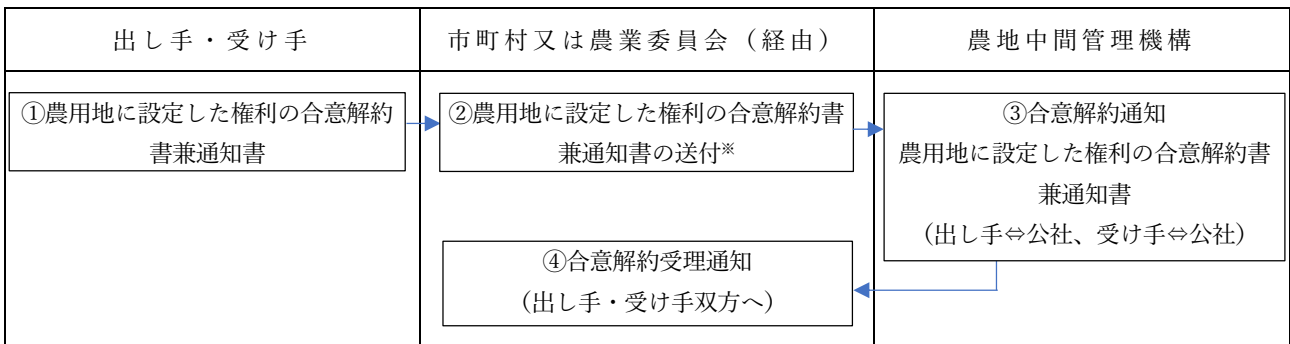
② 受け手の経営移譲や死亡による相続

受け手の経営移譲や死亡による相続の場合は、後継者（相続人）に利用権が自動的に移転しますので、解約手続きは不要です。ただし、契約者情報の変更（賃料支払に係る振替口座の変更手続き等）は必要ですので、もれなく手続きをお願いします。

4 解約・解除

(1) 出し手・受け手・公社3者の合意解約

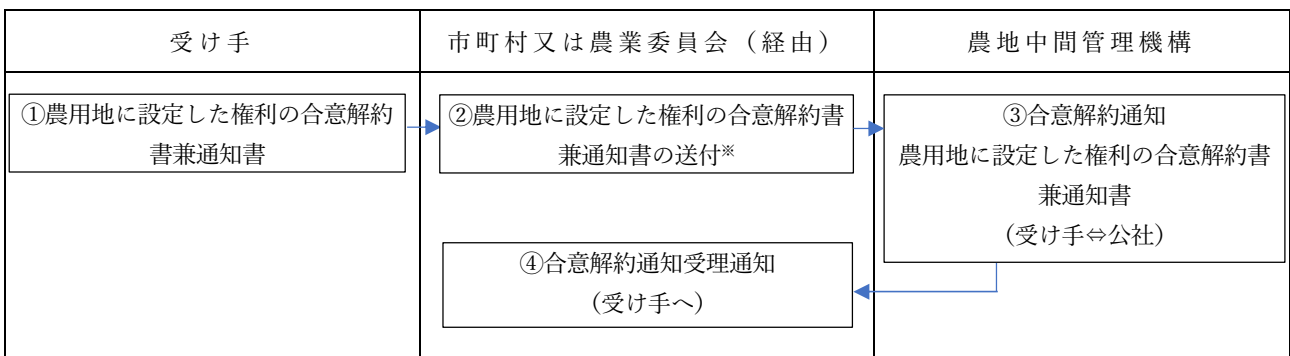
出し手・受け手双方が貸借契約を解約することに合意したときは、契約期間の途中でであっても、下記の手続きにより解約することは可能です。



※「農用地貸借契約の解約について」様式の利用可能

(2) 受け手・公社2者の合意解約（受け手からの申し出等による場合）

受け手のやむを得ない事情により貸借契約を解約するときは、次の手続きにより行います。この場合、公社と出し手の契約は存続することから、公社は関係機関と連携し、新たな受け手を探索します。



※「農用地貸借契約の解約について」様式の利用可能

(3) 契約解除

公社は、農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するとき、農地中間管理権に係る契約を解除する場合があります。

ア 出し手との契約解除

- ・ 事業実施規程第12条に基づき次のいずれかに該当する場合
- ・ 農地中間管理権を取得後、2年を経過してもなお貸付けの見通しがたたないとき
- ・ 災害その他の事由により、農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき

イ 受け手との契約解除

- ・ 公益社団法人岩手県農業公社が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃等徴収要領（平成30年12月7日理事長決裁）第8条に基づき、借賃及び手数料が請求した年度内に完納されない場合
- ・ 促進計画様式5号の1-1（共通事項）の(10)、または促進計画様式5号の2（共通事項）の(10)に該当した場合

農用地等の貸借に係る作成・提出書類チェックリスト

1 貸借・一括方式

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
<p>1 貸借協議書類作成の依頼</p> <p><input type="checkbox"/> 「帳票作成支援システム_契約一覧_一括方式」</p> <p><input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書又は農地台帳</p> <p><input type="checkbox"/> 位置図又は公図の写し</p>	<p>メールで送信</p>	<p>2 貸借協議書類の作成</p> <p><input type="checkbox"/> 農地中間管理事業による農用地等の借入契約内容について</p> <p><input type="checkbox"/> 農地中間管理事業による農用地等の貸付契約内容について</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書（各筆明細）①</p> <p><input type="checkbox"/> 共通事項（貸借・一括方式）②</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地貸借に係る振込口座届出書（兼委任状）</p> <p><input type="checkbox"/> 貯金口座振替依頼書</p>	<p>「帳票作成支援システム_一括方式契約作成」活用</p> <p>促進計画様式5号1-1 促進計画様式5号1-1（共通事項） 貸借の場合 //</p>
<p>3 貸借協議調整</p> <p>【出し手準備品】</p> <p><input type="checkbox"/> 認印</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳写し（フリガナ、記号番号が分かる面）</p> <p>【受け手準備品】</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳印</p> <p><input type="checkbox"/> 振替先口座の通帳写し（フリガナ、記号番号が分かる面）</p>	<p>貸借の場合 2回目以降は不要</p> <p>貸借の場合 2回目以降は不要</p>	<p>4 貸借協議</p> <p>※市町村で対応も可</p>	
<p>5 農業委員会、市町村農政課の意見聴取</p>	<p>協議が整った内容で、農業委員会総会などで意見聴取</p>		
<p>6 促進計画作成要請（⇒公社）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成要請書</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会による確認書③</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会による法令遵守等の確認書④</p> <p><input type="checkbox"/> 権利の設定等を受ける者の決定理由⑤</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会又は市町村の意見書⑥</p>	<p>促進計画様式1号 促進計画様式4号1-1 促進計画様式2号の1 促進計画様式2号の3 促進計画様式6号 市町村要請→農委の意見書 農委要請→市町村の意見書</p>		

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
【添付書類の省略に該当しない場合】 <input type="checkbox"/> 貸借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等⑦ 【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 定款の写し⑧ <input type="checkbox"/> 構成員名簿⑨ <input type="checkbox"/> 株主名簿⑩	貸付様式2号の3 構成員が5名以上の場合 株式会社の場合		
		7 利害関係人の意見聴取	地域計画外の場合
		8 促進計画認可申請 （⇒県又は権限移譲市町村） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画認可申請書 【添付書類】 ⑥を除く①～⑩の書類	促進計画様式7号
10 促進計画作成通知 （⇒出し手、受け手） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（出し手、受け手あて） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写） 【添付書類】 ①、②の書類（写）	促進計画様式9号の2 促進計画様式8号	9 促進計画作成通知 （⇒市町村長） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（市町村長、出し手、受け手あて） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写） 【添付書類】 ①、②の書類（写）	促進計画様式9号 促進計画様式9号の2 促進計画様式8号

農用地等の貸借に係る作成・提出書類チェックリスト

2 貸借・借入

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
<p>1 借入協議書類作成の依頼</p> <p><input type="checkbox"/> 「帳票作成支援システム_契約一覧_従来方式（借入）」</p> <p><input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書又は農地台帳</p> <p><input type="checkbox"/> 位置図又は公図の写し</p>	<p>メールで送信</p>	<p>2 借入協議書類の作成</p> <p><input type="checkbox"/> 農地中間管理事業による農用地等の借入契約内容について</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書（各筆明細）①</p> <p><input type="checkbox"/> 共通事項（貸借・借入）②</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地貸貸借に係る振込口座届出書（兼委任状）</p>	<p>「帳票作成支援システム_従来方式契約作成」活用</p> <p>促進計画様式5号1-2</p> <p>促進計画様式5号1-2（共通事項）</p> <p>貸貸借の場合</p>
<p>3 借入協議調整</p> <p>【出し手準備品】</p> <p><input type="checkbox"/> 認印</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳写し（フリガナ、記号番号が分かる面）</p>	<p>貸貸借の場合</p> <p>2回目以降は不要</p>	<p>4 貸借協議</p> <p>※市町村で対応も可</p>	
<p>5 農業委員会、市町村農政課の意見聴取</p>	<p>協議が整った内容で、農業委員会総会などで意見聴取</p>		
<p>6 促進計画作成要請（⇒公社）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成要請書</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会による確認書③</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会又は市町村の意見書④</p>	<p>促進計画様式1号</p> <p>促進計画様式4号1-2</p> <p>促進計画様式2号の1</p> <p>市町村要請→農委の意見書</p> <p>農委要請→市町村の意見書</p>		
		<p>7 利害関係人の意見聴取</p>	<p>地域計画外の場合</p>
		<p>8 促進計画認可申請（⇒県又は権限移譲市町村）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画認可申請書</p> <p>【添付書類】①～③の書類</p>	<p>促進計画様式7号</p>

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
10 促進計画作成通知 （⇒出し手） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（出し手あて） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写） 【添付書類】 ①、②の書類（写）	促進計画様式9号の2 促進計画様式8号	9 促進計画作成通知 （⇒市町村長） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（市町村長、出し手あて） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写） 【添付書類】 ①、②の書類（写） [<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案作成依頼書]	促進計画様式9号 促進計画様式9号の2 促進計画様式8号 促進計画様式3号]

農用地等の貸借に係る作成・提出書類チェックリスト

3 貸借・貸付又は再配分（公社から促進計画書の作成を依頼する場合）

※ 公社からの依頼（下表5の手続き）によらず、市町村等が貸付等の促進計画書を提出する場合は、下表7の手続きにおいて促進計画作成要請書の提出が必要

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
<p>1 貸付協議書類作成の依頼</p> <p><input type="checkbox"/> 「帳票作成支援システム_契約一覧_従来方式（貸付）」</p>	メールで送信	<p>2 貸付協議書類の作成</p> <p><input type="checkbox"/> 農地中間管理事業による農用地等の借入契約内容について</p> <p><input type="checkbox"/> 農地中間管理事業による農用地等の貸付契約内容について</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書（各筆明細）①</p> <p><input type="checkbox"/> 共通事項（貸借・貸付又は再配分）②</p>	<p>「帳票作成支援システム_一括方式契約作成」活用</p> <p>促進計画様式5号1-3又は5号2</p> <p>促進計画様式5号1-3又は5号2（共通事項）</p> <p>賃貸借の場合</p>
<p>3 貸付協議調整</p> <p>【受け手準備品】</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳印</p> <p><input type="checkbox"/> 振替先口座の通帳写し（フリガナ、記号番号が分かる面）</p>	<p>賃貸借の場合</p> <p>2回目以降は不要</p>	<p>4 貸付協議</p> <p>※市町村で対応も可</p>	
<p>6 農業委員会、市町村農政課の意見聴取</p>	協議が整った内容で、農業委員会総会などで意見聴取	<p>5 促進計画書作成依頼（⇒市町村長）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書作成依頼書</p>	促進計画様式3号
<p>7 促進計画書作成・提出（⇒公社）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書（各筆明細）</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会による確認書③</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会による法令遵守等の確認書④</p> <p><input type="checkbox"/> 権利の設定等を受ける者の決定理由⑤</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会の意見書⑥</p> <p>【添付書類の省略に該当しない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 貸借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等⑦</p>	<p>促進計画様式4号1-3又は4号2</p> <p>促進計画様式2号の1</p> <p>促進計画様式2号の3</p> <p>促進計画様式6号</p> <p>貸付様式2号の3</p>		

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 定款の写し⑧ <input type="checkbox"/> 構成員名簿⑨ <input type="checkbox"/> 株主名簿⑩	構成員が5名以上の場合 株式会社の場合		
11 促進計画作成通知 （⇒受け手あて） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（受け手あて） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写） 【添付書類】 ①、②の書類（写）	促進計画面様式9号の2 促進計画面様式8号	8 利害関係人の意見聴取 9 促進計画認可申請 （⇒県又は権限移譲市町村） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画認可申請書 【添付書類】 ⑥を除く①～⑨の書類 10 促進計画作成通知 （⇒市町村長） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（市町村長、受け手あて） <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写） 【添付書類】 ①、②の書類（写）	地域計画面外の場合 促進計画面様式7号 促進計画面様式9号 促進計画面様式9号の2 促進計画面様式8号

農用地等の売買に係る作成・提出書類チェックリスト

4 売買

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
<p>1 売買協議書類作成の依頼</p> <p><input type="checkbox"/> 「農地中間管理事業受付シート」 【添付書類】</p> <p><input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 土地の農地台帳</p> <p><input type="checkbox"/> 位置図又は公図</p> <p><input type="checkbox"/> 土地の固定資産評価額通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 売り手の印鑑証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 買い手の経営改善計画書</p> <p><input type="checkbox"/> 買い手の住所等確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 個人⇒住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 法人⇒法人の全部事項証明書</p>	<p>メールで送信</p>	<p>2 売買協議書類の作成</p> <p>(1) 共通</p> <p><input type="checkbox"/> 農地の売買に係る確認事項</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地等の買入に係る現地調査及び協議復命書</p> <p>(2) 買入書類</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書（各筆明細）①</p> <p><input type="checkbox"/> 共通事項（売買・買入）②</p> <p><input type="checkbox"/> 譲渡所得税の特別控除に係る土地等についての証明願③</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾書④</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地代金請求書・依頼書⑤</p> <p>(2) 売渡書類</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書（各筆明細）⑥</p> <p><input type="checkbox"/> 共通事項（売買・売渡）⑦</p> <p><input type="checkbox"/> 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地等の取得についての証明願（売買・売渡）⑧</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産取得税の課税標準の特例措置に係る土地についての証明願⑨</p> <p><input type="checkbox"/> 農地売買支援事業参加申込書</p>	<p>促進計画様式5号5-1 促進計画様式5号5-1 (共通事項)</p> <p>促進計画様式5号5-2 促進計画様式5号5-2 (共通事項)</p>
<p>3 農業委員会、市町村農政課の意見聴取</p>			
<p>4 促進計画作成要請（⇒公社）</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地等の買入れ及び売渡しあわせん（申出）及び農用地利用集積等促進計画作成要請書⑩</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画案（買入）（売渡）</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会による確認書⑪</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会による法令遵守等の確認書⑫</p> <p><input type="checkbox"/> 農業委員会又は市町村の意見書⑬</p> <p><input type="checkbox"/> 権利の設定を受ける者の決定理由⑭</p>	<p>促進計画様式10号</p> <p>促進計画様式4号5-1 促進計画様式4号5-2 促進計画様式2号の2 促進計画様式2号の3</p>		

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
<p>【添付書類の省略に該当しない場合】</p> <input type="checkbox"/> 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等 ^⑮			
<p>【法人の場合】</p> <input type="checkbox"/> 定款の写し ^⑯			
<input type="checkbox"/> 構成員名簿または株主名簿 ^⑰			
<p>5 売買協議調整</p> <p>【売り手準備品】</p> <input type="checkbox"/> 実印		6 売買協議	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明 ^⑱			
<input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳写し（フリガナ、記号番号が分かる面） ^⑲			
<p>【買い手準備品】</p> <input type="checkbox"/> 認印			
<input type="checkbox"/> 個人⇒住民票 ^⑳			
<p>法人⇒法人の全部事項証明書^㉑</p> <p>※ 協議時に以下も受け渡し可</p> <input type="checkbox"/> 登録免許税（収入印紙）			
<p>7 促進計画認可申請（⇒県又は権限移譲市町村）</p> <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画認可申請書		7 促進計画認可申請（⇒県又は権限移譲市町村）	促進計画様式7号
		【添付書類】①②⑥⑦⑩～⑳の書類	
<p>8 促進計画作成通知（買入分、⇒市町村長）</p> <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書（市町村長、農地所有者あて）	促進計画様式9号の2 促進計画様式8号	8 促進計画作成通知（買入分、⇒市町村長）	促進計画様式9号 促進計画様式9号の2 促進計画様式8号
<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書		<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書	
<p>【添付書類】①②⑥⑦の書類（写）</p>		<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画の認可通知（写） ^⑳	
		【添付書類】①②⑥⑦の書類（写）	
<p>9 促進計画作成通知（買入分、⇒農地所有者）</p> <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画作成通知書		10 土地代金請求（売渡分、⇒買い手）	※ 代金徴収後登記申請
<input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画書		<p>※ 支払期限超過の場合、買入及び売渡ししが失効</p> <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画失効通知	※ 売り手、買い手、 県（権限移譲市町村）、 市町村又は農業委員会
<p>【添付書類】①②⑥⑦の書類（写）</p>			

市町村又は農業委員会		公社（機構）	
作成・提出書類	備考（様式等）	作成・提出書類	備考（様式等）
12 租税関係証明事務（⇒公社） <input type="checkbox"/> ③⑧⑨		11 租税関係証明依頼 （⇒県、市町村又は農業委員会） (1) 県 <input type="checkbox"/> 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地等の取得についての証明願（買入） ^㉑ (2) 市町村又は農業委員会 <input type="checkbox"/> ③⑧⑨	
13 登記関係書類の送付（⇒公社） <input type="checkbox"/> 固定資産価格通知書 ^㉒ ※1 売買協議書類作成の依頼時に提出済の場合 は不要			
15 登録免許税（印紙）受け渡し （売渡分、買い手⇒公社） ※6 売買協議時に受け渡し済みの場合は不要		14 登録免許税（印紙）徴求 （売渡分、⇒市町村又は農業委員会）	
		16 登記申請（⇒法務局） <input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画抄本 <input type="checkbox"/> 登録免許税（買入、売渡）※買入分は公社負担 <input type="checkbox"/> 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地等の取得 についての証明願（買入 ^㉑ 、売渡 ^㉒ ） 【添付書類】④⑧⑨⑩の書類	
		17 土地代金支払（買入分、⇒売り手） ※ ⑤⑩	
19 登記完了通知等送付 （買入及び売渡分、⇒売り手又は買い手） <input type="checkbox"/> 登記完了証 <input type="checkbox"/> 登記識別情報通知		18 登記完了通知等送付 （買入及び売渡分、⇒市町村又は農業委員会） <input type="checkbox"/> 登記完了証 <input type="checkbox"/> 登記識別情報通知	
21 譲渡所得税証明送付（買入、⇒売り手）		20 譲渡所得税証明送付 （買入、⇒市町村又は農業委員会）	売り手への土地代金支払 払い年の翌年1月頃

※ 下線部は、登記関係書類等

農地中間管理事業申請受付チェックシート（申請者に写しを渡すこと）

受付日：令和 年 月 日（ ）
 対応者：受付場所 氏名

内容	確認事項	※ 下記確認した箇所には☑を記入し、必要事項を記入すること
①出し手（所有者）	農地所有者は健在か。	所有者氏名： _____ 住所： _____ 電話番号： _____ ⇒相続権の1/2を超える持ち分の同意が得られている。⇒貸借可能。 代表者氏名： _____ 住所： _____ 電話番号： _____ ⇒相続権の1/2を超える持ち分の同意無し。⇒農地法での探索等の手続きが必要。
②受け手（耕作者）	耕作者の状況は確認できているか。	☐はい 【地域計画に位置付けられているか ☐はい ☐いいえ】※該当のものに☑ 耕作者氏名： _____ 住所： _____ 電話番号： _____ ⇒貸借できません。
③農地情報 ※登記簿（写し）、位置図を添付	対象農地は地域計画内か。 土地改良区賦課金の有無。 ※支払者変更の手続きは直接改良区へ 契約期間は。 賃料の設定はあるか。 手数料について了承しているか ※賃料年額の1%が所有者と耕作者にかかります。	☐はい 地域計画名（ ） 、対象農地に位置づけられている農業を担う者（ ） ⇒公社等での利害関係人意見聴取が必要。 ☐いいえ ☐ない ⇒負担者は ☐所有者 ☐耕作者 ※該当のものに☑ 年数を指定：（ ） 年間 終期を指定：令和 年 月 日 まで （ ） 円/10a または 総額（ ） 円 ☐あり ☐無償 ☐物納（品目・量： ） ☐その他（ ） ⇒農地法3条での貸借。
④契約会	契約当日の持参するものについて	契約会当日は以下ものをご持参ください。 ●出し手（所有者）⇒認印、振込口座通帳の見開き部分の写し ●受け手（耕作者）⇒通帳印、振替口座通帳の見開き部分の写し（JA口座のみ振替での賃料支払い可） 契約相手は農地中間管理機構であること 後日、契約締結のために、出し手及び受け手ともに役場に来てもうらが、日程は後日通知されること 土地を返却する際、現状復旧が受け手の義務であること
⑤その他	下記について、説明を受け、承諾しているか。	☐はい ☐はい ☐はい

農地情報

所在	土地の表示			賃料		備考
	大字・字・地番	現況地目	地積 (㎡)	10aあたり	金額 (円)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

0筆

合計

土地改良区の賦課金等について (記入又は○印を付すこと)
() 土地改良区の賦課金：該当 (あり・なし)
◎経常賦課金 (水利費等) : (あり・なし)、延滞 (あり・なし)
◎償還賦課金 : (あり・なし)、延滞 (あり・なし)

農地売買等支援事業申請受付チェックシート（申請者に写しを渡すこと）

受付日：令和 年 月 日（ ）

対応者：受付場所 氏名

内容	確認事項	※ 下記確認した箇所に☑を記入し、必要事項を記入すること
①売り手（所有者）	農地所有者は健在か。	<p>☐はい 所有者氏名： _____ 住所： _____ 電話番号： _____</p> <p>☐いいえ ⇒未相続地は売買不可です。</p>
②買い手（耕作者）	買い手は売渡要件を満たしているか。	<p>☐はい 【☐認定農業者、☐特定農業法人、☐基本構想水準到達者、☐認定就農者】※該当のものを☑</p> <p>地域計画区域において、対象農地に農業を担う者として、位置付けられている。 ※目標地図に位置付けられた農業を担う者の場合でも、買入れを迅速に行う必要があり、地域計画の変更が間に合わない場合や、代替者に売り渡す場合で、後日、地域計画の変更が行われると見込まれる場合も含む。</p> <p>耕作者氏名： _____ 住所： _____ 電話番号： _____</p> <p>☐いいえ ⇒農地法3条でのみ、売買が可能です。</p>
③農地情報	対象農地は地域計画区域内及び農振農用地区域内か。	☐はい
※登記簿（写し）、固定資産課税明細書（写し）及び位置図又は公図（写し）を添付	抵当権等の担保物件は設定されていないか。	☐はい
	登記簿上の所有者の氏名、住所は最新か。	☐はい
	売買金額は確定しているか。	☐はい 全（ ） 筆、10aあたり（ ） 円、売渡金額（ ） 円
④契約会	契約当日の持参するものについて	<p>契約会当日は以下ものをご持参ください。</p> <p>●売り手（所有者）⇒実印、印鑑証明書、振込口座通帳</p> <p>●買い手（耕作者）⇒印（認印可）、住民票（法人の場合は法人登記全部事項証明書）</p>
⑤その他	下記について、説明を受け、承諾しているか。	<p>☐はい 契約相手は農地中間管理機構であること</p> <p>☐はい 買付手数料2%、売渡手数料2%かかること</p> <p>☐はい 後日、契約締結のために、売り手及び買い手ともに役場に来てもらうが、日程は後日通知されること</p> <p>☐はい 買い手から公社への土地代金支払いが期限を過ぎた場合、売買は全て失効すること</p>

農地情報

所在	土地の表示			譲渡価格		備考
	大字・字・地番	現況地目	地積 (㎡)	10aあたり	金額 (円)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

0 筆

合計

0 ㎡

合計

円

円

土地改良区の賦課金等について (記入又は○印を付すこと)

() 土地改良区の賦課金：該当 (あり・なし)

◎経常賦課金 (水利費等) : (あり・なし)、延滞 (あり・なし)

◎償還賦課金 : (あり・なし)、延滞 (あり・なし)

[参考] 農地売買等支援事業（補助事業）の実施地域

呼称	No.	地域計画	策定区域内		策定区域外
			農用地区域内	農用地区域外	
農用地	①	農地	○	農用地区域外の③④⑤を買い入れる場合 ○	—
	②	採草放牧地	○		
農用地等	③	混牧林利用地	○		×
	④	農業用施設用地	①②と併せて行う場合 ○	農用地区域内の①②③④と一体的に買い入れる場合 ○	
	⑤	開発して農用地とすることが適当な土地	○		
	⑥	開発して農業用施設用地とすることが適当な土地	①②と併せて行う場合 ○	農用地区域外の③④⑤を買い入れる場合 ○	

(注1) 開発して混牧林利用地とすることが適当な土地は×

(注2) 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程では「市街化区域を除く区域」

所有者不明農地借入事業・遊休農地解消対策事業の実務フロー

1 所有者不明農地借入事業

借入れまでに、知事への裁定申請や賃借料の供託など、対応する事項が多く、調整期間を要することから、前年度中の要望量調査に基づく事業実施としています（年度途中の新規案件は受け付けていません）。

No.	項目	時期	担当	(参考) スケジュール例
①	要望量調査	前年度の10月～1月末頃	機構	10/1～1/31
①	事前打合せ	4月	機構・農業委員会・市町村	4月
②	所有者の探索	公示前まで	農業委員会	～4月
③	所有者不明農地の公示	2ヶ月	農業委員会	5/1～6/30
④	所有者の申し出がなかった旨の通知	速やかに	農業委員会→機構	7/1
⑤	知事への裁定申請	2週間程度	機構→県	7/15
⑥	裁定申請の告示	毎週火曜又は金曜から2週間	県	8/14～8/28
⑦	常設審議委員会 (毎月15日前後)	告示満了から常設審議委員会を挟んで半月～1ヶ月	県・県農業会議	9/15
⑧	裁定通知	1～2週間程度	県→機構	9/24
⑨	裁定したことの告示	毎週火曜又は金曜から2週間	県	9/29～10/13
⑩ 担 い 手 資 金 関 係	借入申込書類提出期限	裁定申請の告示開始後以降	機構→全国協会	～11/18
	払出請求書提出期限	裁定したことの告示開始以降	機構→全国協会	～12/10
	払出日		全国協会→機構	12/21
	支払(供託)可能期間		機構→法務局	12/21～1/31
⑪	供託事務・支払(供託)		機構→法務局	12/21～1/31
⑫	借入始期 (裁定申請内容)		—	2/1

※借入始期に合わせ、別途貸付協議等を実施。

2 遊休農地解消対策事業

簡易整備や補助金事務など調整する事項が多いことから、前年度中の要望量調査に基づく事業実施としています（年度途中の新規案件は受け付けていません）。

また、簡易整備は冬季になると積雪により作業ができないことが見込まれるため、遅くとも11月までに整備が終了するようなスケジュールで取り組みます。

No.	項目	内容等	担当
①	要望量調査	前年度の10月～1月末頃	機構
①	事前打合せ	4月、スケジュール確認、 要請書の提出依頼	機構、市町村、 農業委員会
②	要請書の提出	要綱第2条	市町村→機構
③	事業採択通知	要綱第2条	機構→市町村
④	簡易整備内容に係る 打合せ	簡易整備内容（面積、整備内容、時 期、整備実施者）の確認	機構、市町村
⑤	借入協議	借入者との協議	機構
⑥※1	簡易整備実施者との 打合せ	整備内容（スケジュール、整備内 容、経費、工期等）を協議、見積書 の提出依頼	機構
⑦※1	簡易整備作業業務委託	業務委託契約書を締結	機構
⑧※1	現地確認	作業工程ごとに進捗確認	機構
⑨	完了確認	作業完了の報告後、速やかに市町 村担当者立会いのもと完了確認	機構、市町村
⑩※1	支払事務	業務委託契約書の内容に基づき支 払い	機構
⑪	貸付協議	貸付予定者との協議	機構
⑫	実績報告	県へ実績報告	機構→県

※1 簡易整備を委託する場合

※2 機構と県の補助金交付事務等を除いて記載

Ⅲ 様式

(文書番号)
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

○○市町村長 ○ ○ ○ ○
又は ○○○農業委員会
会長 ○ ○ ○ ○

農用地利用集積等促進計画作成要請書

農地中間管理事業により、下記のとおり権利の設定等（農作業の受委託）を行いたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に規定する農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。

記

- 1 権利設定等（農作業受委託）の内容
別紙「農用地利用集積等促進計画面案」（市町村作成）のとおり
- 2 確認内容
別紙「農業委員会による確認書」のとおり

※ 下線部は、農作業受委託の場合

別紙

農業委員会による確認書

確認内容（該当項目に✓を付ける）

1 再設定（更新）

- 再設定（更新）である
 - ⇒ 権利の設定等を受ける者
 - 変更なし → 農用地等の利用状況等の書類 添付不要
 - 変更あり
- 再設定（更新）でない

2 農用地

(1) 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）

- 区域内 → 市町村の意見聴取が必要（公社）
- 区域外 → 利害関係人の意見聴取が必要（公社）

(2) 機構法第 18 条第 5 項第 6 号イ（転用）又はロ（宅地造成等の開発行為）に掲げる土地

- 該当しない
- 該当する → 市町村の意見聴取が必要（公社）

3 権利の設定等（農作業の委託）を受ける者

(1) 地域計画に位置づけられた農業を担う者

- 農業を担う者
 - ⇒ 機構法施行規則第 12 条第 3 項第 4 号イからハマまでに定める要件（全部利用、常時従事等）
 - 該当する → 【個人】農用地等の利用状況等の書類 添付不要
 - 【法人】定款又は寄附行為 添付不要
 - 該当しない
- 農業を担う者以外

(2) 法人

ア 定款又は寄附行為

- 促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けている
 - ⇒ 定款又は寄附行為の内容変更
 - 変更なし → 添付不要
 - 変更あり
- 促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けていない

イ 法人の状況等を確認するための書類（定款又は寄附行為以外）

- 農地所有適格法人 → 添付不要
- 農地所有適格法人以外

別紙

農業委員会による確認書（売買）

確認内容（該当項目に✓を付ける）

1 農用地

(1) 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）

- 区域内 → 市町村の意見聴取が必要（公社）
- 区域外 → 利害関係人の意見聴取が必要（公社）

(2) 機構法第 18 条第 5 項第 6 号イ（転用）又はロ（宅地造成等の開発行為）に掲げる土地

- 該当しない
- 該当する → 市町村の意見聴取が必要（公社）

2 所有権の移転を受ける者

(1) 地域計画に位置づけられた農業を担う者

- 農業を担う者
 - ⇒ 機構法施行規則第 12 条第 3 項第 4 号イからハまでに定める要件（全部利用、常時従事等）
 - 該当する → 【個人】農用地等の利用状況等の書類 添付不要
→ 【法人】定款又は寄附行為 添付不要
 - 該当しない
- 農業を担う者以外

(2) 法人

ア 定款又は寄附行為

- 促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けている
 - ⇒ 定款又は寄附行為の内容変更
 - 変更なし → 添付不要
 - 変更あり
- 促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けていない

イ 法人の状況等を確認するための書類（定款又は寄附行為以外）

- 農地所有適格法人 → 添付不要

別紙

農業委員会による法令遵守等の確認書（追加）

確認内容（結果に✓を付ける）

1 農作業に従事する者の配置の状況

農作業に従事する者の配置の状況からして各農地で農作業を行うことが可能か。

- 可能
- 不可能

2 農業関係法令の遵守状況

農業関係法令（農地法、農振法、種苗法、農薬取締法）の違反がないか。

- ない
- ある

違反の時期	内 容

3 拒否権付株式の発行（法人の場合）

拒否権付株式を発行しているか。

- 発行していない
- 発行している

⇒ 種類株主総会における農業関係者の議決権

- 過半
- 1/2以下

(別紙)

整理番号	受付手氏名	農業委員会による確認書 棚										農業委員会による法守等の確認書 棚				権利の侵害等を受ける者の決定理由(促進計画様式6号相当)												
		1 再設定(更新)					3 権利の設定等を受ける者					1 農作業に従事する者の配置状況					2 農業関係法令の遵守状況		3 拒否権付株式の発行(法人)									
		受付手の変更有	受け手の変更無	該当	非該当	該当	区域外	区域外	該当有	該当無	全部利用等該当人	法人	7 定款等	過去に促進計画による貸借無	過去に促進計画による貸借有		過去に促進計画による貸借無	農地所有	左記以外	各農地での農作業	可能	不可能	違反有	違反無	発行有	発行無		
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												
21																												
22																												
23																												
24																												
25																												
26																												
27																												
28																												
29																												
30																												
31																												
32																												
33																												
34																												
35																												
36																												
37																												
38																												
39																												
40																												
41																												
42																												
43																												
44																												
45																												

【決定理由】

- ① 地域計画に農業を担う者として位置付けられている者
- ② 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる場合や、農業を担う者がいない農用地等において農業を担う者として適当な者が見つかった場合等であって、農作物の作付時期等の都合で迅速に買付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき
- ③ 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき
- ④ 農業を担う者に貸し付けられるまでの間に農業委員会等の関係機関が認めたとの者に貸し付ける場合(地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。)

【添付書類】 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人）

整理番号		農地所有適格法人の名称		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況（C）				賃借権の設定等を受ける農業生産法人の主な家畜の飼育状況（F）		賃借権の設定等を受ける農業生産法人の主な農機具の所有の状況（G）				
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	賃借権の設定等を受ける農業生産法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	事業の種類		関連事業等の内容		左記以外の事業の内容		種 類	数 量	種 類	数 量			
		現在	権利取得後	現在	権利取得後	現在	権利取得後							
農 地		農 業		事業の実施状況及び事業計画		左記以外の事業		種 類	数 量	種 類	数 量			
農 地	採 草 放 牧 地	農 地	採 草 放 牧 地	3年前	2年前	1年前	初年度					2年目	3年目	トラクター
採 草 放 牧 地	その 他	3年前	2年前	1年前	初年度	2年目	3年目	乳用牛	肉用牛(繁殖)	肉用牛(肥育)	繁殖豚	肉用豚	採卵鶏	ブロイラー
賃借権の設定等を受ける農業生産法人の構成員の状況（D）														
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		法人と構成員との取引関係等の内容	住 所	氏 名	年間農業従事日数		年間農業従事日数					
		面積 (m ²)	面積 (m ²)				前年実績	見込み	前年実績	見込み				
雇用労働力（年間延日数）		人日		権利取得後における当該農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（H）										

(記載注意)

- (1) 貸借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、貸借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に4つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年度」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする5事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D)欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E)欄の「年間農業従事日数」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

【添付書類】 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外の法人）

整理番号	法人の名称			賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外の法人）			賃借権の設定等を受ける法人の主な状況 (G)			
	賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜農事業に供している農用地の面積 (B) m ²	賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 (C)	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)	賃借権の設定等を受ける法人の主な状況 (F)	賃借権の設定等を受ける法人の主な状況 (G)	種類	数量			
(A) m ²			氏名	役職名	住所	年間農業従事日数 前年実績	見込み			
農地		農地						乳用牛	トラクター	
採草放牧地								肉用牛(繁殖)	田植機	
								肉用牛(肥育)	コンバイン	
								繁殖豚	乾燥機	
								肉用豚	トラック	
その他		採草放牧地						採卵鶏		
								ブロイラー		
雇用労働力（年間延日数）			権利取得後における当該農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)							
地域農業における他の農業者との役割分担の計画 (I)			人日							

(記載注意)

- (1) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
 - (2) (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えたと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
 - (3) (D)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
 - (4) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の前年従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
- なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労働管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

【添付書類】 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外）

整理番号	氏名又は名称		賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事者及び雇用労働力の状況 (D)	雇用労働力 (年間延べ労働日数)	農作業従事日数		賃借権の設定等を受ける者の主な農具の所有の状況 (F)		
	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (A) m ²	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)			賃借権の設定等を受ける者の主な畜の飼育状況 (E)	賃借権の設定等を受ける者の主な農具の所有の状況 (F)	種類	数量	種類
農地	農地		世帯員 (うち15歳以上65歳未満の者)		乳用牛 肉用牛(繁殖) 肉用牛(肥育) 繁殖豚 肉用豚 採卵鶏 ブロイラー		トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 トラック		
採草放牧地	採草放牧地		農業従事者 主として農業に従事する者 農業補助者 従として農業に従事する者	人 (人)					
その他	その他		世帯員 (うち15歳以上65歳未満の者)						
権利取得後における当該農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)									

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「肉用豚」等と記載する。
- (4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、「農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (5) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号○○、氏名又は名称、年齢、農作業従事日数を記載し、農地台帳を添付すること。

農用地利用集積等促進計画案作成依頼書

〇〇市町村長 様

公益社団法人岩手県農業公社
理事 長 〇 〇 〇 〇

次の農用地等の貸付について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の定めにより農用地利用集積等促進計画の案を作成のうえ提出願います。

所在地番（登記簿照合）		地目		面積			申出賃料		備考
				公簿 (㎡)	契約面積 (㎡)	10a当り (円)	年間賃料 (円)	期間 (年)	
大字	字	地番	公簿 (㎡)	契約面積 (㎡)	10a当り (円)	年間賃料 (円)	期間 (年)		
合計			0.00	0.00		0			

農用地利用集積等促進計画案
第1-1 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利の設定関係(賃借・一括方式)

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印		住所						
農地中間管理機構に権利の設定をする者(甲)		農地中間管理機構(乙)		公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○				盛岡市神明町7番5号						
農地中間管理機構から権利の設定を受ける者(丙)														
権利の設定をする土地(A)		(乙)及び(丙)に設定する権利(B)		徴収及び支払方法(C)		権利の設定をする土地の(甲)以外の権原者(D)				備考				
所在:(市町村)大字	地番	現況地目	面積(m ²)	権利の種類	内容(利用目的)	期間(○年)	借賃(年額)(円)	(甲)への支払方法	(丙)からの徴収方法		住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印
								令和○年から令和○年まで毎年12月20日までに指定の口座に振り込む なお、共通事項(13)に規定する手数料(借賃年額の1%)は毎年の借賃から引き去る	令和○年から令和○年まで毎年11月30日までに公益社団法人岩手県農業公社名義の口座 岩手県信用農業協同組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む なお、共通事項(13)に規定する手数料(借賃年額の1%)は毎年の借賃と併せて支払う	該当なし				
								借賃年額(円)① 100,000 手数料(円)② 1,000 手数料のうち消費税(円) 90 差引支払年額(円)①-② 99,000	借賃年額(円)① 100,000 手数料(円)② 1,000 手数料のうち消費税(円) 90 合計徴収年額(円)①+② 101,000					
合計		集												

注) (甲)、(丙)及び(D)欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

農用地利用集積等促進計画案
第1-2 農地中間管理権の設定関係 (貸借・借入)

1 各筆明細

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印		住所						
農地中間管理権の設定をする者 (甲)		農地中間管理権の設定をする者 (乙)		公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○				盛岡市神明町7番5号						
農地中間管理権の設定をする土地 (A)		(乙) に設定する農地中間管理権 (B)				農地中間管理権の設定をする土地の (甲) 以外の権原者 (C)								
大字	所在： (市町村) 字	地番	現況地目	面積 (㎡)	権利の種類	内容 (利用目的)	期間 (〇年)	借賃 (年額) (円)	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
									令和〇年から令和〇年まで毎年12月20日までに指定の口座に振り込むなお、共通事項(12)に規定する手数料 (借賃年額の1%) は毎年の借賃から引き去る	該当なし				
									借賃年額 (円) ① 100,000 手数料 (円) ② 1,000 手数料のうち消費税 (円) 90 差引支払年額 (円) ①-② 99,000					
合計														

注) (甲) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

農用地利用集積等促進計画案

第1-3 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係(貸借・貸付)

1 各筆明細

整理番号	区分		氏名又は名称	同意印	住所						
	農地中間管理機構(甲)	権利の設定を受ける者(乙)									
	農地中間管理機構(甲)	権利の設定を受ける者(乙)	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○		盛岡市神明町7番5号						
(乙) に設定する権利(B)											
権利の設定をする土地(A)											
所在: 大字	(市町村) 字	地番	現況地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容 (利用目的)	期間(○年)		借賃(年額) (円)	借賃の支払方法	備考
							始期	終期			
令和○年から 令和○年まで 毎年11月30日までに 公益社団法人岩手県 農業公社名義の口座 岩手県信用農業協同 組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む なお、共通事項(13)に 規定する手数料(借賃 年額の1%)は毎年の 借賃と併せて支払う											
借賃年額(円)① 100,000											
手数料(円)② 1,000											
手数料のうち消費税(円) 90											
合計徴収年額(円)①+② 101,000											
合計 筆											

注) (乙) の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

促進計画様式4号の2

農用地利用集積等促進計画案
第2 賃借権又は使用貸借による権利の移転関係（貸借・再配分）

1 各筆明細

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印		住所				
		農地中間管理機構（甲）		公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○				盛岡市神明町7番5号				
		権利の移転を受ける者（乙）										
権利の移転をする土地（A）			移転する権利（B）				備考					
所在： 大字	（市町村） 字	地番	現況地目	面積 （㎡）	権利の 種類	内容 （利用目的）	期間（○年） 始期 終期	借賃（年額） （円）	借賃の支払方法	住所	氏名又は 名称	権利移動 の同意印
									令和○年から 令和○年まで 毎年11月30日までに 公益社団法人岩手県 農業公社名義の口座 岩手県信用農業協同 組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む なお、共通事項(13)に 規定する手数料（借賃 年額の1%）は毎年の 借賃と併せて支払う			
合計												

注）（乙）及び権利の移転をする者の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

農用地利用集積等促進計画案
第3 経営受託権の設定関係 (一括方式)

1 各筆明細

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印		住所	
権利の設定をする土地 (A)		(乙) 及び (丙) に設定される権利 (B)		決済方法 (C)		権利の設定をする土地の (甲) 以外の権原者 (D)		備考	
所在： (市町村) 大字	地番	現況地目	面積 (㎡)	内容 (利用目的)	期間 (〇年) 始期	終期	損益の算定基準 (計算方法)		備考
							販売金額が受託経費を上回った場合	販売金額が受託経費を下回った場合	
							販売金額が受託経費を上回った場合	販売金額が受託経費を下回った場合	
							(丙) は (甲) に対し その年の12月20日までに (甲) の口座に振り込む	(甲) は (丙) に対し その年の12月20日までに (丙) の口座に振り込む	
							「受託農業経営に係る販売金額(共済金等を含む)」-「受託農業経営に係る受託経費(受託報酬を含む、報酬額は甲乙及び丙が協議して定める)」		
合計									

注) (甲)、(丙) 及び (D) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

農用地利用集積等促進計画案
第4 農作業受委託関係（一括方式）

1 各筆明細

整理番号	区分		氏名又は名称	同意印	住所	
	農地中間管理機構に農作業の委託をする者（甲）	農地中間管理機構（乙）				
			公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○		盛岡市神明町7番5号	
	農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者（丙）					
	農作業の委託をする土地（A）					
所在：（市町村）	現況地目	面積（㎡）	農作業委託の形態	農作業の内容	対価（円）	
大字						字
						備考 (甲)は(丙)に対し 毎年12月20日までに (丙)の口歴に振り込む
合計						

注) (甲)及び(丙)の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

農用地利用集積等促進計画案
第5-1 所有権移転関係 (売買・買入)
1 各筆明細

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印		住所								
		農地中間管理機構に所有権の移転をする者 (甲)														
		農地中間管理機構 (乙)		公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○ ○				盛岡市神明町7番5号								
所有権の移転をする土地 (A)		(乙)に移転する所有権 (B)				所有権の移転をする土地の (甲) 以外の権原者 (C)										
所在： (市町村)	地番	地目	面積 (㎡)	所有権の登記の有無	内容 (利用目的)	所有権移転の時期	対価	対価の支払方法	対価の支払期限	引渡の時期	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考	
																登記簿
大字																
合計 筆																

注) (甲) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

農用地利用集積等促進計画案
第5-2 所有権移転関係 (売買・売渡)

1 各筆明細

整理番号	区分		氏名又は名称	同意印	住所									
	農地中間管理機構 (甲)	農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者 (乙)			農地中間管理機構 (甲)	盛岡市神明町7番5号								
	所有権の移転をする土地 (A)		(乙)に移転する所有権 (B)		所有権の移転をする土地の (甲) 以外の権原者 (C)									
所在： (市町村)	地目	面積 (㎡)	所有権の登記の有無	内容 (利用目的)	所有権移転の時期	対価	対価の支払方法	対価の支払期	引渡の時期	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
大字														
合計														筆

注) (乙) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

農用地利用集積等促進計画

第1-1 農地中間管理権の設定及び貸借権又は使用貸借による権利の設定関係(貸借・一括方式)

1 各筆明細

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印		住所					
農地中間管理機構に権利の設定をする者(甲)		農地中間管理機構(乙)		公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○				盛岡市神明町7番5号					
農地中間管理機構から権利の設定を受ける者(丙)													
権利の設定をする土地(A)		(乙)及び(丙)に設定する権利(B)			徴収及び支払方法(C)				権利の設定をする土地の(甲)以外の権原者(D)			備考	
所在:(市町村)大字	現況地目	面積(m ²)	権利の種類	内容(利用目的)	期間(○年)	借賃(年額)(円)	(甲)への支払方法	(丙)からの徴収方法	住所	氏名又は名称	権原の種類		同意印
												始期	
							令和○年から令和○年まで毎年12月20日までに指定の口座に振り込む なお、共通事項(13)に規定する手数料(借賃年額の1%)は毎年の借賃から引き去る	(丙)からの徴収方法 令和○年から令和○年まで毎年11月30日までに公益社団法人岩手県農業公社名義の口座 岩手県信用農業協同組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む なお、共通事項(13)に規定する手数料(借賃年額の1%)は毎年の借賃と併せて支払う	該当なし				
							借賃年額(円)① 100,000 手数料(円)② 1,000 手数料のうち消費税(円) 90	借賃年額(円)① 100,000 手数料(円)② 1,000 手数料のうち消費税(円) 90					
合計							差引支払年額(円)①-② 99,000	合計徴収年額(円)①+② 101,000					

注) (甲)、(丙)及び(D)欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

促進計画様式5号の1-1（共通事項）

- 2 共通事項（貸借・一括方式）
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 権利の設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の支払猶予
災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (3) 借賃の増額又は減額
ア 甲、乙及び丙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第53条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案することができる。
イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。
ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙ができる。
エ 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 違約金
丙は、1の各筆明細に定めた借賃の支払を遅延したときは、遅延した額について遅延した期間に応じ年14.6%の割合で計算した違約金を乙に支払わなければならない。
- (5) 境界の明示
甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。
- (6) 障害の除去
甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、土石の除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用に支障を来す障害を除去する。
- (7) 修繕及び改良
ア 甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は丙が修繕することができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 乙又は丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (8) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、権利の期間が満了したときは、当該附属物を取去する義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。ただし、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙は取去の義務を負わない。
イ 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得なければならない。また、乙が丙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。
ウ イに基づき丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は丙が負い、取去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、丙は取去の義務を負わない。
エ 権利の期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附属物を取去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。
- (9) 租税公課等の負担
ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。
- (10) 賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、次のいずれかに該当するときは、若手県知事の承認を受けて、乙が取得した権利を解除することができる。
ア この定める農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）第12条第1号に規定する期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。
イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。
ウ 丙が、当該土地を適正に利用していないと認められるとき（機構法第21条第2項第1号）。
エ 丙が、正当な理由がなく機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき（機構法第21条第2項第3号）。
オ 丙が、正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義誠実の原則に反した行為をしたとき。
カ 丙が、その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (11) 賃貸借又は使用貸借の終了
天災地変その他、甲、乙及び丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (12) 当該土地の返還
ア 権利の期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙及び丙は、法令に基づく権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかなる問わず返還の代償を請求してはならない。
- (13) 手数料の支払
甲及び丙は、乙の定める事業規程第11条及び手数料徴収要領により手数料を乙に支払う。
- (14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で権利が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (15) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	当該土地改良区名	備考
経常賦課金（水利費等）	耕作者 土地所有者		
償還賦課金	耕作者 土地所有者		

農用地利用集積等促進計画
第1-2 農地中間管理権の設定関係 (貸借・借入)

1 各筆明細

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印		住所						
農地中間管理権の設定をする者 (甲)		農地中間管理権の設定をする者 (乙)		公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○ ○				盛岡市神明町7番5号						
農地中間管理権の設定をする土地 (A)		(乙) に設定する農地中間管理権 (B)				農地中間管理権の設定をする土地の (甲) 以外の権原者 (C)								
大字	所在： (市町村) 字	地番	現況地目	面積 (㎡)	権利の種類	内容 (利用目的)	期間 (○年)	借賃 (年額) (円)	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
									令和○年から令和○年まで毎年12月20日までに指定の口座に振り込むなお、共通事項(12)に規定する手数料 (借賃年額の1%) は毎年の借賃から引き去る	該当なし				
									借賃年額 (円) ① 100,000 手数料 (円) ② 1,000 手数料のうち消費税 (円) 90 差引支払年額 (円) ①-② 99,000					
合計														筆

注) (甲) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

促進計画様式5号の1-2（共通事項）

2 共通事項（貸借・借入）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 農地中間管理権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の農地中間管理権は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

(3) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案することができる。

イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲及び乙が協議の上、定めることができる。

エ 甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

(5) 障害の除去

甲は、当該土地に設定する農地中間管理権の始期までに、土石の除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用に支障を来す障害を除去する。

(6) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は転借人が修繕することができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は転借人は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(7) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。

また、乙が附属物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が満了したときは、当該附属物を取去する義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。ただし、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙は取去の義務を負わない。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得なければならない。

また、乙が転借人に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、転借人が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。

ウ イに基づき転借人が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は転借人が負い、取去に要した経費も転借人の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、転借人は取去の義務を負わない。

エ 農地中間管理権の期間が満了するときは、転借人は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附属物を取去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び転借人は、原状回復の義務を負わない。

(8) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(9) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、若手県知事の承認を受けて、乙が取得した賃借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 乙の定める農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）第12条第1号に規定する期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。

(10) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲、乙及び転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(11) 当該土地の返還

ア 農地中間管理権の期間が満了するときは、転借人は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙及び転借人は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙及び転借人は、法令に基づく権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(12) 手数料の支払

甲は、乙の定める事業規程第11条及び手数料徴収要領により手数料を乙に支払う。

(13) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び当該土地所在の市町村が協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	当該土地改良区名	備考
経常賦課金(水利費等)	耕作者		
	土地所有者		
償還賦課金	耕作者		
	土地所有者		

農用地利用集積等促進計画

第1-3 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係(貸借・貸付)

1 各筆明細

整理番号	区分		氏名又は名称	同意印	住所				
	農地中間管理機構(甲)	権利の設定を受ける者(乙)							
	農地中間管理機構(甲)	権利の設定を受ける者(乙)	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○		盛岡市神明町7番5号				
(乙) に設定する権利 (B)									
権利の設定をする土地 (A)									
所在:	市町村)	面積 (㎡)	種類の種類	内容 (利用目的)	期間 (○年)	借賃(年額) (円)	借賃の支払方法	備考	
大字	字 地番				始期 終期				
							令和○年から 令和○年まで 毎年11月30日までに 公益社団法人岩手県 農業公社名義の口座 岩手県信用農業協同 組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む なお、共通事項(13)に 規定する手数料(借賃 年額の1%)は毎年の 借賃と併せて支払う 借賃年額(円)① 100,000 手数料(円)② 1,000 手数料のうち消費税(円) 90 合計徴収年額(円)①+② 101,000		
合計								筆	

注) (乙) の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

促進計画様式5号の1-3（共通事項）

2 共通事項（貸借・貸付）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利は、

1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権又は使用貸借による権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の賃借権又は使用貸借による権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

(3) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び乙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案することができる。

イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが甲又は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲及び乙が協議の上、定めることができる。

エ 甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 違約金

乙は、1の各筆明細に定めた借賃の支払を遅延したときは、遅延した額について遅延した期間に応じ年14.6%の割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(5) 賃借権又は使用貸借の解除

本計画により設定される賃借権又は使用貸借による権利は、乙が次のいずれかに該当するときは岩手県知事の承認を受けて、解除することができる。

ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第2項第1号）。

イ 正当な理由がなく機構法第21条第1項の規定による報告をしないうとき（機構法第21条第2項第3号）。

ウ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義誠実の原則に反した行為をしたとき。

エ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(6) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、当該土地について転貸し、又は賃借権又は使用貸借による権利を譲渡してはならない。

(7) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(8) 附属物の設置等

ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行うことについて、甲が同意しようとする場合には、甲は事前に設置について土地所有者の同意を得なければならない。また、甲が乙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを通知するものとする。

イ アに基づき乙が附属物を設置した場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去る義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。ただし、土地所有者及び甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙は取去の義務を負わない。

ウ 権利の存続期間が満了するときは、乙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附属物を取去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、甲及び乙は、原状回復の義務を負わない。

(9) 租税公課等の負担

ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(10) 賃借権又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、賃借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

ア 甲の定める農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）第12条第1号に規定する期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（機構法第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号。甲、乙及び土地所有者の責めに帰することができない事由により当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、乙が残存する部分のみでは賃借権の目的を達することができないうときを含む。）

(11) 当該土地の返還

ア 賃借権又は使用貸借が満了するときは、乙は、その満了の日までに、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(12) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、機構法第21条第1項の規定により、当該土地の利用状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

(13) 手数料の支払

乙は、甲の定める事業規程第11条及び手数料徴収要領により手数料を甲に支払う。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容等	乙及び転借人の支払額についての甲の償還すべき額及び方法等	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	当該土地改良区名	備考
経常賦課金(水利費等)	耕作者 土地所有者		
償還賦課金	耕作者 土地所有者		

促進計画様式5号の2

農用地利用集積等促進計画

第2 賃借権又は使用貸借による権利の移転関係（貸借・再配分）

1 各筆明細

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印		住所					
		農地中間管理機構（甲）		公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○				盛岡市神明町7番5号					
		権利の移転を受ける者（乙）											
権利の移転をする土地（A）		移転する権利（B）				権利の移転をする者（これまでの耕作者）		備考					
大字	所在：（市町村） 字	地番	現況地目	面積 （㎡）	権利の 種類	内容 （利用目的）	期間（○年）		借賃の支払方法	住所	氏名又は 名称	権利移動 の同意印	
							始期	終期					
									令和○年から 令和○年まで 毎年11月30日までに 公益社団法人岩手県 農業公社名義の口座 岩手県信用農業協同 組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む なお、共通事項(13)に 規定する手数料（借賃 年額の1%）は毎年の 借賃と併せて支払う				
									借賃年額(円)① 100,000 手数料(円)② 1,000 手数料のうち消費税(円) 90 合計徴収年額(円)①+② 101,000				
合計		筆											

注）（乙）及び権利の移転をする者の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

促進計画様式5号の2（共通事項）

2 共通事項（貸借・再配分）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃借権又は使用貸借による権利の設定
 - 1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の賃借権又は使用貸借による権利は、本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (3) 借賃の増額又は減額
 - ア 甲及び乙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案することができる。
 - イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。
 - ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが甲又は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲及び乙が協議の上、定めることができる。
 - エ 甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 違約金

乙は、1の各筆明細に定めた借賃の支払を遅延したときは、遅延した額について遅延した期間に応じ年14.6%の割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。
- (5) 賃借権又は使用貸借の解除

本計画により設定される賃借権又は使用貸借による権利は、乙が次のいずれかに該当するときは岩手県知事の承認を受けて、解除することができる。

 - ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第2項第1号）。
 - イ 正当な理由がなく機構法第21条第1項の規定による報告をしないうとき（機構法第21条第2項第3号）。
 - ウ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義誠実の原則に反した行為をしたとき。
 - エ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (6) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、当該土地について転貸し、又は賃借権又は使用貸借による権利を譲渡してはならない。
- (7) 修繕及び改良
 - ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
 - イ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
 - ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (8) 附属物の設置等
 - ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行うことについて、甲が同意しようとする場合には、甲は事前に設置について土地所有者の同意を得なければならない。また、甲が乙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを通知するものとする。
 - イ アに基づき乙が附属物を設置した場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。ただし、土地所有者及び甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙は取去の義務を負わない。
 - ウ 権利の存続期間が満了するときは、乙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附属物を取去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、甲及び乙は、原状回復の義務を負わない。
- (9) 租税公課等の負担
 - ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
 - イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
 - ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。
 - エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。
- (10) 賃借権又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、賃借権又は使用貸借による権利を解除することができる。

 - ア 甲の定める農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）第12条第1号に規定する期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（機構法第20条第1号）。
 - イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号。甲、乙及び土地所有者の責めに帰ることができない事由により当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、乙が残存する部分のみでは賃借権の目的を達することができないときを含む。）
- (11) 当該土地の返還
 - ア 賃借権又は使用貸借が満了するときは、乙は、その満了の日までに、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
 - イ 乙は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (12) 権利取得者の責務
 - ア 乙は、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 - イ 乙は、機構法第21条第1項の規定により、当該土地の利用状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (13) 手数料の支払

乙は、甲の定める事業規程第11条及び手数料徴収要領により手数料を甲に支払う。
- (14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

○別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容等	乙及び転借人の支払額についての甲の償還すべき額及び方法等	備考

○別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	当該土地改良区名	備考
経常賦課金(水利費等)	耕作者 土地所有者		
償還賦課金	耕作者 土地所有者		

農用地利用集積等促進計画
第3 経営受託権の設定関係（一括方式）

1 各筆明細

整理番号	区分		氏名又は名称	同意印	住所		備考
	農地中間管理機構に権利の設定をする者（農業経営の委託をする者）（甲）	農地中間管理機構（乙）			氏名又は名称	住所	
	農地中間管理機構に権利の設定をする者（農業経営の委託をする者）（甲）						
	農地中間管理機構（乙）	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○			盛岡市神明 盛岡市神明町7番5号		
	農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（農業経営の委託を受ける者）（丙）						
権利の設定をする土地（A）		（乙）及び（丙）に設定される権利（B）		決済方法（C）		権利の設定をする土地の（甲）以外の権原者（D）	
所在：（市町村） 大字	現況地目	面積 （㎡）	内容 （利用目的）	損益の算定基準 （計算方法）		販売金額が受託経費を上回った場合 （甲）は（甲）に対し その年の12月20日までに （甲）の口座に振り込む	販売金額が受託経費を下回った場合 （甲）は（丙）に対し その年の12月20日までに （丙）の口座に振り込む
				期間（〇年） 始期	終期		
			「受託農業経営に係る販売金額（売済金等を含む）」－「受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む、報酬額は甲、乙及び丙が協議して定める）」				
合計							

（注）（甲）、（丙）及び（D）欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

促進計画様式5号の3（共通事項）

2 共通事項（経営受託権の設定）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利（以下「経営受託権」という。）は、2の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

なお、丙が農業協同組合又は農事組合法人である場合には、このほか当該農業協同組合又は農事組合法人が定める農業経営受託規程によるものとする。

(1) 経営受託権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の経営受託権は、本計画の公告により、本計画が定めるところによる農業の経営の委託が行われ設定される。

(2) 委託の解除

ア 乙は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、甲から受けた農業経営の委託を解除することができる。

(イ) 農業経営の委託を受けてから6か月を経過してもなお当該土地の経営受託権の設定を行うことができる見込みがないと認められるとき。

(イ) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

イ 乙は、丙が次のいずれかに該当するときは岩手県知事の承認を受けて、乙が丙に行った農業経営の委託を解除することができる。

(イ) 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

(イ) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(3) 善管注意義務

乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が最も収益を得られるように努めるものとする。

(4) 主宰権

委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）の運営に関する事項（(9)附属物の設置等を除く。）の全ては、丙が決定する。

(5) 収穫物の所有権

受託農業経営の事業により生ずる収穫物の所有権は、丙に帰属する。

(6) 受託農業経営に係る損益の帰属

受託農業経営に係る損益は、甲に帰属する（減収の場合の危険負担は、甲が負う）。

(7) 受託農業経営に係る損益の算定基準（計算方法）

ア 受託農業経営に係る損益は、次に掲げる算式により計算するものとする。

「受託農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」－「受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含み、報酬額は甲、乙及び丙が協議して定める。）」

イ 丙は、受託農業経営に係る収支の内訳を整理する。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は丙が修繕することができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）等法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 乙又は丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行おうとする場合には、附属物等の内容、設置等の期間、設置及び取去の費用、取去者等、必要な事項についてあらかじめ甲、乙及び丙が協議を行いその取扱いを決定する。

(10) 農業経営の状況の報告

丙は受託した農業経営の経過及び結果を書面等により記録するものとする。また、丙は受託した農業経営の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により乙に報告するとともに、甲に対しても同様に報告するものとする。

(11) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、受託農業経営に係る受託経費に含め、甲が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、受託農業経営に係る受託経費に含め、甲が負担する。

(12) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	該当土地改良区名	備考
経常賦課金(水利費等)	耕作者 土地所有者		
償還賦課金	耕作者 土地所有者		

1 各筆明細

整理番号	区分		氏名又は名称	同意印	住所
	農地中間管理機構に農作業の委託をする者（甲）	農地中間管理機構（乙）			
			公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○		盛岡市神明町7番5号
		農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者（丙）			
	農作業の委託をする土地（A）		（乙）及び（丙）に委託する農作業（B）		備考
所在：（市町村）	面積（㎡）	農作業受委託の形態	農作業の内容	対価（円）	
大字	現況地目		期間（○年） 始期 終期		（甲）は（丙）に対し 毎年12月20日までに （丙）の口座に振り込む
字	地番				
合計					

注）（甲）及び（丙）の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

促進計画様式5号の4（共通事項）

- 2 共通事項（基幹3作業以上の受委託）
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより契約が締結されたときとみなされる農作業の委託は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 契約の締結
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業（以下「当該農作業」という。）の委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。
- (2) 契約の解除
ア 本計画により乙が甲と締結したときとみなされる契約は、次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。
(7) 農作業の委託を受けてから6か月を経過してもなお当該土地の農作業の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
(4) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
イ 本計画により乙が丙と締結したときとみなされる契約は、丙が次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。
(7) 当該農作業を適正に行っていないと認められるとき。
(4) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- (3) 善管注意義務
乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が求める結果が得られるよう努めるものとする。
- (4) 履行状況の報告
ア 丙は、受託した農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録するものとする。また、丙は、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により乙に報告するとともに、甲に対しても同様に報告するものとする。
イ 丙は、甲又は乙からの請求があるときは、受託した農作業の履行状況について、アに準じて報告するものとする。
- (5) 農作業の委託に伴う対価に関する債権及び債務の取扱い
本計画により委託される農作業の対価に関する債権及び債務は、甲と丙の間で存在し、乙は対価の受領及び支払に関する一切の債権及び債務を有しない。
- (6) 農作業の委託に関する対価の増減額請求
甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積の間に差異があっても、異議を述べず、また、丙は甲に対し農作業の委託に関する対価の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
ア 経済的条件の変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に関する対価が著しく不相当と認められるとき。
イ 災害その他の事由により、本計画により委託される農作業の一部又は全部を遂行することが著しく困難となったとき。
- (7) 損害の賠償
甲、乙及び丙のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は甲が負う。また、乙は、丙が受託した農作業に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わないものとする。
- (8) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、乙に対し15年以上の期間で農作業が委託されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (9) その他
本計画に定めのない事項（品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、乙を介さず甲と丙で適宜取り決めることとし、本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。
- 2 共通事項（特定農作業受委託）
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより契約が締結されたときとみなされる農作業の委託は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 契約の締結
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業（以下「当該農作業」という。）の委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。
- (2) 契約の解除
ア 本計画により乙が甲と締結したときとみなされる契約は、次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。
(7) 農作業の委託を受けてから6か月を経過してもなお当該土地の農作業の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
(4) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
イ 本計画により乙が丙と締結したときとみなされる契約は、丙が次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。
(7) 当該農作業を適正に行っていないと認められるとき。
(4) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- (3) 善管注意義務
乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が求める結果が得られるよう努めるものとする。
- (4) 履行状況の報告
ア 丙は、受託した農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録するものとする。また、丙は、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により乙に報告するとともに、甲に対しても同様に報告するものとする。
イ 丙は、甲又は乙からの請求があるときは、受託した農作業の履行状況について、アに準じて報告するものとする。
- (5) 農作業等の委託に伴う対価に関する債権及び債務の取扱い
本計画により委託される農作業の対価に関する債権及び債務は、甲と丙の間で存在し、乙は対価の受領及び支払に関する一切の債権及び債務を有しない。
- (6) 農作物の販売の委託
ア 丙は、当該土地で生産された農作物を丙の名義をもって販売する。
イ アの販売に関する甲から丙への委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。
- (7) 農作業の委託に関する対価の増減額請求
甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積の間に差異があっても、異議を述べず、また、丙は甲に対し農作業の委託に関する対価の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
ア 経済的条件の変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に関する対価が著しく不相当と認められるとき。
イ 災害その他の事由により、本計画により委託される農作業の一部又は全部を遂行することが著しく困難となったとき。
- (8) 損害の賠償
甲、乙及び丙のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は丙が負う。また、乙は、丙が受託した農作業に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わないものとする。
- (9) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、乙に対し15年以上の期間で農作業が委託されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (10) その他
本計画に定めのない事項（品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、乙を介さず甲と丙で適宜取り決めることとし、本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。

農用地利用集積等促進計画
第5-1 所有権移転関係 (売買・買入)
1 各筆明細

整理番号		区分		氏名又は名称		同意印		住所								
		農地中間管理機構に所有権の移転をする者 (甲)														
		農地中間管理機構 (乙)		公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○ ○				盛岡市神明町7番5号								
所在： (市町村)		地目		所有権の登記の有無		面積 (㎡)		所有権の移転をする土地 (A)				所有権の移転をする土地の (甲) 以外の権原者 (C)				備考
大字	字	地番	登記簿	現況	内容 (利用目的)	所有権移転の時期	対価	対価の支払方法	対価の支払期	引渡の時期	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
								口座振込			該当なし					
合計		筆														

注) (甲) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

促進計画様式5号の5-1（共通事項）

2 共通事項（売買・買入）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告により、その所有権移転の時期に移転する。

(2) 所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、甲は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されている場合は、所有権移転の時期までにその登記を抹消しなければならない。

(3) 対価の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、意義を述べず、また、対価の増減を請求しない。

(4) 障害の除去等

ア 甲は、当該土地の引渡の時期までに、土石の除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用に支障を来す障害を当該土地から除去しなければならない。

イ 当該土地の引渡し後においてアの障害（以下、単に「障害」という。）が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対しその障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ウ 甲の行う履行の追完の方法は、甲及び乙が協議して定める。

エ 甲が乙の定めた相当の期間内に履行の追完を行わないときは、乙はその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。その場合の損害賠償金の額は、対価の10パーセントに相当する額とする。

オ 乙は、障害を知った日から1年以内に甲に障害があることを通知しないときは、障害があることを理由として履行の追完の請求、対価の減額の請求、法律関係の解除及び損害賠償金の請求をすることができない。ただし、甲が引渡し以前に障害があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6) 禁止行為

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。

イ 当該土地に構築物を設置すること。

ウ 当該土地の形質を変更すること（「(4) 障害の除去等」のアの除去義務の履行にともなう行為を除く。）。

(7) 租税公課等の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権移転の時期の属する年度については、甲が負担する。

(8) 所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、乙の申請により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(9) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。

(10) 債務不履行による法律関係の解除

ア 甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ イの損害賠償金は、対価の10パーセントに相当する額とする。

(11) 土地の滅失等

本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

(12) 本計画に定められた法律関係の失効

乙が行う当該土地の売渡において、売渡の相手方から乙に対して別に定める支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、売渡に係る法律関係が失効することに伴い、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係も同様に失効する。

(13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び当該土地所在の市町村が協議する。

農用地利用集積等促進計画
第 5-2 所有権移転関係 (売買・売渡)

1 各筆明細

整理番号	区分		氏名又は名称	同意印	住所									
	農地中間管理機構 (甲)	農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者 (乙)			農地中間管理機構 (甲)	農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者 (乙)								
			公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○		盛岡市神明町 7 番 5 号									
	所有権の移転をする土地 (A)						所有権の移転をする土地の (甲) 以外の権原者 (C)	備考						
所在： (市町村)	地目	面積 (㎡)	所有権の登記の有無	内容 (利用目的)	所有権移転の時期	対価			対価の支払方法	対価の支払期限	引渡の時期	住所	氏名又は名称	権原の種類
大字	登記簿 現況													
合計														

注) (乙) 及び (C) 欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

2 共通事項 (売買・売渡)

この農用地利用集積等促進計画 (以下「本計画」という。) の定めるところにより行われる所有権の移転は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1 の各筆明細に記載された土地 (以下「当該土地」という。) の所有権は、本計画の公告があり、1 の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権移転の時期に移転する。

(2) 本計画に定められた法律関係の失効

1 の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、甲は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されている場合は、所有権移転の時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 対価の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の 1 の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6) 形質等の変更の禁止

甲は、所有権の移転後引き渡しまでの間は、当該土地の形質等の変更をしてはならない。

(7) 租税公課等の負担

当該土地に係る固定資産税は、その所有権移転の時期の属する年度については、甲が負担する。土地改良賦課金等は原則として、乙が負担する。

(8) 所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、甲の申請により行うものとし、乙及び当該土地所在の市町村はこれに協力する。

(9) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。

(10) 債務不履行による法律関係の解除

ア 甲又は乙は、その相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ イの損害賠償金は、対価の 10 パーセントに相当する額とする。

(11) 土地の滅失等

ア 本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、当該土地の全部が天災地変その他、甲及び乙の責に帰すべからざる理由により滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

イ 本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、当該土地の一部が天災地変その他、甲及び乙の責に帰すべからざる理由により滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、甲及び乙は本計画による 1 の各筆明細に記載された対価の変更その他必要な事項について協議する。

(12) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び当該土地所在の市町村が協議する。

権利の設定等を受ける者の決定理由

1 対象農用地

(1) 所有者：○○○○

(2) 地番等：○○○○○○○○○○○○○○○○ 外○筆

2 権利の設定等を受ける者

○○○○

3 決定理由（該当理由に✓を付ける）

- 地域計画に農業を担う者として位置付けられている者
- 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となり、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付け（売渡し）を行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき
- 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付ける（売り渡す）ことが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付ける（売り渡す）とき
- 農業を担う者に貸し付ける（売り渡す）までの間に農業委員会等の関係機関が認めたその他の者に貸し付ける（売り渡す）場合（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）

※ 下線部は、売渡しの場合

岩農公発第 号
年 月 日

岩手県知事 ○○○○ 様

盛岡市神明町 7 番 5 号
公益社団法人岩手県農業公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○

農用地利用集積等促進計画認可申請書

農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により認可申請します。

この促進計画に関する同法第 18 条第 3 項の規定による農業委員会等からの意見聴取について、下記のとおり報告します。

記

1 農業委員会

- 要 意見あり（別紙「意見書」のとおり）
 意見なし
 不要（同法第 18 条第 11 項の規定（農業委員会からの要請）に該当）

2 市町村

- 要 意見あり（別紙「意見書」のとおり）
 意見なし
 不要 地域計画の区域外
 同法第 19 条第 2 項の規定（促進計画案の提出）に該当

3 利害関係人

- 要 意見あり（内容は別添のとおり）※当公社ホームページで意見聴取
 意見なし
 不要（地域計画の区域内）

農用地利用集積等促進計画書

令和〇年度第〇〇〇号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。

令和 年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社

理 事 長 ○ ○ ○ ○

促進計画様式 9 号

岩農公発第 号
年 月 日

〇〇市町村長 様

公益社団法人岩手県農業公社
理 事 長 〇 〇 〇 〇

農用地利用集積等促進計画作成通知書

当公社の業務運営につきましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

貴市町村所在の農用地について、岩手県知事 (岩手県知事から権限移譲を受けた市町村長) から認可を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、別添のとおり農用地利用集積等促進計画を定めましたので通知します。

※ 下線部は、岩手県知事から権限移譲を受けた市町村長が認可する場合

岩農公発第 号
年 月 日

〇〇〇〇 様

公益社団法人岩手県農業公社
理 事 長 〇 〇 〇 〇

農用地利用集積等促進計画作成通知書

当公社の業務運営につきましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

貴台が貸借（売買）^①する農用地について、岩手県知事（岩手県知事から権限移譲を受けた市町村長）^②から認可を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、別添のとおり農用地利用集積等促進計画を定めましたので通知します。

なお、この農用地利用集積等促進計画書は、契約書に相当するものですので、権利の設定期間内（関係手続き完了までの間）^①は、大切に保管していただきますようお願いいたします。

※ 下線部^①は、売買の場合

※ 下線部^②は、岩手県知事から権限移譲を受けた市町村長が認可する場合

農用地等の買入れ及び売渡しあっせん（申出）及び農用地利用集積等促進計画作成要請書

令和 年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇
 〇〇〇農業委員長 〇〇〇〇

次の農用地等を農地中間管理機構の特例事業（農地売買等事業）により、貴公社が買入れ、売り渡すようあっせん（申出）します。
 また、この売買について、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。
 なお、土地の表示の「農振農用地」欄に〇印を付した農用地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農用地であることを証明します。

買入れあっせん（申出）農用地等				売渡予定者					
所有者	住所 氏名	土地の表示		譲渡価格	譲渡理由 (✓を付すこと)	住所 氏名	年齢 借入地	才 計	
所在地番 (登記簿照会) 市町村：〇〇〇	登記簿 現況	地目	面積 (㎡)	農振 農用地	所有権以外 に設定され ている権利 の種類	10a当たり (円)	金額 (円)		
					<input type="checkbox"/> 農業廃止のため <input type="checkbox"/> 兼業による経営縮小 <input type="checkbox"/> 労力不足のため <input type="checkbox"/> 耕作不便、低生産地のため <input type="checkbox"/> 資金が必要なため <input type="checkbox"/> 営農資金 <input type="checkbox"/> 農地購入資金 <input type="checkbox"/> 相続資金 <input type="checkbox"/> 農業外の事業資金 <input type="checkbox"/> 住宅資金 <input type="checkbox"/> 負債整理資金 <input type="checkbox"/> 災害に基づく資金 <input type="checkbox"/> 療養その他生活資金 <input type="checkbox"/> 開発計画に協力するため <input type="checkbox"/> 相手方の要望に応えるため 上記以外の理由の場合は その理由を記入のこと	経営 内容等	農用地経営面積 田 a 畑 a 採草放牧地 a 計 a 主な利用農機具 飼養家畜 農業専従者 人 (人) 農業補助者 人 (人)		
買入理由(規模拡大の理由を具体的に記入のこと)									
その他参考事項 (〇印を付すこと)									
1 この農用地等について係争中の事件は、ない・ある									
2 この農用地等の売渡しの見通しは、ある・ない									
3 この農用地等の売買契約は、急ぐ・急がない									
4 その他									
合計				0.00			0		

農地等の利用状況報告書

年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

住所
氏名

㊞

農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき報告を求められた農地等の利用状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告により賃借権の設定等を受けた者の氏名等

氏 名	住 所

- 2 報告に係る土地の作付面積等

地 目	賃借権設定等 面積(m ²)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	永年性作物の場 合の生産数量	備 考

- 3 当該農用地等の周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼしている影響

- 4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

- 5 法人の場合は業務執行役員の状況

氏 名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業 の年間従事日数

- 6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 報告する者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 農地中間管理機構に報告する場合は、市町村を經由して報告してください。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款の写しを添付してください。
- 4 記の2の「報告に係る土地の作付面積等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 記の3の「当該農用地等の周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 6 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取組状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 7 記の5の「業務執行役員の状況」については、個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

年 月 日

(〇〇市町村 経由)
公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

住 所
氏 名

印

賃借料改定協議申出書

年 月 日付公告で { 〇〇市町村が定めた農用地利用集積計画
岩手県知事が認可した農用地利用配分計画 } により、
{ 岩手県知事が認可した農用地利用集積等促進計画 }

権利が設定された農用地の賃借料について、共通事項 () の規定に基づき、賃借料改定の協議をお願いします。

※ 留意事項

該当しない計画を削除のうえ提出すること。

年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

〇〇市町村長

賃借料改定協議について

年 月 日付公告で { 〇〇市町村が定めた農用地利用集積計画
岩手県知事が認可した農用地利用配分計画
岩手県知事が認可した農用地利用集積等促進計画 } により、

権利が設定された農用地の賃借料について、農業者から別添のとおり賃借料改定協議申出書の提出がありましたので、協議されるよう申し出ます。

※ 留意事項

該当しない計画を削除のうえ提出すること。



農用地の賃料改定合意書兼通知書

{ ○○市町村が定めた農用地利用集積計画
公益社団法人岩手県農業公社が定めた農用地利用配分計画
公益社団法人岩手県農業公社が定めた農用地利用集積等促進計画 } により権利が設定された
下記農用地の賃料について、共通事項 () の規定に基づき、改定に合意があったことから通知します。

年 月 日

賃貸人 盛岡市神明町7番5号
公益社団法人岩手県農業公社
理事長 ○ ○ ○ ○

賃借人 (住所)
(氏名)



○○市町村農業委員会会長 様

記

1 権利を設定している土地の所在等

土地の表示		○○市町村		地目		面積(m ²)		改定後賃料(円)		備考
所在	地番	公簿	現況	公簿	契約	10a 当り	年額			(改定前賃料(円))
計	筆									

2 支払額 (単位：円)

	賃料①	手数料②	うち消費税	支払額①+②
改定前				
改定後				

- 3 権利の設定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 改定賃料適用開始年度 年度
- 5 賃料改定合意日 年 月 日
- 6 その他参考となるべき事項 年 月 日付け○○市町村又は岩手県公告

第 号
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

〇〇市町村農業委員会
会長

農用地貸借契約の解約について

年 月 日付けで下記の農用地貸借契約の合意解約の申し出がありましたので、解約の協議をお願いします。

記

- 1 対象農用地
- 2 賃貸人氏名
- 3 転借人氏名
- 4 解約理由

農用地に設定した権利の合意解約書兼通知書

年 月 日

〇〇市町村農業委員会会長 様

通知者 賃貸人 (住所)
(氏名)

賃借人 盛岡市神明町7番5号
公益社団法人岩手県農業公社
理事長 ○ ○ ○ ○

賃貸人及び賃借人は、下記の土地に設定している権利の解約の協議をした結果、年 月 日に合意が成立したので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏名（名称）	現住所
賃貸人	(氏名)	(住所)
賃借人	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○	盛岡市神明町7番5号

2 土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 〇〇市町村	地番	地目		面積 m ²	備考 (借賃)
		登記簿	現況		
計	筆				

- 3 設定している権利の内容
 - 年 月 日 付け〇〇市町村公告により定めた農用地利用集積計画のとおり
 - 年 月 日 付け岩手県公告により定めた農用地利用集積等促進計画のとおり
- 4 3の権利の解約の申入れをした日 年 月 日
- 5 3の権利の解約の合意が成立した日 年 月 日
- 6 3の権利の合意による解約をした日 年 月 日
- 7 土地の引渡しの時期 年 月 日
- 8 賃料の取扱 年度から賃料は発生しない
- 9 その他参考となるべき事項 農地法第18条第1項ただし書きに該当する事由：同項第2号に該当

農用地に設定した権利の合意解約書兼通知書

年 月 日

〇〇市町村農業委員会会長 様

通知者 賃貸人 盛岡市神明町7番5号
 公益社団法人岩手県農業公社
 理事長 ○ ○ ○ ○
 賃借人 (住所)
 (氏名)

賃貸人及び賃借人は、下記の土地に設定している権利の解約の協議をした結果、 年 月 日に合意が成立したので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名(名称)及び住所

当事者の別	氏名(名称)	現住所
賃貸人	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 ○ ○ ○ ○	盛岡市神明町7番5号
賃借人	(氏名)	(住所)

2 土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 〇〇市町村	地番	地目		面積 m ²	備考 (借賃)
		登記簿	現況		
計	筆				

- 3 設定している権利の内容 年 月 日 付け〇〇市町村公告により定めた農用地利用集積計画のとおり
 年 月 日 付け岩手県公告により定めた農用地利用配分計画のとおり
 年 月 日 付け岩手県公告により定めた農用地利用集積等促進計画のとおり
- 4 3の権利の解約の申入れをした日 年 月 日
- 5 3の権利の解約の合意が成立した日 年 月 日
- 6 3の権利の合意による解約をした日 年 月 日
- 7 土地の引渡しの時期 年 月 日
- 8 賃料の取扱 年度から賃料は発生しない
- 9 その他参考となるべき事項 農地法第18条第1項ただし書きに該当する事由：同項第2号に該当

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

農地中間管理事業契約者情報変更申出書【出し手（地権者）用】

貴公社と（現在の契約者名） _____との平成（令和） ____年 ____月 ____日付
け _____公告による農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画について、下記の
とおり契約者情報の変更がありましたので、手続き方お願いします。

なお、当該農用地に係る契約条件については変更ありません。

記

1 （変更後の）契約者の氏名

_____（現在の契約者との続柄： _____）

【変更事由（該当事由に○）】

契約者死亡・相続等・その他（ _____）

2 （変更後の）契約者の住所

_____（現在の契約者の旧住所： _____）

3 （変更後の）振込先

(1) (変更後の) 氏名 _____

(2) (変更後の) 契約者との続柄 _____

(3) (変更後の) 口座情報

金融機関 _____ 農協・銀行・信金 _____ 支店・支所

口 座 普通・当座・貯蓄 口座番号 _____

フリガナ (_____)

口座名義人名 _____

(4) 振込先変更事由（該当事由に○）

契約者死亡・相続等・その他（ _____）

【添付資料】※コピーで結構です。

1 契約者の氏名変更の場合

(1) 農用地の所有権移転済（登記完了）の場合：登記簿謄本または農地台帳の写し

(2) 契約者死亡・相続登記未了の場合：

・契約者がお亡くなりになったことがわかる書類（戸籍謄本など）

・現契約者と新契約者の続柄がわかる書類（戸籍謄本など）

(3) 結婚等による姓名変更：戸籍謄本など

2 振込先変更の場合

振込先口座の通帳の写し（フリガナ・記号番号が分かる面）

3 その他 必要な書類など

記入例

記入日

令和 年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

申出者の住所・氏名・電話番号の記入と押印をお願いします。

住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 _____

現在(変更前)の契約者の氏名を記入してください。

契約者情報変更申出書【出し手(地権者)用】

_____との平成(令和)____年____月____日付

け_____公告による農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画にて、下記の

とおり契約者情報の変更があり

不明の場合には、別途確認のうえで公社が記入します。

なお、当該農用地に係る契約条件については変更ありません。

記

1 (変更後の)契約者の氏名

_____ (現在の契約者との続柄: _____)

【変更事由(該当事由に○)】

契約者死亡・相続等・その他(_____)

2 (変更後の)契約者の住所

_____ (現在の契約者の旧住所: _____)

3 (変更後の)振込先

(1) (変更後の)氏名 _____

(2) (変更後の)契約者との続柄 _____

(3) (変更後の)口座情報

金融機関 _____ 農協・銀行・信金 _____ 支店・支所 _____

口座 普通・当座・貯蓄 口座番号 _____

フリガナ (_____)

口座名義人名 _____

(4) 振込先変更事由(該当事由に○)

契約者死亡・相続等・その他(_____)

変更後の方の氏名等の記入をお願いします。

【添付資料】※コピーで結構です。

1 契約者の氏名変更の場合

(1) 農用地の所有権移転済(登記完了)の場合: 登記簿謄本または農地台帳の写し

(2) 契約者死亡・相続登記未了の場合:

・契約者がお亡くなりになったことがわかる書類(戸籍謄本など)

・現契約者と新契約者の続柄がわかる書類(戸籍謄本など)

(3) 結婚等による姓名変更: 戸籍謄本など

2 振込先変更の場合

振込先口座の通帳の写し(フリガナ・記号番号が分かる面)

3 その他 必要な書類など

変更の事情に応じて、1の(1)~(3)、2の根拠資料をそれぞれ付してください。

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

農地中間管理事業契約者情報変更申出書【受け手（耕作者）用】

貴公社と（現在の契約者名） _____との平成（令和） ____年 ____月 ____日付
け _____公告による農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画について、下記の
とおり契約者情報の変更がありましたので、手続き方お願いします。

なお、当該農用地に係る契約条件については変更ありません。

記

1 （変更後の）契約者の氏名

_____（現在の契約者との続柄： _____）

【変更事由（該当事由に○）】

契約者死亡・相続等・その他（ _____）

2 （変更後の）契約者の住所

_____（現在の契約者の旧住所： _____）

3 （変更後の）振替先

(1) (変更後の) 氏名 _____

(2) (変更後の) 契約者との続柄 _____

(3) (変更後の) 口座情報

金融機関 _____ 農協・銀行・信金 _____ 支店・支所

口 座 普通・当座・貯蓄 口座番号 _____

フリガナ (_____)

口座名義人名 _____

(4) 振替先変更事由（該当事由に○）

契約者死亡・相続等・その他（ _____）

【添付資料】 ※コピーで結構です。

1 契約者の氏名変更の場合

(1) 農用地の所有権移転済（登記完了）の場合：登記簿謄本または農地台帳の写し

(2) 契約者死亡・相続登記未了の場合：

・契約者がお亡くなりになったことがわかる書類（戸籍謄本など）

・現契約者と新契約者の続柄がわかる書類（戸籍謄本など）

(3) 結婚等による姓名変更：戸籍謄本など

2 振込先変更の場合

振込先口座の通帳の写し（フリガナ・記号番号が分かる面）

3 その他 必要な書類など

記入例

記入日

令和 年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

申出者の住所・氏名・電話番号の記入と押印をお願いします。

住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 _____

現在(変更前)の契約者の氏名を記入してください。

契約者情報変更申出書【受け手(耕作者)用】

_____との平成(令和) 年 月 日付

け _____ 公告による農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画に _____、下記の

とおり契約者情報の変更があります。

不明の場合には、別途確認のうえで公社が記入します。

なお、当該農用地に係る契約条件については変更ありません。

記

1 (変更後の) 契約者の氏名

_____ (現在の契約者との続柄: _____)

【変更事由(該当事由に○)】

契約者死亡・相続等・その他 (_____)

2 (変更後の) 契約者の住所

_____ (現在の契約者の旧住所: _____)

3 (変更後の) 振替先

(1) (変更後の) 氏名 _____

(2) (変更後の) 契約者との続柄 _____

(3) (変更後の) 口座情報

金融機関 _____ 農協・銀行・信金 _____ 支店・支所 _____

口座 普通・当座・貯蓄 口座番号 _____

フリガナ (_____)

口座名義人名 _____

(4) 振替先変更事由(該当事由に○)

契約者死亡・相続等・その他 (_____)

変更後の方の氏名等の記入をお願いします。

【添付資料】※コピーで結構です。

1 契約者の氏名変更の場合

(1) 農用地の所有権移転済(登記完了)の場合: 登記簿謄本または農地台帳の写し

(2) 契約者死亡・相続登記未了の場合:

・契約者がお亡くなりになったことがわかる書類(戸籍謄本など)

・現契約者と新契約者の続柄がわかる書類(戸籍謄本など)

(3) 結婚等による姓名変更: 戸籍謄本など

2 振込先変更の場合

振込先口座の通帳の写し(フリガナ・記号番号が分かる面)

3 その他 必要な書類など

変更の事情に応じて、1の(1)~(3)、2の根拠資料をそれぞれ付してください。

IV 例規等

農地中間管理事業の実施に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う農地中間管理事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 公社は、事業の実施に当たっては、法第3条の規定により岩手県が策定する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に基づき行うものとする。

(事業実施区域及び推進体制等)

第3条 事業の実施区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域に定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）以外の区域とする。

- 2 事業の重点実施区域は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の区域内とする。
- 3 公社は、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第19条第3項に規定する地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等との連携を密にして、地域計画の達成に向けて、一体的に業務を推進するものとする。
- 4 公社は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請を活用しつつ、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

(農地中間管理権を取得する農用地等)

第4条 公社は、地域計画の区域内の農用地等について、地域計画の達成に向けて、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。

- 2 公社は、地域計画の区域外の農用地等について、事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められた場合には、農地中間管理権を取得することを検討する。
- 3 公社が農地中間管理権を取得する農用地等については、次のいずれにも該当しない農用地等とする。
 - (1) 農業委員会が再生不能と判定した遊休農地その他農用地等として利用することが著しく困難な農用地等
 - (2) 土地の境界や権利関係が未確定であるなど利用上の支障がある農用地等

(3) その他借受希望者が見込めない農用地等

(機運の醸成)

第5条 公社は、市町村等と連携しながら次に掲げる状況等の把握を行い、事業活用による農地の集積・集約化の促進に向けた機運の醸成に努めるものとする。

- (1) 地域計画の作成・見直しの状況
- (2) 各地域の担い手の状況
- (3) 各地域の遊休農地の現状及び今後の見通し等

(借受希望者の募集等)

第6条 公社は、地域計画の達成に資するよう、市町村等の関係機関と連携して、農用地の借受希望者を募集等する。

(農地中間管理権の取得方法)

第7条 公社は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを行い、権利設定にあたっての具体的な内容を計画的に協議するものとする。

- 2 地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による市町村等からの促進計画の案が提出された場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行うものとする。
- 3 農用地等の貸借等に係る滞留期間を極力短くするため、一括方式（農地中間管理権の設定等及び貸借権の設定等を同一の促進計画で行うことをいう。）によるほか、一括方式によらない場合であっても、借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けるものとする。
- 4 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の安定経営に資するよう、原則として10年以上となるようにするものとする。
- 5 農地法第32条及び第33条の利用意向調査によって公社への貸付けの意向が示され、又は同法第36条の公社と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば貸付が行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地解消に向けた国の予算事業の活用を検討するものとする。
- 6 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

第8条 〔削除〕

(農用地等の貸付を行う方法)

第8条の2 公社は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項に規定する農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して定めることが原則となるが、次の各号のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が地域計画の達成に資することを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- (1) 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる場合や、農業を担う者がいない農用地等において農業を担う者として適当な者が見つかった場合等であって、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が見込まれるとき。
- (2) 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき。
- (3) 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合であって、地域計画の達成に支障を生じないとき。

2 公社は、地域計画の区域外の農用地等において、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による市町村等からの促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とし、農業委員会又は市町村等からの提出があった促進計画の案について、次の各号の観点について確認した上で、貸付先の決定を行う。

- (1) 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃解消に資するものであること。
- (2) 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
- (3) 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。
- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

3 公社は、ホームページに当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法を明示した上で、意見聴取を行うものとする。

4 貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。

5 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

（農業経営の受委託を行う方法）

第8条の3 公社は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。

- 2 農業経営の受託者（公社から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（公社に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うものとする。その他の基準については第4条の規定を準用する。
- 3 農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画における権利設定の始期・終期・存続期間・損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式（委託者から公社への委託及び公社から受託者への委託を一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。）により取り扱うことを原則とする。
- 4 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、委託者及び受託者が協議の上、公社が決定することを原則とする。その他の方法については、第7条の規定を準用するものとする。
- 5 農業経営の委託については、第8条の2及び前項の規定を準用するものとする。

（農作業の受委託を行う方法）

第8条の4 公社は、地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれることを対象とすることが適当であることから、公社が受託する農作業の種類については、「特定農作業受託」又は「基幹三作業以上の受託」とする。

- 2 農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画における農作業内容、農作業の委託に係る始期・終期、契約期間、対価、賃料、支払方法等）を行い、調整が調ったものを委託の一括方式により取り扱うことを原則とする。また、次の各号に基づくこととする。
 - (1) 対価の支払方法については、委託者及び受託者が協議の上、公社を経由しないで行うことを原則とする。
 - (2) 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により委託者に直接報告するとともに、公社に対してもその写しを提供する。
 - (3) 促進計画の定めのない事項（品種、農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者の間で適宜取り決めることとし、公社に対してもその内容を書面等により提供する。
 - (4) 農作業の受託に係る契約期間については、委託者及び受託者が協議の上、公社が決定することを原則とする。その他の方法については、第7条の規定を準用するものとする。
- 3 農作業の委託については、第8条の2及び前項の規定を準用するものとする。

第9条 〔削除〕

(農地中間管理権を有する農用地等で行う研修事業)

第9条の2 公社は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者等に対する農業の技術又は経営方法等を実地に習得させるための研修事業を行うことができる。

(共有者不明及び所有者不明農用地等の対応)

第9条の3 公社は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意(法第22条の4に規定する同意をいう。)の通知があったときは、当該農用地等に係る促進計画について岩手県知事に認可申請を行うことができる。

2 公社は、所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第41条に基づく通知があった場合、第4条の基準を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要と判断した場合には、岩手県知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請することができる。

3 前項の農業委員会から通知があった農地のうち、地域計画の区域内の農地については、速やかに、当該農地の利用権の設定に関し裁定の申請を行うものとする。

(賃料の水準等)

第10条 事業による農用地等の賃料は、近傍類似の農用地等の賃料を基本とし、公社が相手方と協議の上決定する。

2 公社が農業経営を受託するとき及び公社が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額(共済金等を含む。)」から「農業経営に係る受託経費(受託報酬を含む。)」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。具体的な損益の算定については、委託者及び受託者と協議の上、公社が決定することを原則とする。

3 公社が農作業を受託するとき及び公社が農作業を委託するときの委託料については、委託者及び受託者が協議の上、公社が決定することを原則とする。

(手数料)

第11条 事業による公社の手数料は、次に掲げるもののほか、必要な事項は、農地中間管理事業手数料徴収要領等に定める。

2 公社の借入れ及び貸付けに係る手数料は、年額とし、賃料年額のそれぞれ1%相当の額(消費税及び地方消費税含む。)とする。

3 使用貸借、農業経営の受委託、農作業の受委託に係る手数料は徴収しない。

4 手数料は、円滑な事業推進に資する目的で徴収し、事業の運営・推進に要する経費に充当する。

5 理事長は、災害その他特別の理由があるときは、手数料の一部又は全部を免除することができる。

(契約の解除等)

第 12 条 公社は、農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当する場合、岩手県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約を解除することができる。

- (1) 農地中間管理権を取得後、2年を経過してもなお貸付けの見通しがたたないとき。
- (2) 農業経営等の委託を受けてから6か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- (3) 災害その他の事由により、農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(利用条件改善の基準)

第 13 条 公社は、農地中間管理権の設定期間が10年以上の農用地等について、当該農用地等の所有者及び貸付を予定している者又は貸付者から法第2条第3項第5号に掲げる業務の実施に係る要望があった場合、当該業務を実施することができる。

(農用地等の利用状況の報告)

第 14 条 公社は、必要に応じて、貸付者から農用地等の利用状況の報告を求めるものとする。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第 15 条 公社は、相談又は苦情に応ずる窓口を農地中間管理部に置く。

(関係機関等との連携)

第 16 条 公社は、事業の実施に当たり、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市町村公社等の関係機関・団体と十分に連携しながら行うものとする。

(業務委託)

第 17 条 公社は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、管理耕作、利用条件改善の業務及びデータ管理等の業務について、業務委託を行うことができる。

- 2 公社は、市町村以外に業務の一部を委託した場合は、その相手方及び委託の内容を市町村に通知するものとする。
- 3 公社は、透明性を担保する観点から、委託する業務内容を明確にするとともに、委託コストの削減に努めるものとする。

(事業評価委員会)

第 18 条 公社に、農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、事業の実施状況を評価するとともに、公社の理事長に必要な意見を述べることができる。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第 18 条の 2 社は、事業の実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施等を適切に行うとともに、速やかに岩手県知事に報告し、必要に応じて助言を仰ぐこととする。

(補則)

第 19 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日認可)

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 19 日認可)

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 29 年 9 月 25 日認可)

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日認可)

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (令和元年 11 月 1 日認可)

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日認可)

1 この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。ただし、改正前の規程に基づき令和 4 年度までに実施した事業の取り扱いについては、なお従前の例による。

(経過措置)

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条及び第 10 条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、公社が農地中間管理権の設定等を受け、又は貸借権の設定等を行う場合の取り扱いについては、第 8 条の 2 から第 8 条の 4 に準じて行うものとする。

附 則 (令和 7 年 6 月 30 日認可)

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程

第1章 総則

(事業実施の基本方針)

第1条 公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条に基づき岩手県において作成される農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農業経営基盤の強化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農地売買等事業（法第7条第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）（以下「特例事業」という。）を行うものとする。

- 2 公社が特例事業を行うに当たっては、ほ場の分散保有を解消しつつ農業経営の規模を拡大し、農作業の効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう実施するものとする。
- 3 市町村が定める地域計画（法第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。以下「地域計画」という。）の区域内において特例事業を実施する場合は、当該計画の達成に資することとなるように実施するものとする。
- 4 3で定めるほか、特例事業の対象者は、法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）を優先するものとし、認定農業者の農業経営改善計画の達成に寄与するよう実施するものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が行う特例事業の実施区域は、岩手県における市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、当該区域以外の区域に存する農用地（法第4条第1項第1号に定める土地をいう。以下同じ。）と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く区域とする。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う特例事業の対象は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- (1) 農用地
- (2) 木竹の育成に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- (3) 次に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他

これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
ウ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

(4) 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供されることが適当な土地について実施する特例事業（研修等事業を除く。）は、農用地につき実施するこれらの事業と併せ行う場合に限るものとする。

（事業実施に当たっての調整等）

第4条 公社が特例事業を行うに当たっては、国、県、市町村、農業委員会、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター、県農業経営・就農支援センター（法第11条の11に規定するセンターをいう。）、県農業大学校、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関、団体と十分連絡・調整を図るものとする。

また、公社の行う農地中間管理事業との連携・調整を図るものとする。

2 公社が特例事業を行うに当たっては、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（法第4条第3項に規定する事業をいう。）その他の農地集積・集約化のための施策と連携して行うものとする。

3 公社は、特例事業の円滑な実施を図るため、公社が行う当該事業に係る事務の一部を市町村等に委託することができる。

（事業実施計画）

第5条 公社は、毎年度、その行う事業の種類毎に事業の実施計画を定めるものとする。

第2章 農地売買等事業

（事業内容）

第6条 公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等その他農地保有の合理化を促進する等効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農用地等を買入れ（法第4条第1項第2号から第4号の土地にあつては、農用地と一体として買入れる場合に限る。）、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

（事業実施の原則）

第7条 公社が、特例事業として行う農用地等の買入れ、交換、売渡し及び貸付けは、原則として、地域計画の区域内において実施する場合は、当該計画の達成に資することとなるよう行うものとする。

また、地域計画の区域外の農用地等において、所有権を取得する際には、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第18条第11項の農業委員会の要請又は同法第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進

計画の案の提出があった場合を基本とする。

(農用地等の買入れ)

第 8 条 農用地等の買入れは、地域計画の区域内においては当該計画の達成又は農業経営基盤の強化に資すると見込まれるものに限り行うものとする。

2 公社は、農用地等を買入れようとする場合には、これらの土地等について実地調査等を行い、買入れることを相当と認めたときは、これらの土地等の所有権を有する者とこれらの土地等の買入れに関する契約の締結を行うものとする。

3 公社は、農用地について機構法第 18 条の農用地利用集積等促進計画を活用せずに買入れを行う場合には、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、当該農用地の存する区域を地区とする農業委員会に届け出るものとする。

(農用地等の売渡し)

第 9 条 農用地等の売渡しに当たっては、第 17 条の規定に基づいて売渡しの相手方を選定し、その者と当該農用地等の売渡しに関する契約の締結を行うものとする。

(買入価格等)

第 10 条 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を総合的に勘案した上で、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

2 農用地等の買入価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。

3 農用地等の買入対価は、原則として買入れに係る農用地等の所有権移転登記完了後支払うものとする。

(売渡価格等)

第 11 条 農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち公社が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等につき前条の規定により算定される額を勘案したうえで、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

2 農用地等の売渡対価は、原則として売渡しに係る農用地等の所有権移転登記完了の日までに徴収するものとするが、止むを得ない事情があると認められる場合には、その期日を延期することができるものとする。

(農用地等の交換)

第 12 条 農用地等の交換に当たっては、第 17 条の規定に基づき交換の相手方を選定し、交換の対象となるべき農用地等の実地調査等を行った上、これを相当と認めたときは、

交換に関する契約の締結を行うものとする。

(対価の支払の方法)

第 12 条の 2 農用地等の売買に係る対価の支払の方法は、第 10 条第 3 項及び前条第 2 項によるほか、公社が買入れ及び売渡する相手方と協議の上、決定するものとする。なお、その他の特例事業に係る支払いについてもこれを準用するものとする。

(農用地等の貸付け)

第 13 条 公社が第 8 条第 2 項により買入れた農用地等は、次の場合には、第 17 条の規定に基づいて貸付けの相手を選定し、別に定める様式によりその者と当該農用地等の賃貸借に関する契約の締結を行うことができるものとする。

- (1) 担い手の農業経営の安定を確保する観点から、売渡しを予定している者に対し、売渡しまでの間貸し付ける場合
 - (2) 新規就農者等の育成及び農地保有の合理化を推進する観点から特に必要と認められる場合であって、新規就農希望者等へ貸し付ける場合
- 2 貸付けの期間は、農地保有の合理化を促進する上で必要な期間の定期賃貸借とするものとする。
- 3 農用地等の貸付けに係る賃貸借契約においては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 618 条の規定による解約権の留保は付さないものとする。

(貸賃)

第 14 条 公社が農用地等を賃貸借により貸し付ける場合における貸賃は、次のとおりとするものとする。

- (1) 農地については、農地法第 5 2 条及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 103 条第 1 項の規定により農業委員会から提供を受けた借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額
- (2) 法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する土地については、開発後の土地の借賃又は貸賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定した額
- (3) その他の土地については、土地の種類毎に近傍の土地の借賃又は貸賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃又は貸賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は貸賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額

(農用地等の一時的貸付け)

第 15 条 公社は、本事業の目的に従い農用地等を売り渡し、又は貸し付けるまでの間、当該農用地等を暫定的に使用することを相当と認める者に一時的に貸し付けることができるものとする。

- 2 前項の規定により農用地等を貸し付ける場合には、農用地及び法第 4 条第 1 項第 4 号の土地については、原則として使用貸借による権利の設定を行うものとし、法第 4 条第

1 項第 2 号及び第 3 号の土地については賃貸借による権利の設定を行うものとする。

(農用地の買入れの基準)

第 16 条 農用地等の買入れのときの基準は次に掲げるものとする。

- (1) 農地保有の合理化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するような農用地等であること。
- (2) 当該農用地等の価格が、第 10 条の規定に照らして適切であると判断されること。
- (3) 当該農用地等賃料が、農地法第 52 条及び農地法施行規則第 103 条第 1 項の規定により農業委員会から提供を受けた借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること。
- (4) その他農業経営の基盤の強化に資すると見込まれるものに限ること。

(農用地等の売渡し等の相手方)

第 17 条 公社が、農地売買等事業の実施により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地域計画の区域内において、公社が売り渡そうとする農用地等に農業を担う者が位置付けられている場合には、売渡しの相手方はその者に限るものとする。
 - (2) 目標地図に位置付けられた農業を担う者以外の者が、農作物の作付期間等の都合で買入れを迅速に行う必要があり、地域計画の変更が間に合わない場合や、目標地図に位置付けられた者に売り渡すことが困難となったときに備えてあらかじめ地域計画により定めた代替者に売り渡す場合で、後日、地域計画の変更が行われると見込まれる場合にあっては、売渡しの相手方はその者に限るものとする。
- 2 前項以外の場合にあっては、認定農業者を優先するものとし、原則として、次のすべての要件を満たしている個人又は農地所有適格法人であることとする。

ただし、貸付けを行う場合には、本条中「農地所有適格法人」とあるのは、「農地所有適格法人及び農地法第 3 条第 3 項各号に掲げる要件を全て満たす法人（農地所有適格法人以外の法人に限る。）」と読み替えるものとする。

- (1) その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあっては、飼養規模。以下同じ。）が、市町村毎に理事長が別に定める基準面積を超えるものであること。

ただし、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者にあっては、市町村及び農業委員会から当該者が権利を取得することが適切である旨の意見があった場合は、この限りでない。

- (2) その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。
- (3) その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。
- (4) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる農

業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、他の農業者の中に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であると見込まれること。

3 前項各号に掲げる全ての要件を備えている者が2人以上いる場合における優先順位は、市町村及び農業委員会の意見を聴いて、農業経営基盤強化促進基本構想（法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に掲げる農業経営の指標や農用地の効率的な利用や集団化など総合勘案して定めるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、農業農村整備事業等の計画に基づき、農用地等の売渡し、交換又は貸付けを行おうとする場合には、理事長が別の定めをすることができるものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、公社は次に掲げる適格団体（農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官通知。）別添1の(1)のオの①に定める団体をいう。）に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる。

(1) 国、地方公共団体

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

(3) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

(4) 土地改良区〔略〕

6 公社が、前項の適格団体に対して農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる場合は、次の要件をすべて満たす場合とする。

(1) 当該農用地等の売渡し、又は貸付けが、農業農村整備事業等の計画に基づくものであること。

(2) 当該農用地等を直接農業者に売り渡し、交換し、又は貸し付けるよりも適格団体に売り渡し、交換し、又は貸し付ける方が、農地保有の合理化に著しく寄与すると認められること。

(3) 当該農用地等の用途が次に該当するものであること。

ア 前項の(1)に対する売渡し、交換又は貸付けの場合にあっては、当該農用地等を共同放牧場等農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

イ 前項の(2)に対する売渡し、交換又は貸付けの場合にあっては、当該農用地等を稚蚕共同飼育の用に供する桑園、共同放牧場等の直接又は間接の構成員である農業者の行う農業経営に直接的に必要な施設の用に供すると認められること。

ウ 前項の(3)に対する売渡し、交換又は貸付けの場合にあっては、当該農用地等を乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う農業者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し又はその飼養の事業を行う農業者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

エ 前項の(4)に対する売渡し、交換又は貸付けの場合にあっては、当該混牧林利用地及び当該農業用施設用地を農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

(4) 当該農用地等に係る利用計画が適正に定められており、かつ、その管理等が効率的に行われると認められること。

7 公社が、農用地等を適格団体に売渡し、交換又は貸付けを行う場合、当該農用地等の利用が、売渡し、交換又は貸付けの目的に従って適正に行われるよう次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 用途指定

農用地等の売渡し、交換又は貸付けを行う際には、次に定めるところにより、用途指定を行なうものとする。

ア 指定用途

当該農用地等の供しなければならない用途を具体的に定める。

イ 指定期日

指定用途に供しなければならない期日として、相手方の事業計画、資金計画等からみて適当と認められる期日を定める。

ウ 指定期間

指定用途に供しなければならない期間として、農用地等の売渡し又は交換を行う場合にあっては、指定用途に供する期日より5年間（ただし、指定期間の終了日が売渡しの日から10年を超える場合は、売渡しの日より10年間）の期間を指定し、貸付けを行う場合にあっては、指定期日の翌日からその貸付けの期間とする。

(2) 買戻特約

農用地等の売渡しを行う場合には、買戻期間を売渡しの日から予め指定する期間の終了の日まで（ただし、買戻しの指定期間の終了日が売渡しの日から10年を超える場合は、売渡しの日より10年間）の期間を指定し、次に掲げる買戻しの特約等を行うものとする。

ア 買戻権を実行する場合は、次のとおりとする。ただし、土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律によって当該農用地等が収用され、又は使用された場合はこの限りでない。

(ア) 指定期間中に指定用途に供しなくなった場合

(イ) 指定期間中に指定以外の用途に供した場合

(ウ) 売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をした場合

(エ) 地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をした場合

イ 買戻しの特約には、次の内容を定めるものとする。

(ア) 適格団体が支払った代金につき返還するものとする。ただし、当該返還金には利息は付さない。

(イ) 買い受けた適格団体の負担した契約に要する費用は返済しないものとする。

(ウ) 買戻しの特約をして売渡しをする場合には、売買契約による所有権移転の登記の申請と同時に買戻しの特約の登記の申請を行うものとする。

- (3) 前号アに掲げる用途指定違反等（貸付けにあっては、用途指定違反）の事実を確認した場合には、買戻権を実行し、貸付けにあっては貸借契約の解除等を行うものとする。

（管理等）

第 18 条 公社は、農用地等の売渡し等を行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理（農用地にあっては、近傍類似の農用地で一般に行われており、かつ、従来の当該農用地の形質を基本的に変更しない範囲内において行われる耕作を含む。）するものとする。

- 2 前項の管理のための耕作は、農業委員会による農用地等の利用関係についてのあっせんの事業その他地域における農用地等の利用調整活動によっても当該農用地等の売渡し等を行う相手方又は第 15 条の規定に基づき一時的に貸し付ける相手方が当面いない場合に限り行うものとする。

（目的外処分）

第 19 条 公社が本事業の実施により買い入れた農用地等が本事業の目的以外の目的に供することが相当となった場合には、当該農用地等を適正かつ合理的な土地利用の確保に配慮しつつ他の目的に供することができるものとする。

（未墾地の取得等）

第 20 条 法第 4 条第 1 項第 4 号の土地の買入れは、農業農村整備事業等の実施が確実と見込まれる地域内の土地につき第 4 条に規定する機関又は団体から公社において買入れる又は借り受けるべき旨の申出を受けた場合（自らこれらの事業を実施する場合を除く。）に限り行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定により買い入れた土地を、原則として前項の事業へ参加又は自ら前項の事業を実施することにより売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

附 則（平成 26 年 6 月 2 日承認）

- 1 この規程は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。
- 2 農地保有合理化事業として実施した農地売買等事業に係るものはなお従前の例による。
- 3 農地保有合理化事業の実施に関する規程は、この規程の施行の日をもって廃止する。

附 則（平成 28 年 5 月 30 日承認）

この規程は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 2 日承認）

この規程は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日承認）

この規定は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。

農地中間管理事業業務委託実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が、農地中間管理事業（以下「事業」という。）を効果的かつ効率的に推進するため、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）に基づく業務の一部を市町村等に委託する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(委託先)

第2条 業務の委託は、事業の趣旨に即してその業務を適正かつ円滑に処理することができる者に対して行うものとする。

(委託対象業務)

第3条 公社は、知事の承認を得たうえで、次の業務を市町村等に委託することができる。

- (1) 事業の推進に関する業務（窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く。）
- (2) 借受けに関する業務
- (3) 貸付けに関する業務
- (4) 利用条件の改善等に関する業務
- (5) 管理等に関する業務

2 前項の業務の詳細は、別表第1に掲げるとおりとする。

(委託の実施)

第4条 公社は、原則として、全ての市町村に対し、前条第1号から第3号までの業務を委託するものとする。

2 公社は、市町村以外の者であっても、事業の効果的かつ効率的な推進に寄与すると認められる場合には、前項の業務を委託することができる。この場合、重複を避ける観点から、当該業務は市町村と分担して委託するものとする。

3 公社は、委託する業務の性質又は目的が競争入札に適しない場合を除き、競争入札に付す等委託コストの削減に努めるものとする。

(委託費の使途及び金額)

第5条 第3条第1号から第3号の業務に係る委託費の使途は、職員の手当、臨時職員の賃金及び共済費、旅費、消耗品費、通信費、印刷費等とする。ただし、委託先が市町村以外の場合は、職員の給料及び社会保険料を含むものとする。

2 第3条第4号及び第5号の業務に係る委託費の使途は、公社と受託者が協議のうえ別途定める。

3 委託費の額は、別表第2に掲げる単価により算出した額の合計額（以下「積算額」とい

う。)とする。ただし、第3条第1項第1号から第3号までの業務については、積算額と業務に要した経費の合計額のいずれか少ない額とする。

(委託契約)

第6条 業務を受託しようとする市町村等は、受託業務実施計画書（別記様式第1号。以下「実施計画書」という。）を作成し、別途定める期限までに公社に提出するものとする。

2 公社は、実施計画書の内容が適当と認めたときは、当該内容を対象とした業務委託契約を締結するものとする。

3 受託者は、受託業務を行うために「農地中間管理契約台帳閲覧システム」の利用を希望する場合は、農地中間管理契約台帳閲覧システム利用申込書（別記様式第4号。以下「利用申込書」という。）を公社に提出するものとする。

4 公社は、利用申込書の提出があった場合、農地中間管理契約台帳閲覧システム利用許可書（別記様式第5号）を当該受託者に交付する。

(契約期間)

第7条 業務を委託する期間は、契約締結の日から原則として当該年度の末日までとする。

(委託費の支払)

第8条 委託費は、委託業務が完了し、その額が確定した後に支払うものとする。

2 公社は、前項の規定にかかわらず、受託者から請求があり、業務遂行上必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとする。

(業務委託の報告)

第9条 公社は、受託者が委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した報告書を提出させるものとする。

(個人情報の取り扱い等)

第10条 受託者は、委託契約に含まれる個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理するものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 農地保有合理化事業等業務委託実施要領は、この要領の施行の日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年9月29日から施行する。
- 2 この要領による改正後の別表第2の規定は、平成30年度の委託料から適用する。
- 3 業務委託費の積算基準及び委託契約の手順について（平成26年5月9日付制定）は、この要領の施行の日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月10日から施行し、令和2年度の業務委託から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度の業務委託から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

委託業務	委託業務細目	摘要
I 事業の推進に関する業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業に係る会議等への出席 2 規程第7条第3項に掲げる措置を農地所有者に促すこと 3 その他関連業務 	
II 借受けに関する業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所有者等（公社への貸付け希望者）との事前協議 2 農用地等の位置・立地条件の確認及び権利関係の確認 3 借受け手続き及び賃料支払に必要な書類の確認・収集 4 出し手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握 5 公社へ農用地等の借受けあっせん・申し出 6 現地調査、借受け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員の資格取得者の確認を含む） 7 機構関連事業が行われることがあることの説明 8 各筆明細に係る電子データの作成 9 その他関連業務 	
III 貸付けに関する業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 借受け希望者を募集する区域の設定及び募集の周知 2 受け手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握 3 借受け希望者の情報提供 4 現地調査、貸付け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員の資格取得者の確認を含む） 5 貸付け手続き及び賃料収受に必要な書類の確認・収集 6 解約・再配分に係る関係土地改良区への情報提供（組合員資格者の決定） 7 機構関連事業が行われることがあることの説明 8 各筆明細に係る電子データの作成 9 その他関連業務 	
IV 利用条件の改善等に関する業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用条件の改善等に係る指導・助言 2 利用条件の改善等に伴う設計・監理 3 施工 4 その他関連業務 	

委託業務	委託業務細目	摘要
V 管理等に関する業務	1 未貸付け農用地の保全・管理 2 農作業の委託 3 その他関連業務	

別表第2

委託内容	単価	摘要
I 事業の推進に関する業務	その都度理事長が別に定める額	金額については、各市町村等の積算に基づき予算の範囲内で決定すること。
II 借受けに関する業務	10千円以内/件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成立が条件（更新等の再設定を含む）。 ・ 同一市町村で複数委託先がある場合は対象件数を重複させない。なお、対象件数が重複する場合には、左記単価を委託先の数で除した金額を上限とする（例：1市で2か所の委託先がある場合は10千円以内/件÷2か所＝5千円以内/件）。 ※ 完了確認等の負担を避けるため、委託先との事前調整を行う場合がある。
III 貸付けに関する業務	5千円以内/件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成立が条件（更新等の再設定、再配分を含む）。 ・ 同一市町村で複数委託先がある場合は対象件数を重複させない。なお、対象件数が重複する場合には、左記単価を委託先の数で除した金額を上限とする（例：1市で2か所の委託先がある場合は5千円以内/件÷2か所＝2.5千円以内/件）。 ※ 完了確認等の負担を避けるため、委託先との事前調整を行う場合がある。
IV 利用条件の改善等に関する業務	その都度理事長が別に定める額	
V 管理等に関する業務	その都度理事長が別に定める額	

農地中間管理事業業務委託契約書

公益社団法人岩手県農業公社（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき、〇〇〇（以下「乙」という。）に委託することにつき、乙との間に、次のとおり契約を締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、乙に対し、〇〇年度受託業務実施計画書（別記様式第1号。以下「実施計画書」という。）に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

2 乙は、実施計画書に記載された内容に重大な変更を行う必要が生じた場合は、実施（変更）計画書を作成して甲に提出し、その承認を得るものとする。なお、重大な変更とは、委託費の増額及び30%以上の減額、実施計画書に記載された活動内容の新設・廃止などとする。

（委託業務の執行）

第2条 乙における委託業務の執行は、必要に応じて、乙の農業委員会の助言及び協力を得て行うものとする。

（委託費）

第3条 甲は、委託費として、別表の委託業務細目ごとに別に定める基準により算出した金額〇〇〇〇円（税込み）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を実施計画書に記載された費目の区分にしたがって使用しなければならない。また、当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約期間）

第4条 業務を委託する期間は、本契約締結の日から当該年度の〇月〇日までとする。

（委託費の支払い）

第5条 甲は、委託業務が完了し、その額が確定した後に委託費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙から前払いの請求があり、業務遂行上必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとする。

（委託業務の遂行）

第6条 乙は、委託業務を実施計画書に記載された計画にしたがって実施しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

（委託業務の報告）

第7条 乙は、委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した報告書（別記様式第2号。以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

（委託費の額の確定）

第8条 甲は、乙から前条に規定する実績報告書及び業務委託料請求書（別記様式第3号）の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を

確定して精算するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、この委託業務に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払いを受けた委託費が前条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示にしたがって返還するものとする。

(委託業務の中止)

第10条 乙は、止むを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、契約を解除し、第5条、第8条及び第9条の規定に準じて精算するものとする。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。この場合において、甲は既に支払った委託費の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(実施状況等の報告)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求めることができる。

(個人情報に関する秘密保持等)

第13条 乙及びこの委託業務に従事する者（従事した者を含む。以下「委託業務従事者」という。）は、この委託業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前2項については、この委託業務が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第14条 乙は、委託業務を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第15条 乙は、委託業務を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第16条 乙は、委託業務が終了したときは、この委託業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(帳簿等)

第17条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、その収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を契約期間満了の日から5ヶ年間保管しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約の証として、この契約書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

〇〇年〇月〇日

甲 住 所 盛岡市神明町7番5号
公益社団法人岩手県農業公社
理事長 ⑩

乙 住 所
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑩

注1：受託者が市町村以外の場合は、第2条を削除し、かつ、その他の条項を移動した様式にすること。

注2：委託業務内容が工事施工など専門的な場合には、個別案件として別途契約を締結すること。

(別表)

委託業務	委託業務細目	摘要
I 事業の推進に関する業務	1 事業に係る会議等への出席 2 規程第7条第3項に掲げる措置を農地所有者に促すこと 3 その他関連業務	
II 借受けに関する業務	1 所有者等（公社への貸付け希望者）との事前協議 2 農用地等の位置・立地条件の確認及び権利関係の確認 3 借受け手続き及び賃料支払に必要な書類の確認・収集 4 出し手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握 5 公社へ農用地等の借受けあっせん・申し出 6 現地調査、借受け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員の資格取得者の確認を含む） 7 機構関連事業が行われることがあることの説明 8 各筆明細に係る電子データの作成 9 その他関連業務	
III 貸付けに関する業務	1 借受け希望者を募集する区域の設定及び募集の周知 2 受け手の希望する賃料、利用権の設定期間等の把握 3 借受け希望者の情報提供 4 現地調査、貸付け協議への立会、助言等（土地改良区賦課金の負担者及び土地改良区組合員の資格取得者の確認を含む） 5 貸付け手続き及び賃料収受に必要な書類の確認・収集 6 解約・再配分に係る関係土地改良区への情報提供（組合員資格者の決定） 7 機構関連事業が行われることがあることの説明 8 各筆明細に係る電子データの作成 9 その他関連業務	
IV 利用条件の改善等に関する業務	1 利用条件の改善等に係る指導・助言 2 利用条件の改善等に伴う設計・監理 3 施工 4 その他関連業務	
V 管理等に関する業務	1 未貸付け農用地の保全・管理 2 農作業の委託 3 その他関連業務	

(別記様式第1号)

令和〇年度受託業務実施(変更)計画書

番 号
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

住 所
氏 名

令和〇年度の受託業務について、下記計画により実施します。

記

1 業務実施計画

- (1) 事業の推進に関する業務(窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く。)
- (2) 借受けに関する業務
- (3) 貸付けに関する業務
- (4) 利用条件の改善等に関する業務
- (5) 管理等に関する業務

(注) 実施する業務のみ記入すること。

2 業務実施期間(予定) 年 月 日～ 年 月 日

3 収支予算

(1) 収入の部 (単位:円)

区 分	予 算 額 (税込み)	備 考
委 託 費		
計		

(2) 支出の部 (単位:円)

区 分	予 算 額 (税込み)	備 考
計	【計の適用税率】 10%対象 円 (内税 円) 非課税 円	

(注1) 具体的に記入すること。

(注2) 実施(変更)計画書にあっては、上段に変更前の内容及び数値を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容及び数値を記載すること。

(注3) 不課税が生じる際は、【計の適用税率】内訳に適宜記載すること。

4 1の(1)から(5)の事業の実施計画

	項 目	数 量	適 用

(注1) 別表委託業務に掲げる項目ごとに、実施する業務のみ数量を明示して記入すること。（「4 1の(1)から(5)の事業の実施計画」については、別添記載例を参考に願います。）

(注2) 実施（変更）計画書にあつては、上段に変更前の内容及び数値を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容及び数値を記載すること。

4 1の(1)から(5)の事業の実施計画

【記載例】

	項 目	数 量	適 用
(1)	事業の推進に関する業務 (窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く。)		
	① 会議等への出席	○回	推進チーム会議、地方推進会議、地域の話合い等 一括方式の貸借 地域の話合いに向けた資料作成等
	② 規程第7条第3項に掲げる措置を農地所有者に促すこと	○件	
	③ その他関連業務 貸借調整に係る資料作成	○件	
(2)	借受けに関する業務	○件	年間で借受けが見込まれる件数
(3)	貸付けに関する業務	○件	年間で貸付けが見込まれる件数
(4)	利用条件の改善等に関する業務	○件 ○ha	年間で実施が見込まれる件数
(5)	管理等に関する業務	○件 ○ha	年間で実施が見込まれる件数

(注) 別表委託業務に掲げる項目ごとに、実施する業務のみ数量を明示して記入すること。

※(1)の欄は、実態に合わせて適宜内容を加除修正願います。

窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除いてください。

(別記様式第2号)

令和〇年度受託業務実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

住 所
氏 名

業務委託契約書第7条に基づく令和〇年度受託業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 業務実績

- (1) 事業の推進に関する業務（窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く。）
- (2) 借受けに関する業務
- (3) 貸付けに関する業務
- (4) 利用条件の改善等に関する業務
- (5) 管理等に関する業務

(注) 実施した業務のみ記入すること。

2 業務実施期間 年 月 日～ 年 月 日

3 収支決算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額 (税込み)	精算額 (税込み)	比較増減		備 考
			増	減	
計					

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	予算額 (税込み)	精算額 (税込み)	比較増減		備 考
			増	減	
計					

【精算額の計に係る適用税率】
10%対象 円 (内税 円)
非課税 円

(注1) 具体的に記入すること。

(注2) 支出根拠資料（経理伝票の写し、支出額が分かる資料等）を添付すること。

(注3) 不課税が生じる際は、【精算額の計に係る適用税率】内訳に適宜記載すること。

4 1の(1)から(5)の事業の実施状況

	項 目	数 量	適 用
(1)	事業の推進に関する業務 (窓口での相談対応など、一般的な調整業務を除く)	件 回	
(2)	借受けに関する業務	件	
(3)	貸付けに関する業務	件	
(4)	利用条件の改善等に関する業務	件 ha	
(5)	管理等に関する業務	件 ha	

(注1) 別表委託業務に掲げる項目ごとに、実施した業務のみ数量を明示して記入すること。

(注2) (2)借受けに関する業務及び(3)貸付けに関する業務の数量は成立件数とすること。

(注3) 項目ごとの実施状況が分かる根拠資料(業務日誌、復命書、会議資料などの写し)を添付すること。

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

(受託者)
住 所
氏 名
(登録番号:)

業務委託料(概算払・精算払) 請求書

次のとおり請求します。

請求金額	税込み 円 () 【請求金額の計に係る適用税率】 10%対象 円 (内税 円) 非課税 円
業務委託名	
業務委託料	税込み 円

前回までの受領済額の内訳

概算払金 第1回	円	同 第4回	円
同 第2回	円	同 第5回	円
同 第3回	円	計	円

振込先金融機関名・口座No.

金融機関	(金融機関コード:)
支店・支所	(店舗コード:)
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(注1) 概算払請求を行う場合は、概算払が必要な理由を付した資金支払計画(任意様式)を添付すること。

(注2) 請求金額()欄には、請求の別を概算払又は精算払と表示すること。

(注3) (登録番号:)には、受託者のインボイス登録番号を記載すること。

(注4) 不課税が生じる際は、【請求金額の計に係る適用税率】内訳に適宜記載すること。

(別記様式第4号)

番 号
年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 様

(受託者)

住 所

氏 名

農地中間管理契約台帳閲覧システム利用申込書

農地中間管理事業の推進に関し、「農地中間管理契約台帳閲覧システム」の利用を申し込みます。

なお、利用に当たっては、下記条件を遵守することを誓約します。

記

1 閲覧担当者及び接続端末情報

所属	
職名	
氏名	
メールアドレス	
グローバルIPアドレス	

2 閲覧条件

- (1) ID・パスワードを他者に漏洩しないこと。
- (2) 農地中間管理事業業務委託契約書に定める個人情報の取扱いに係る規定を遵守すること。

(別記様式第5号)

岩農公発第 号
年 月 日

(受託者) 様

公益社団法人岩手県農業公社
理事長

農地中間管理契約台帳閲覧システム利用許可書

〇年〇月〇日付け第〇〇号で申込みのあった標記システム利用について、下記のとおり許可します。

記

1 利用権限情報

ID	
パスワード	

2 利用許可期間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで

※委託契約期間の範囲内とする。

農地コーディネーター配置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が雇用する農地コーディネーターの配置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(農地コーディネーターの配置)

第2条 公社は、農地中間管理事業を推進するため、農地コーディネーターを配置する。

(雇用及び期間)

第3条 農地コーディネーターは、農地中間管理事業の趣旨を理解し、かつ、地域の農業事情に精通している者を県、関係市町村及び農業協同組合等の意見・情報を基に理事長が決定する。

2 農地コーディネーターの雇用期間は、雇用の日から当該年度の末日とする。

(勤務場所)

第4条 農地コーディネーターの勤務地は、理事長が別に定める。

(職務の内容)

第5条 農地コーディネーターは、公社の農地中間管理事業に係る業務の委託先等と連携のうえ次の職務を行う。

- (1) 地域計画の実現に向けた支援に関すること。
- (2) 農用地等の借入及び貸付のマッチングに関すること。
- (3) 農用地等の利用条件の改善に関すること。
- (4) 貸借地の利用状況の確認等に関すること。
- (5) その他理事長が必要と認めた事項

(給 与)

第6条 農地コーディネーターの給与は、公社の「非常勤職員の就業に関する取扱要領」によるものとする。

(勤務日数)

第7条 農地コーディネーターの勤務日数は、原則として、年144日とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、農地コーディネーターの就業及び勤務条件等については、公社の「非常勤職員の就業に関する取扱要領」によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 地方駐在員配置要領及び現地駐在員配置要領は、この要領の施行の日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

公益社団法人岩手県農業公社が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃等徴収要領

平成 30 年 12 月 7 日制定

(目的)

第 1 公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃、手数料及び違約金（以下「借賃等」という。）の徴収については、農地中間管理事業の実施に関する規程（平成 26 年 3 月 28 日施行）、農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程（平成 26 年 6 月 2 日施行）、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画及び債権の管理に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日施行）のほか、この要領に定めるところにより実施する。

(借賃等徴収の対象者)

第 2 この要領で借賃等の徴収の対象者は、次の事業によって、公社から権利の設定を受けている者（以下「受け手」という。）とする。

- (1) 農地中間管理事業
- (2) 農地中間管理機構の特例事業（旧農地保有化合理化事業を含む。）

(借賃及び手数料の徴収方法)

第 3 公社は、農用地利用集積等促進計画の「借賃の支払方法」に基づき、借賃及び手数料がある受け手に対して別に定める請求書を送付し、次により借賃及び手数料を徴収する。

- (1) 岩手県信用農業協同組合連合会に依頼し、受け手の預貯金口座から公社の預貯金口座への振替
 - (2) 受け手による公社の預貯金口座への振込
- 2 やむを得ず、前項各号の方法による徴収ができない事情があると認められる場合、経理課長から委任を受けた職員が、債務者から直接現金で集金することができる。この場合、職員は、預り証（様式 3 号）を債務者へ渡さなければならない。
- 3 公社は、農用地利用集積等促進計画の「借賃の支払方法」に記載された支払期日（以下「支払期限」という。）までに借賃及び手数料を納入しない受け手（以下「債務者」という。）に対し、債権の管理に関する規程第 8 条に基づき、速やかに督促状（様式 1 号）を発する。
- 4 督促状を発する際には、違約金について明記する。
- 5 債権の管理に関する規程第 8 第 3 項の規定により督促状に指定すべき期限は、発付の日の翌日から起算して、金融機関の休業日を除く 15 日以内とする。

(違約金の算定)

第 4 公社は、債務者から借賃につき、農用地利用集積等促進計画の貸付の共通事項に定める割合をもって支払期限の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金の金額を徴収する。なお、1 円未満は切り捨てた金額とする。

(違約金の徴収方法)

第5 公社は、違約金を徴収するために、違約金額と納入する預貯金口座、納入期限を定めた請求書(様式2号)を債務者へ送付しなければならない。

2 やむを得ず、前項の方法による徴収ができない事情があると認められる場合の取扱いは、第3第2項と同様とする。

(違約金の免除)

第6 公社は、初回の督促状で指定する期日までに、債務者が借賃及び手数料を納入した場合、債務者の違約金を免除することができる。

(借賃等の支払いの延期)

第7 公社は、受け手が債権の管理に関する規程第13条第1項各号のいずれかに該当する場合は、履行期限を延長する特約をすることができる。

2 受け手は、借賃及び手数料について公社と履行延期の特約をする場合は、公社へ履行延期申請書(様式4号)を提出しなければならない。

3 公社は、前項で申請された履行延期申請書の内容を確認し、履行延期が必要と認める場合は、速やかに履行延期承認通知書を受け手へ送付しなければならない。

(利用権の解除等の措置)

第8 公社は、債務者が借賃及び手数料を請求した年度内に完納しない場合、農用地利用集積等促進計画に基づき、債務者の利用権を解除する。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、解除しないことができる。

(その他)

第9 この要領のほか、公社が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃等の徴収について必要な事項は、農地中間管理部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年12月7日から施行し、平成30年度借賃等から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に発生した借賃等及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)附則第5条及び第10条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画等によって発生した借賃等の取扱いについては、なお従前の例による。

督促状

岩農公発第 号
年 月 日

債務者
住所
氏名又は名称 様

公益社団法人 岩手県農業公社
理事長



先にあなたに対して納入の通知をした金額は、振替日（ 年 月 日）に口座振替できませんでした。

ついては、改めて下記により貴口座から振替しますので、債権金額を下記振替日までに貴口座に入金されるようお願いいたします。

なお、農用地利用集積等促進計画（農用地利用集積計画、農用地利用配分計画）の共通事項に基づく違約金については、下記振替日に貴口座から債権金額の振替が確認された場合は免除しますが、残高不足等により振替不能である場合は 年 月 日から支払いが完了した日までの期間に係る日数に応じ、別途請求することになりますので御留意願います。

記

1 債権の概要

- (1) 債権の種類 年度農用地借賃及び手数料
(2) 債権金額 円

2 次期振替日 年 月 日

担当：農地中間管理部（ ） 電話 019-601-8236

[備考1：必要に応じて適宜修正すること。]

[備考2：2回目以降の督促については、口座振込用の様式により行うこと。]

督促状

岩農公発第 号
年 月 日

債務者
住所
氏名又は名称 様

公益社団法人 岩手県農業公社
理事長



先にあなたに対して納入の通知をした金額は、支払期限(年 月 日)までに完納されておりませんので、[あらためて下記期限までに](速やかに)納付してください。

なお、農用地利用集積等促進計画(農用地利用集積計画、農用地利用配分計画)の共通事項に基づく違約金については、[下記納入期限までに納入先へ債権金額が振り込まれた場合は免除しますが、振り込まれない場合は] 年 月 日から支払いが完了した日までの期間に係る日数に応じ、別途請求することになりますので御留意願います。

記

1 債権の概要

- (1) 債権の種類 年度農用地借賃及び手数料
- (2) 債権金額 円

2 納入期限及び納入先

- (1) 納入期限 年 月 日
- (2) 納入先(口座)

指 定 口 座	金融機関名	岩手県信連
	支店名	本所
	種別	当座
	口座番号	0000286
	口座名義	公益社団法人岩手県農業公社

※ 年 月 日に送付した「請求書」を御確認願います。

担当：農地中間管理部() 電話 019-601-8236

[備考1：必要に応じて適宜修正すること。]

[備考2：2回目以降の督促については、[]内を削除するとともに、()内を追加すること。]

請 求 書

岩農公発第 号
年 月 日

債務者
住所
氏名又は名称 様

公益社団法人 岩手県農業公社
理事長



先にあなたに対して平成 年度農用地賃借料の納入の通知をした金額は、支払期限（ 年 月 日）までに完納されなかったことから、農用地利用集積等促進計画（農用地利用集積計画、農用地利用配分計画）の共通事項に基づき、下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの期間に係る違約金を請求します。

記

1 違約金の概要

- (1) 種 類 年度農用地借賃及び手数料に係る違約金
- (2) 金 額 円

2 納入期限及び納入先

- (1) 納入期限 年 月 日
- (2) 納入先（口座）

指 定 口 座	金融機関名	岩手県信連
	支店名	本所
	種別	当座
	口座番号	0000286
	口座名義	公益社団法人岩手県農業公社

3 その他

振込手数料は、債務者負担としていただきますので、御理解願います。

担当：農地中間管理部（ ） 電話 019-601-8236

[備考：必要に応じて適宜修正すること。]

様式3号（第3第2項関係）

預 り 証

様

貴殿から下記のとおりお預りしていることを証明いたします。

記

- 1 金額 円
- 2 目的 年度農用地借賃及び手数料に係る違約金として

年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社

部署名

役職・氏名

印

連絡先電話番号 019-601-8236

[備考：必要に応じて適宜修正すること。]

履 行 延 期 申 請 書

年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

受け手

住 所

氏名又は名称



下記の債権について、次の条件により履行期限を延長して下さるよう申請します。

記

1 債権の概要

- (1) 受け手の住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 職業又は業務
- (4) 債権金額及び債権の発生原因

2 履行期限を延長しなければならない理由

3 延長された後における履行期限及び金額

- (1) 履行期限 年 月 日
- (2) 金 額 円

4 債務名義の取得

公益社団法人岩手県農業公社の指示するところに従い、債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置をとるために必要の費用を負担すること。

5 その他の条件

- (1) 公益社団法人岩手県農業公社が債権の保全上必要があると認め、債務者の業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提供を求める場合は、これに応ずること。
- (2) 公益社団法人岩手県農業公社は、次の場合には、当該債権の全部又は一部につい

て、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができる。

ア 債務者が公益社団法人岩手県農業公社の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ その他、公益社団法人岩手県農業公社が、債務者の資力の状況その他の事情の変化により、当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認めるとき。

6 添付資料

公社が求める資料を添付

[備考：必要に応じて適宜修正すること。]

農地中間管理事業手数料徴収要領

(目的)

第1条 この要領は、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第11条に定める手数料の徴収等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、貸借期間が1年に満たない場合にあっても、日割り計算はしないものとする。

(手数料の徴収方法)

第3条 手数料の徴収方法は次のとおりとする。

- (1) 公社が農用地等を借り入れる場合の手数料は、公社が所有者に賃料を支払う際に、当該賃料から差し引くことにより徴収する。
- (2) 公社が農用地等を貸し付ける場合の手数料は、公社が貸付者から賃料を徴収する際に、当該賃料と併せて徴収する。

(解約等への対応)

第4条 農用地等の貸借期間中に契約を解約又は解除した場合、既に徴収している手数料は返還しない。

(手数料の減免)

第5条 規程第11条第2項に定める手数料の全部又は一部の免除の取扱いは、債権の管理に関する規程（平成29年4月1日施行）第17条による。

(その他)

第6条 この要領によりがたい場合の取扱いは、理事長が別途定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以後の農用地利用集積計画の公告により借り入れた農用地等から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

【参考】農地中間管理事業手数料徴収要領の第6条の2関係：手数料収入の使途など

○ 目的

手数料は、円滑な事業推進に資する目的で徴収し、事業の運営・推進に要する経費に充当する（農地中間管理事業の実施に関する規程：第11条の4）。

○ 使途

事業の収入区分に位置付け、賃借料及び受取補助金で対応できない共通管理費や、未貸付農地の賃料支払等に係る一時立替などに充当し、事業の運営・推進に取り組んでいる。

なお、事業収支でマイナスとなっており、不足分は農地中間管理事業他部の事業利益で補填している。

【例：令和3年度農地中間管理機構収支明細（(公社)岩手県農業公社 HP で公表済み）】

	科目	実績額（千円）
収入 ①	賃借料	1,039,727
	手数料	5,512
	受取補助金	138,551
	雑収入	162
	計	1,183,952
支出 ②	賃借料	1,039,817
	業務費	138,598
	共通管理費	20,484
	計	1,198,899
事業収支 ① - ②		△14,947

※ 共通管理費：光熱水費、燃料費、消耗品費、地代家賃、福利厚生費など。

○ 算定の考え方

- ・ 事業の収支均衡を図るため、平成30年4月1日以降、賃借料の年額1%を手数料として、出し手及び受け手から徴収。
- ・ 出し手及び受け手の負担を最小限に留めるため、東北他県の手数料実績と同様に、最小整数値の1%とした経緯。

○ その他

- ・ また、一般的な不動産賃貸の仲介に係る事務手数料を賃料1か月相当とするケースと比べて、概ね同水準。

（試算）

農地の賃借期間：5年及び10年が多く、仮に8年間と設定・・・①

〃 年間賃借料：5,000円/10a、1か月416円と設定・・・②

〃 手数料：年間賃借料5,000円×1%=50円、8年間で400円・・・③

②（416円）≒ ③（400円）

農用地等買入手数料徴収規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が、農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程に定めるところにより、農地中間管理機構の特例事業として行う農用地等の買入れを行う場合において、公社が徴収する手数料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、次の表に掲げる額とする。

事業項目	手数料の額
買入れ	買入価格の100分の2に相当する額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(徴収の時期及び方法)

第3条 手数料の徴収時期は、公社が所有者に買入れ代金を支払う日とし、当該代金から差し引くことにより徴収する。

(手数料の減免)

第4条 理事長は、特別の事由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を減免することができる。

(委任規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年4月1日制定の「土地売買等手数料徴収規程」は、この規程の施行の日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成6年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人

の設立の登記の日から施行する。(平成 24 年 4 月 1 日)

附 則

- 1 この規程は、農地中間管理事業の実施に関する規程の制定の日(平成 26 年 3 月 28 日)及び農地中間管理機構の事業の特例事業の実施に関する規程の制定の日(平成 26 年 6 月 2 日)から施行する。
- 2 農地保有合理化事業で買入れ、交換及び借入れた手数料の徴収は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の改正前に買入れ、借入れ等を行った農用地等の手数料については、なお従前の例による。

農用地等売渡価格及び賃貸料の算定基準

公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が、農地中間管理事業の実施に関する規程及び農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程により取得した農用地等の売渡価格及び借入れた農用地等を貸付ける場合の賃貸料の算定は、取得価格又は借入れ賃料に次の諸経費を加えた額とする。

記

1 売渡価格の算定

(1) 一般事業（有利子事業）によるもの

ア 利息

土地代金支払日から売渡代金納入日までの期間に、公社が土地の買入のために借入れた資金の金利の額から利子補給金を控除した額

イ 経費

保有地並びに資金の管理及び売渡しにかかる経費は次のとおりとする。

- ① 公社保有期間1年未満のものは取得価格に1.5%を乗じて得た額
- ② 公社保有期間1年以上のものは取得価格に2.0%を乗じて得た額
- ③ 前①又は②のほか、農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用の改善が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち公社が負担した額

(2) 特別事業（無利子事業）によるもの

ア 利息

無利子。但し、有利子資金を使用することとなった場合は、一般事業によるものに準ずる。

イ 経費

保有地並びに資金の管理及び売渡しにかかる経費は次のとおりとする。

- ① 公社保有期間1年未満のものは取得価格に2.0%を乗じて得た額
- ② 公社保有期間1年以上のものは取得価格に3.0%を乗じて得た額
- ③ 前①又は②のほか、農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用の改善が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち公社が負担した額

(3) 特別の事情によるもの

特別の事情により理事長が特に必要と認めた場合は、理事長が定めた額とする。

2 賃貸料の算定

ア 利息

無利子

イ 経費

- ① 借入地並びに資金の管理及び貸付けに係る経費は借入れ賃料に1%を乗じて得た額とする。
- ② 前①のほか、農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用の改善が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち公社が負担した額

3 経費の減免

理事長は、特別の事由があると認めたときは、経費の全部又は一部を減免することができる。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の渠津率の登記の日から施行する。(平成24年4月1日)

附 則

- 1 この規程は、農地中間管理事業の実施に関する規程の制定の日（平成26年3月28日）及び農地中間管理機構の事業の特例事業の実施に関する規程の制定の日（平成26年6月2日）から施行する。
- 2 農地保有合理化事業で取得した農用地等の売渡価格及び借入れた農用地等を貸付ける場合の賃貸料の算定基準は、なお従前の例による。

農用地利用集積等促進計画の決定にかかる 利害関係人からの意見聴取取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第8条の2第3項に定める公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う利害関係人からの意見聴取に係る取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 計画案：農用地利用集積等促進計画案
- (2) 利害関係人：規程第6条に定める借受希望者等

(意見聴取の対象及び掲載方法)

第3条 公社は、地域計画が策定されていない区域の農用地に係る計画案の各筆明細のうち、利用権等を設定する土地の所在、地目及び地積並びに設定する利用権の期間について、速やかに公社のホームページに掲載し、意見を求めるものとする。

(意見聴取の期間)

第4条 意見聴取の期間は、ホームページへの掲載日を除き7日後（7日後が公社の休日に当たる場合は、その翌日）の17時までとする。なお、意見聴取期間終了後は、ただちに前条に定める情報をホームページから削除する。

(利害関係人の意見提出の方法)

第5条 利害関係人は、第3条に定める計画案について意見がある場合、前条に定める期間内に、別紙様式1により郵送、FAX又は電子メールにより、公社あて提出する。なお、郵送による場合は、前条に定める期間の末日までに公社に必着とする。

- 2 前項に定める意見は、ホームページに掲載した計画案の内容に対するものであり、かつ、理由を付したものであることとする。
- 3 利害関係人であることが明らかでない場合、又は第1項及び第2項の条件を満たさない意見の場合、当該意見は無効とする。

(意見への対応)

第6条 公社は、前条の意見があった場合、速やかに別紙様式2により市町村に通知するとともに、計画案の取扱いについて検討を依頼する。

- 2 市町村は、前項の検討の結果を速やかに別紙様式3により公社に提出する。

- 3 公社は、当該計画案において貸付先とされていた者と調整のうえ修正するものとする。
- 4 公社は、前2項の検討の結果を別紙様式4により意見を提出した利害関係人に通知する。

(県への計画案等提出)

- 第7条 公社は、知事に対し農用地利用集積等促進計画の認可申請への同意協議（以下「申請等」という。）を行う場合、別紙様式1及び別紙様式4の写しを添付するものとする。
- 2 前項の申請等において、第6条第2項に定める計画の修正が行われた場合は、修正後の計画案に加え、変更前の計画案を添付して、知事に提出する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 農用地利用配分計画の決定及び農用地利用配分によらない賃借権等の設定にかかる利害関係人からの意見聴取取扱要領は廃止する。
- 3 この要領の施行前に旧要領に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式1

農用地利用集積等促進計画案に対する

意見書

年 月 日

〒020-0084 盛岡市神明町7番5号

FAX 019-624-5107

e-mail nouchi@i-agri.or.jp

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

住所

氏名

電話番号

私は、農用地利用集積等促進計画案に対し、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 意見の対象となる農用地利用集積等促進計画案

市町村	公益社団法人岩手県農業公社ホームページへの掲載日

2 意見の内容及び理由

意見	理由

(留意事項)

- ・意見の欄には、対象となる土地の情報（地割地番）を記載すること。
- ・理由の記載のない意見は無効であること。
- ・記載のあった個人情報、意見に係る当公社からの問い合わせにおいて使用するほか、県及び関係機関に対して情報提供する可能性があること。

別紙様式 2

岩農公発第 号
年 月 日

〇〇市町村長 様

公益社団法人岩手県農業公社
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

農用地利用集積等促進計画案に対する意見書の送付について
標題の件について、別添のとおり意見書の提出がありましたので、送付します。
なお、貴市町村における当該意見の取扱いについては、別紙様式 3 により、速やかに当
公社あて提出願います。

別紙様式 3

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

〇〇市町村長

農用地利用配分計画案に対する意見の取扱いについて

年 月 日付で提出のあった標記意見については、下記のとおり取り扱いますので、よろしく申し上げます。

記

1 意見への対応

- (1) 農用地利用集積等促進計画案を別添のとおり変更することが適当と判断します。
- (2) 農用地利用集積等促進計画案の変更は不要と判断します。

2 上記の理由

[施行注意]

- ・ 1の(1) または(2) に○を付す、または一方を削除する方法により通知すること。
- ・ 1の(1) による場合は、変更後の計画案(又は内容案)を添付すること。

別紙様式 4

(意見提出のあった利害関係人) 様

公益社団法人岩手県農業公社
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

農用地利用集積等促進計画案に対する意見の取扱いについて
年 月 日付で提出のあった標記意見については、下記のとおり取り扱います
ので、よろしく申し上げます。

記

1 意見への対応

- (1) 農用地利用集積等促進計画案を別添のとおり変更のうえ、意見を付して県に提出します。
- (2) 農用地利用集積等促進計画案は変更せず、意見を付して県に提出します。

2 上記の理由

[施行注意]

- ・ 1の(1) または (2) に○を付す、または一方を削除する方法により通知すること。
- ・ 1の(1) による場合は、変更後の計画案を添付すること。

(未貸付解除：事務フロー)

借入から2年を経過した未貸付農地の借入契約解除の手続きについて

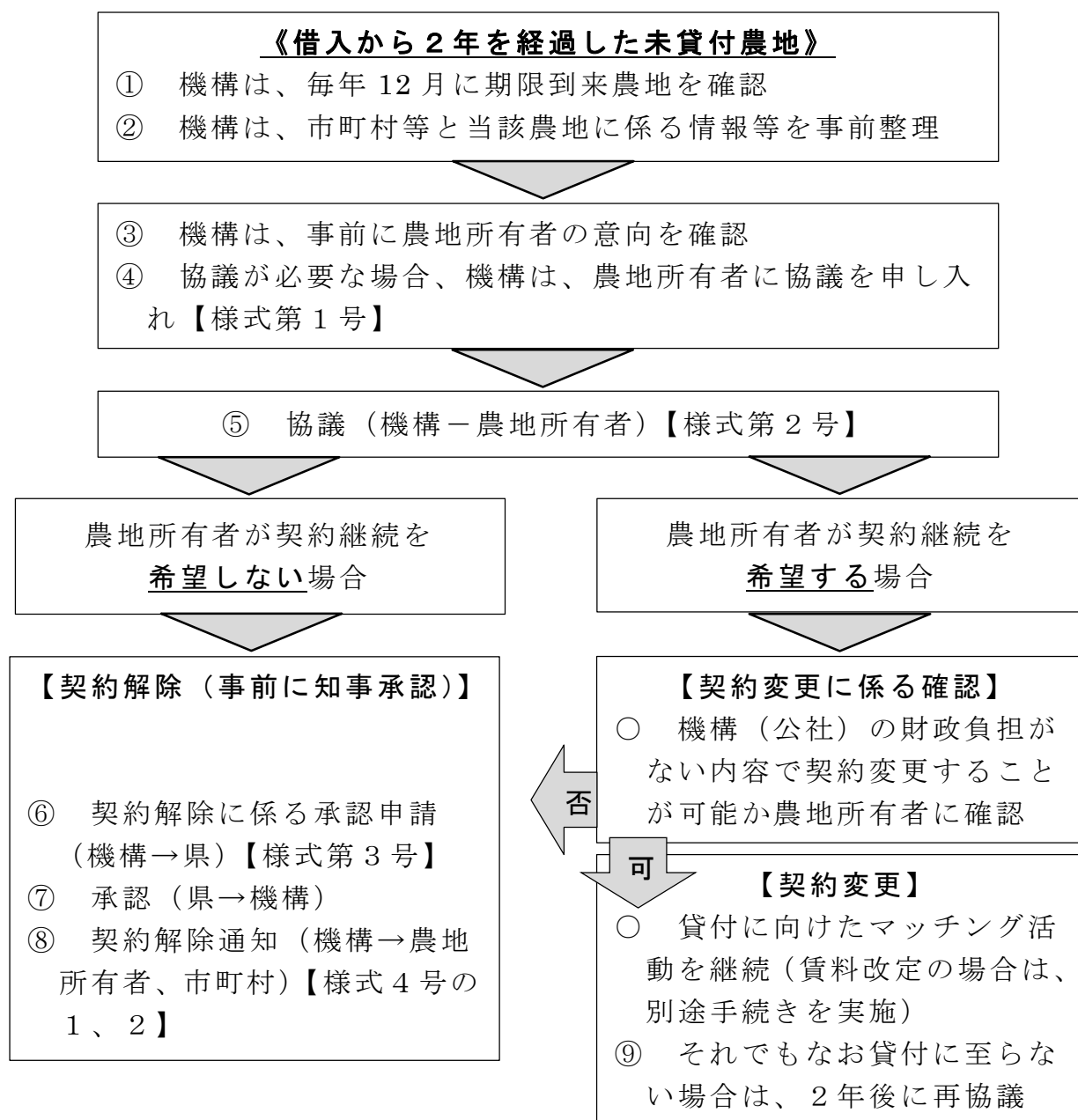
公益社団法人岩手県農業公社

(平成29年3月29日決裁)

(令和5年4月1日決裁)

農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第18条の規定により農地中間管理権を設定した農地のうち、法第20条第1項及び農地中間管理事業の実施に関する規程第12条の規定に基づき、2年間を経過してもなお貸付けを行うことができる見込みがない農地（借入れ後、一度も貸付けに至っていない未貸付農地）の借入契約解除に係る事務手続きは、以下のとおりとする。

(事務手続きのフロー)



農地所有者 様

公益社団法人岩手県農業公社
理 事 長

農地中間管理権の設定に係る契約の解除の協議について
時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、 年 月 日付け（市町村）公告で農地中間管理権を設定した下記農用地について、権利の設定から2年を経過してもなお貸付けを行うことができる見込みがないことから、農地中間管理事業の実施に関する規程第12条の規定に基づき、農地中間管理権の設定に係る契約の解除に係る協議を申し入れます。

記

1 農地中間管理権を設定している農地の所在等（市町村： ）

所在		地目		面積（㎡）		賃料 （円/年）
大字・字	地番	公簿	現況	公簿	契約	
計 筆						

2 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 農地中間管理権設定から2年を満了した日 年 月 日

4 協議日程

(1) 日時 年 月 日（ ）： ～：

(2) 場所

担当	農地中間管理部
	役職・氏名
TEL	019- - (直通)
FAX	019-624-5107

年 月 日

公益社団法人岩手県農業公社
理事長 様

(農地所有者) 住所
氏名 印

(機構担当者) 氏名 印

農地中間管理権の設定に係る契約の解除の協議結果について
農地中間管理事業の実施に関する規程第12条の規定に基づき、 年 月 日付
け(市町村)公告により設定した農地中間管理権に係る契約の解除について協議を行
った結果は、下記のとおりで相違ありません。

記

- 1 農地中間管理権を設定している農地の所在等(市町村：)

所在		地目		面積 (㎡)		賃料 (円/年)
大字・字	地番	公簿	現況	公簿	契約	
計 筆						

- 2 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
 3 農地中間管理権設定から2年を満了した日 年 月 日
 4 協議を行った日 年 月 日
 5 協議の結果

協議の結果	協議結果を受けての対応
借入契約を解除する	岩手県知事の承認を受けて解除 ※契約を解除する日：知事承認の翌営業日
借入契約を解除しない	公社の財政負担がないよう契約内容を変更し、貸付に至らない場合には、原則として、2年後に再協議を行う <input type="checkbox"/> 農地所有者が管理経費を負担 <input type="checkbox"/> 当該農地の借入契約を使用貸借に変更 <input type="checkbox"/> その他 ()

岩手県知事 様

公益社団法人岩手県農業公社
理 事 長

農地中間管理権の設定に係る契約の解除の承認申請について

年 月 日付け（市町村）公告で農地中間管理権を設定した下記農用地について、貸付けを行うことができる見込みがないことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項の規定に基づき、農地中間管理権の設定に係る契約解除について承認申請します。

記

1 農地中間管理権を設定している農地の所在等（市町村： ）

所在		地目		面積（㎡）		賃料 （円/年）
大字・字	地番	公簿	現況	公簿	契約	
計 筆						

2 農地所有者 （住所）（氏名）

3 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 農地中間管理権設定から2年を満了した日 年 月 日

5 農地所有者と協議を行った日 年 月 日

6 農地中間管理権設定期間中における当該農地のマッチング活動

(1) 農地コーディネーターによるマッチング活動 回

(2) 農業委員等関係機関によるマッチング活動 回

(3) 当該農地に係る担い手農業経営体等の所見等

添付資料

① 未貸付解除様式第2号（写）

② 借入に係る公告（農用地利用集積計画又は農用地利用集積等促進計画 各筆明細）（写）

(未貸付解除様式第4号の1：機構→所有者)

岩農公発第 号
年 月 日

農地所有者 様

公益社団法人岩手県農業公社
理 事 長

農地中間管理権の設定に係る契約の解除について（通知）
時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、 年 月 日付け（市町村）公告で農地中間管理権を設定した農用地に
ついて、下記のとおり契約を解除します。

記

1 農地中間管理権を設定している農地の所在等（市町村： ）

所在		地目		面積（㎡）		賃料 （円/年）
大字・字	地番	公簿	現況	公簿	契約	
計 筆						

2 契約を解除した日 年 月 日

担当	農地中間管理部
	役職・氏名
TEL	019- - (直通)
FAX	019-624-5107

添付資料 知事からの承認通知（写）

(未貸付解除様式第4号の2：機構→農委)

岩農公発第 号
年 月 日

市町村農業委員会長等 様

公益社団法人岩手県農業公社
理 事 長

農地中間管理権の設定に係る契約の解除について

年 月 日付け(市町村)公告で農地中間管理権を設定した農用地について、別添のとおり、農地中間管理権の設定に係る契約を解除しましたので、お知らせします。

担当	農地中間管理部
	役職・氏名
TEL	019- - (直通)
FAX	019-624-5107

添付資料 ①知事からの承認通知(写)
②未貸付解除様式第2号(写)

岩農公発第 1300 号
令和 3 年 3 月 15 日

岩手県農林水産部長
一般社団法人岩手県農業会議会長
各市町村長
各市町村農業委員会会長

} 様

(岩手県農地中間管理機構)
公益社団法人岩手県農業公社
理事長 小原敏文

遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの一部改正について
このことについて、平成 30 年 3 月 20 日付け岩農公発第 2365 号により通知した「遊
休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの制定について」の内容を、
下記のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正の概要

(1) 「遊休農地等リストの取扱いについて」(別紙 1 の 1) 関係

遊休農地と登録農地(所有者が貸し付けを希望している農地で、借入希望者が見
込めない用地)を一元的に管理することとして、「遊休農地リスト」を「遊休農地
等リスト」に改め、その取扱いを定めるもの。

なお、登録農地については、貸付希望農用地の登録申出書が提出された農用地等
に加え、農業委員会アンケート等により貸付希望が明らかとなった農用地等を対象
に加えたこと。

(2) 「遊休農地等リスト」(別紙 1 の 2) 関係

上記(1)の取扱いに基づき、様式について所要の改正を行うもの。

(3) 遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続き集

事務手続きフロー及び各様式について、所要の改正を行うもの。

改正内容の詳細は、別添新旧対照表のとおり。

2 改正内容の適用期日

令和 3 年 4 月 1 日

担当 農地中間管理部
農地管理課長 山里善彦
TEL 019-601-5361 (直通)
FAX 019-624-5107

(別紙 1 の 1)

遊休農地等リストの取扱いについて

(岩手県農地中間管理機構)
公益社団法人岩手県農業公社
(平成 30 年 3 月 20 日制定)
(令和 3 年 3 月 15 日改正)

1 目的

「利用意向調査を行った遊休農地の農地中間管理機構への情報提供及び農地中間管理機構による判断に係る留意事項等について」(平成 29 年 10 月 30 日付け 29 経営第 1751 号農林水産省経営局農地政策課長名通知)に基づく遊休農地、及び所有者が貸付を希望している農用地等のうち借受希望者が見込めない農用地等の情報を一元的に管理し、関係機関と情報共有のうえ借受希望者を募るため、「遊休農地等リスト」(以下「リスト」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。

2 リストに登録する農用地等

次のいずれかに該当する農用地等とする。

(1) 遊休農地

農業委員会が利用意向調査を行った遊休農地のうち、農業振興区域内にあり、農業委員会が農地と判断した農地

(2) 登録農地

貸付希望農用地等の登録申出書(様式 1)が提出された農用地等又は農業委員会アンケート等により貸付希望が明らかとなった農用地等のうち借受希望者が見込めない農用地等

3 リストに掲載する項目

別紙 1 の 2 に掲げる項目とする。なお、遊休農地にあつては、「機構に情報提供する遊休農地の一覧」(様式 2 号)、登録農地にあつては、貸付希望農用地等の登録申出書(様式 1)からそれぞれ転記するものとする。

4 リストの公表方法

岩手県農業公社(以下「公社」という。)及び各農業委員会において縦覧に供する。

(公社のホームページに、公社及び各農業委員会において縦覧できることを明記)

5 リスト登録情報の関係機関との情報共有

公社は、各市町村の人・農地問題解決加速化推進チーム（以下「推進チーム」という。）を通じて、リストに登録した農用地のうち、当該市町村に係る情報を関係機関と共有する。

6 リストからの削除

リストに登録した農用地について、次のいずれかの事由が発生した場合、当該農用地の情報を削除する。このため、各農業委員会においては、次の(3)から(6)までのいずれかに該当した場合、速やかに公社に対して情報提供を行うこと。

- (1) 登録申出の取下げ
- (2) 農地中間管理事業による公社の借入れ又は買受け
- (3) 農地中間管理事業以外の利用権設定等による耕作・利用
- (4) 所有権の移転
- (5) 遊休農地の耕作再開
- (6) 転用又は農業委員会による非農地判断
- (7) 遊休農地について、登録日から2年経過

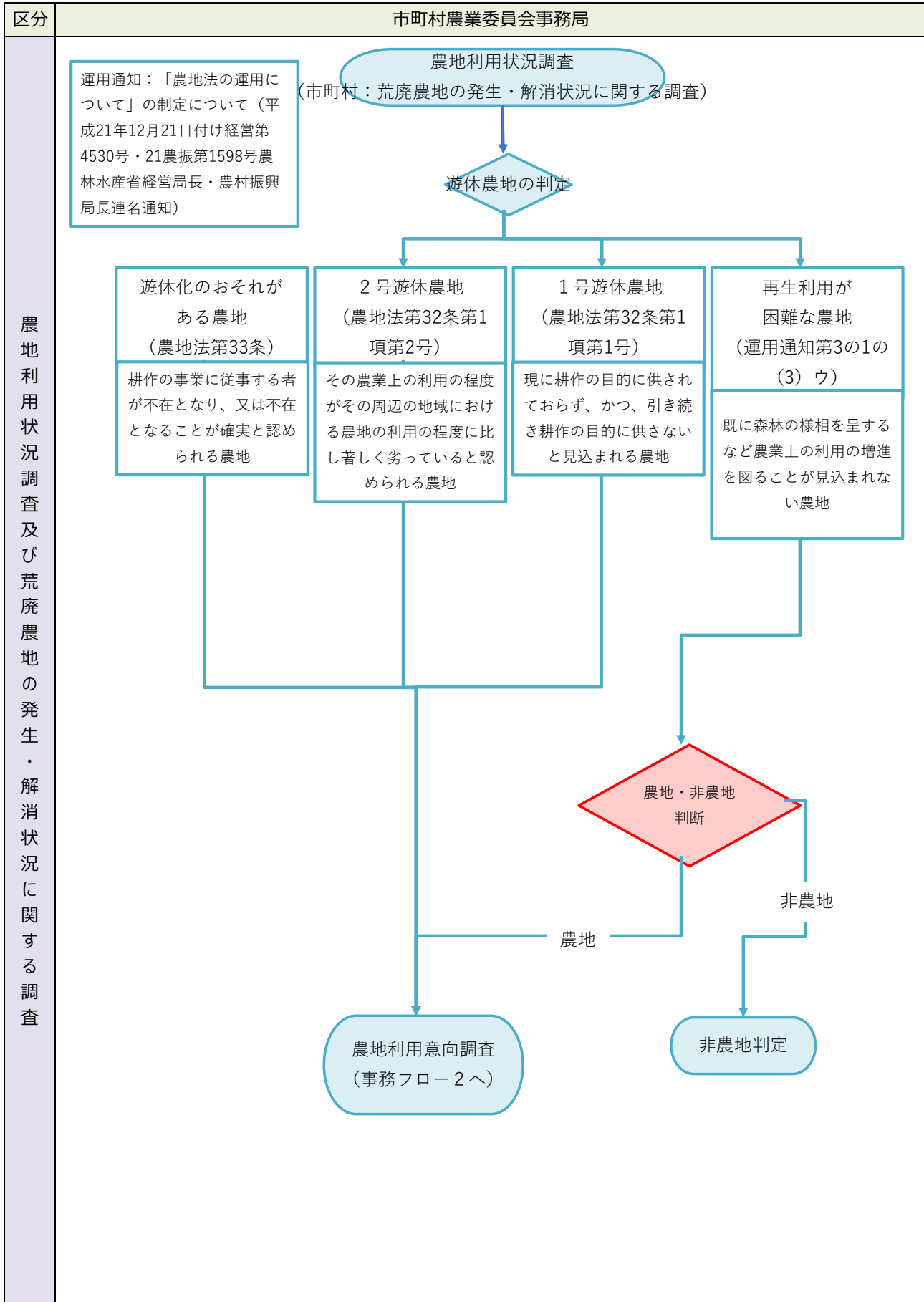
(別紙1の2)遊休農地等リスト

(岩手県農地中間管理機構)
公益社団法人岩手県農業公社

本リストは、農地所有者から貸付希望があった農地、または遊休農地に係る利用意向調査の結果、農業委員会から公益社団法人岩手県農業公社に情報提供があった農地について、借受希望者を募ることを目的に作成したものです。遊休農地の農地情報は、農地法第52条の3の規定により農業委員会が公表する情報に基づき、作成しています。「遊休農地」の欄に○が付された農地の情報は、登録日から2年を経過したときに削除します。

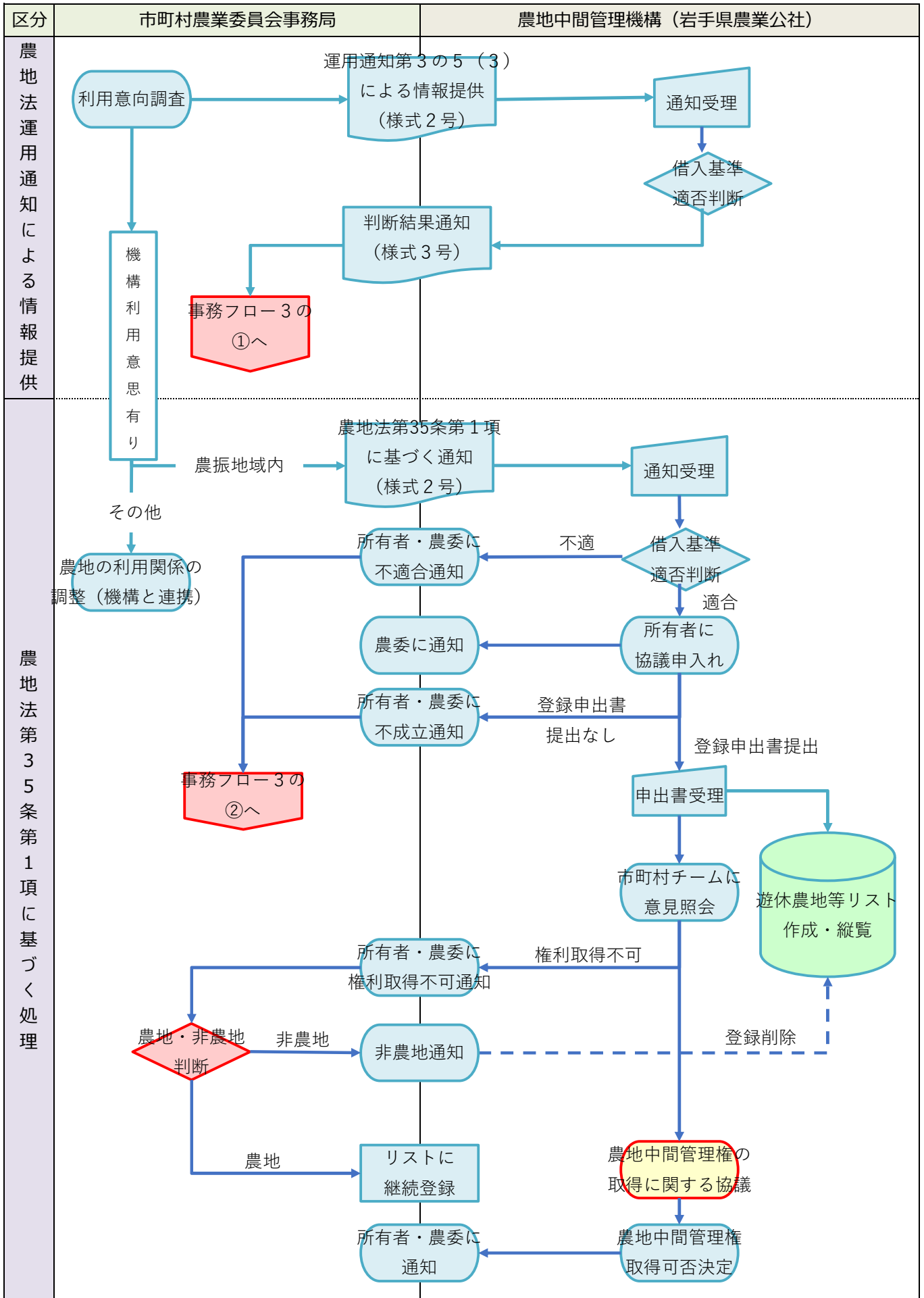
登録日	市町村	農地の所在		現況地目	現況面積 (㎡)	農地の状況					登録申出の有無	遊休農地
		(大字・字・地番)				境界が確定している	近隣と問題が生じていない	権利者が確定している	現状作付け品目	耕作する場合の障害事項		

事務フロー 1：利用状況調査～遊休農地の判定～利用意向調査

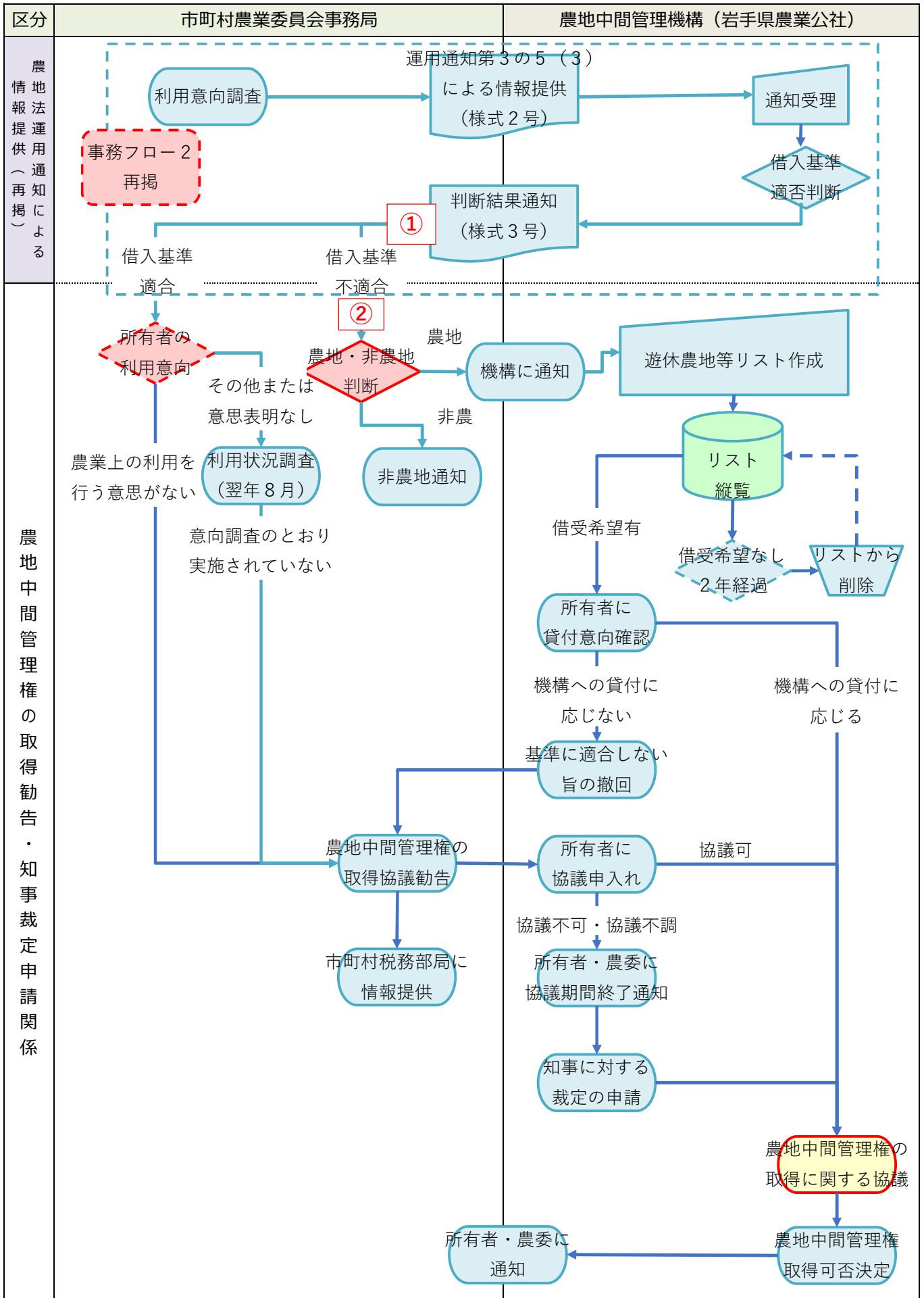


農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査

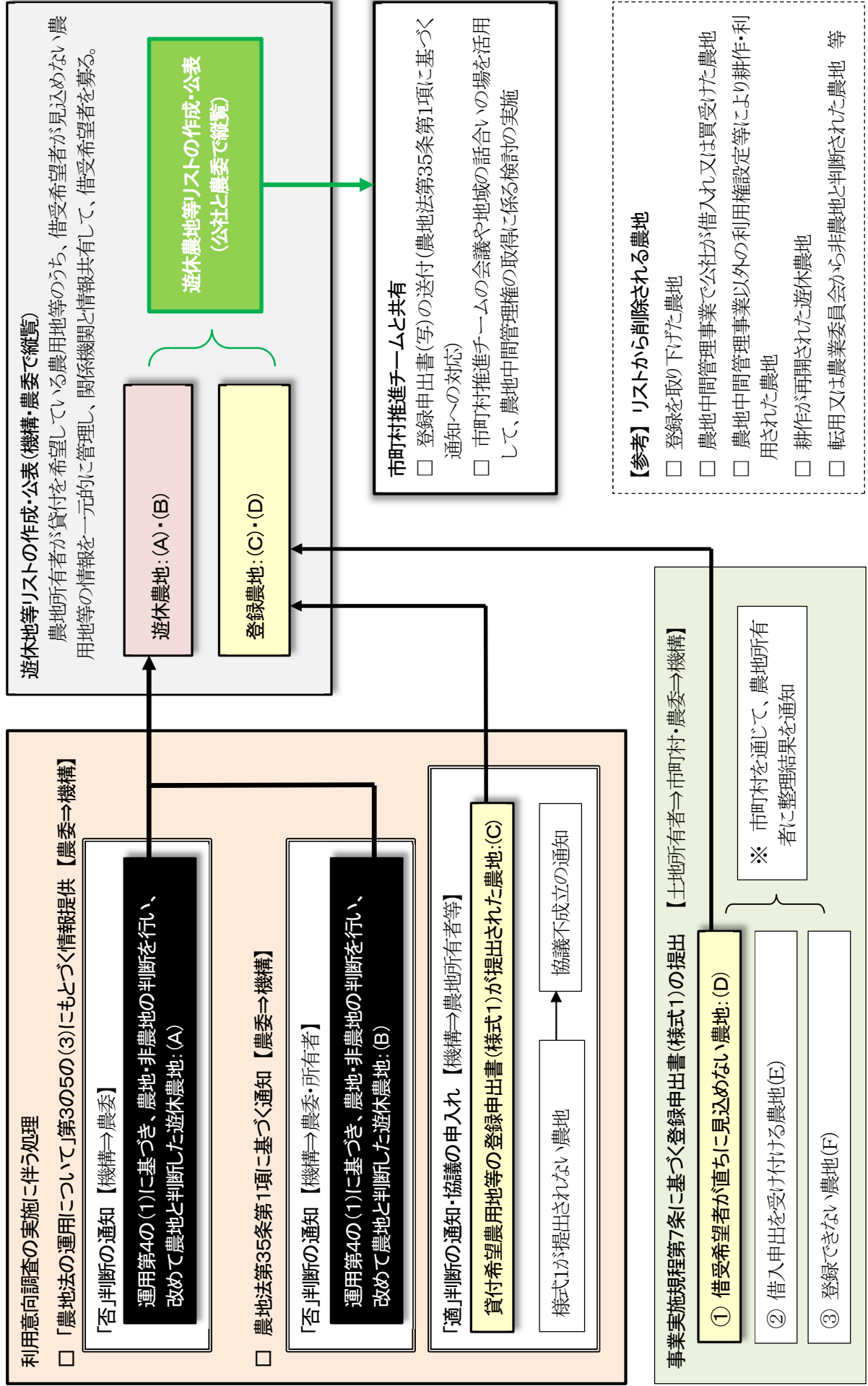
事務フロー 2：利用意向調査～機構への通知～農地中間管理権の取得



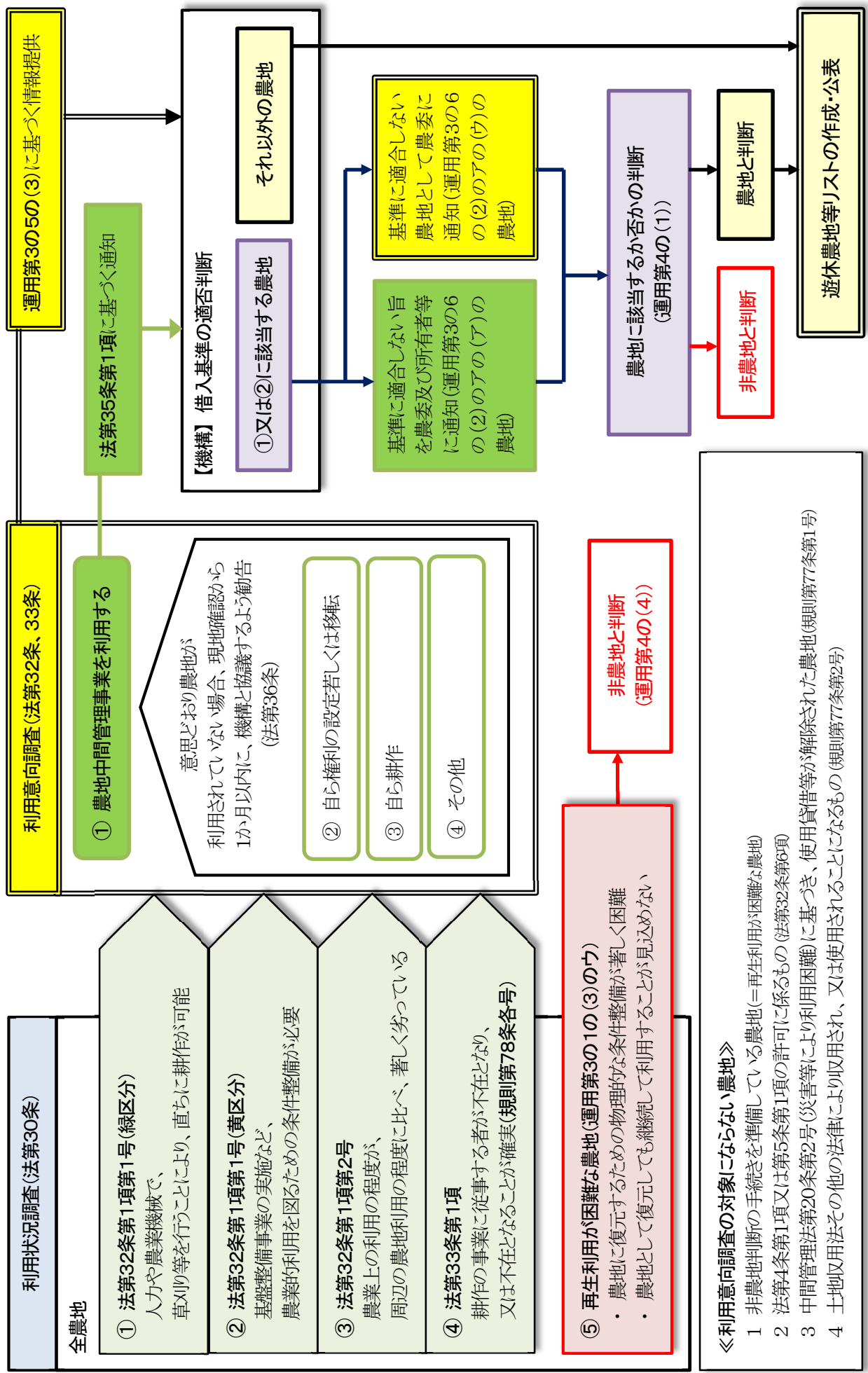
事務フロー3：利用意向調査～農地中間管理権の取得協議勧告～知事裁定申請



遊休農地等リスト作成の流れ



遊休農地対策の流れ（利用状況調査～遊休農地等リストの公表）



遊休農地解消対策事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う農地集積・集約化等対策事業実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2241号、以下「実施要綱」という。）の遊休農地解消対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の開始)

第2条 公社は、市町村から事業の実施に係る要請書（別記様式）（以下「要請書」という。）の提出を受けて、実施要綱に基づく目的や対象要件を満たす度合等が高いと認められる順に、予算の範囲内で事業採択を行うものとする。

2 市町村は、要請書を提出する際、農業委員会から必要な情報の収集、意見聴取等を行って取りまとめるものとする。

(事業の実施)

第3条 公社は、要請書に基づき実施要綱第8の規定による遊休農地解消対策事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、県知事の計画承認を受けて、事業主体として事業に定める簡易整備を予算の範囲内で実施するものとする。

また、簡易整備は、整備後の円滑な営農活動につなげるため、施工作業等の依頼を地元農業者・組織へ優先して行う。

(条件の遵守等)

第4条 公社及び市町村は、事業に係る国庫補助金の交付に際し付される条件を遵守するものとする。

(簡易整備内容の協議)

第5条 公社は、簡易整備の実施に係る設計及び仕様を定めるときは、あらかじめ市町村と協議するものとする。

また、変更の必要が生じた場合も同様に協議するものとする。

(実施計画の変更)

第6条 公社は、第3条に規定する実施計画について、変更の必要が生じたときは、実施要綱の定めるところにより所要の手続きをとるものとする。

(完了確認及び貸付け)

第7条 公社は、事業が完了したときは、市町村の立会を得て完了確認を行い、原則として、要請書に位置付けられる者に貸付けるものとする。

(農用地の利用状況の把握)

第8条 公社及び市町村は、農業委員会が行う農用地の利用状況調査と合わせて、貸付けを行った農用地の利用状況の把握に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和4年8月3日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

公益社団法人岩手県農業公社
理事長 〇〇〇〇 様

〇〇〇市町村
市町村長 □□□□ 印

遊休農地解消対策事業の実施に係る要請書

このことについて、遊休農地を含めて地域内の農用地を集積・集約化していくため、貴公社に、標記事業の事業実施主体として下記地区の簡易整備を行っていただくよう要請します。

なお、事業実施に当たっては、簡易整備後の遊休農地の集積・集約化を推進するとともに、事業推進上必要な事項について、全面的に協力することを確約いたします。

記

対象農用地	所在地		
	面積		
	地目		
	所有者	氏名	
		住所	
TEL			
要件確認	所有者の同意		
	地域計画の区域内		
	目標地区に農業を担う者の位置付けなし		
	農振地区域内		
	1号遊休農地（緑区分）		
	使用貸借のみ		
	利用権10年以上		
	翌年度までの貸付見込み		
貸付相手(見込み)			
簡易整備の内容	草刈り、除礫、抜根（新植・改植を除く）、耕起・整地、その他（ ）		
その他			

- ※ 「要件確認」には、要件に該当することを○印で記入すること（全てに○印となること）。
- ※ 「貸付相手(見込み)」には、貸付相手に見込む農業者情報を記載のこと（農業を担う者、非該当者、作目、年代など）。
- ※ 「簡易整備の内容」には、該当作業を囲む（記載する）こと。
- ※ 農用地の所在が分かる図面、現状が分かる写真、農地法第30条第1項に規定する農業委員会が実施する利用状況調査表の写しなど（1号遊休農地(緑区分)の証明)を添付のこと。

V 參考資料

土地改良区の組合員制度と組合員資格得喪通知について

1. 土地改良区の組合員制度の概要

- ① 土地改良施設の新設・改良・維持管理事業を行うため、土地改良区を設立
- ② 土地改良区の設立により、事業参加者資格者が土地改良区の組合員となる強制加入制
- ③ 事業参加資格者は、自作地では所有者（＝耕作者）
- ④ 事業参加資格者は、貸借地では耕作者（農業委員会の承認を得れば所有者）
- ⑤ 一筆1資格者制

2. 事業参加資格者（土地改良法第3条） 「3条資格者」

自作地	<p>第3条第1項第1号</p> <p style="text-align: center;"><u>所有者（＝耕作者）</u></p> <p>農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者</p>
貸借地	<p>第3条第1項第2号</p> <p style="text-align: center;">原則として<u>耕作者</u></p> <p>農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、・・・（中略）・・・所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、<u>その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者</u></p>

3. 組合員の権利・義務

(1) 組合員資格に基づく強制加入制	<p>土地改良法第11条</p> <p>土地改良区の地区内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。</p>
(2) 議決権及び選挙権	<p>土地改良法第31条</p> <p>組合員は、各々一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。</p>
(3) 賦課金等の負担	<p>土地改良法第36条</p> <p>土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費・・・（中略）・・・に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。</p>
(4) 権利義務の承継	<p>土地改良法第43条第1項</p> <p>土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、・・・（中略）・・・権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第3条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。</p> <p><u>「未納賦課金（延滞金・過怠金）の納入義務は原則として耕作者に移転」</u></p>

4. 組合員の資格得喪の通知

(1) 土地改良区への通知義務

土地改良法第 44 条第 1 項

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

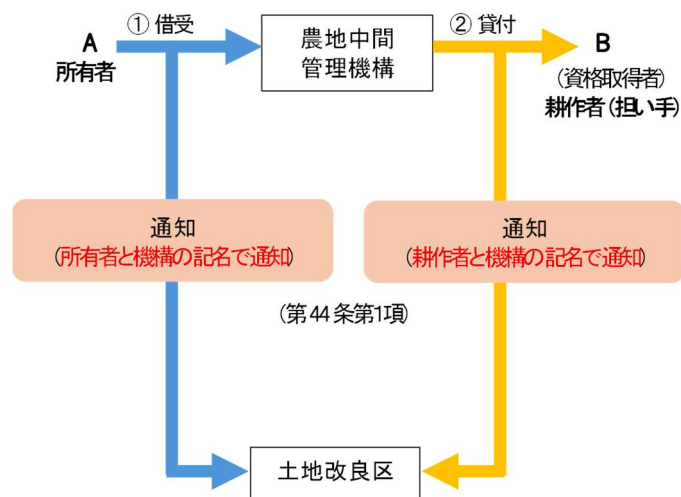
土地改良法施行規則第 33 条第 1 項

(当事者間の意思の真正なものであることを担保)

法第 44 条第 1 項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
- 三 資格得喪の原因及びその時期

<当事者の記名による資格得喪通知>



(2) 農地中間管理機構による通知の簡素化

土地改良法第 44 条第 3 項 (H31. 4. 1 改正施行)

農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪にについてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者は、それぞれ第 1 項の規定による通知をしたものとみなす。

土地改良法施行規則第 33 条第 5 項及び第 6 項

◇農地中間管理機構が単独で土地改良区に組合員の資格得喪を通知する場合、「農用地利用集積等促進計画」の写しを添付することで可能としている。

5. 準組合員制度について（参考）

【創設の目的】

◇ 所有者から耕作者に組合員の資格交代を円滑に進めるため、賦課金・夫役の負担の一部を土地所有者が分担できるようにする仕組みが必要。

【準組合員制度の創設】

土地改良法第15条の2～第15条の4（H31.4.1改正施行）

- (1) 貸借地で耕作者が組合員の場合、所有者を準組合員とすることが可能。
- (2) 貸借地で所有者が組合員資格を取得した場合、耕作者を準組合員とすることが可能。
- (3) 一筆毎の地権者の任意加入制。
- (4) 準組合員は、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。
- (5) 準組合員は、議決権や選挙権は有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。
- (6) 準組合員の導入の有無は、土地改良区の総会で決定（定款記載事項）。
- (7) 現在、県内で導入を決定している土地改良区は、豊沢川土地改良区、石鳥谷東部土地改良区、大迫土地改良区、岩手中部土地改良区、衣川土地改良区。

貸借契約時説明事項（案）

土地改良区の組合員資格等について

【土地改良区の組合員について】

- ① 貸借地について、土地改良区の組合員資格者は、土地改良法第3条第1項第2号に基づき、原則として耕作者になります。
- ② 土地改良区の組合員資格者は、土地改良法第11条の規定により、土地改良区の組合員になります。
- ③ 耕作者から耕作の権原の無い土地所有者に組合員資格者を交替する必要がある場合は、土地所有者から農業委員会に申出を行い、その承認を受ける必要があります。

【土地改良区組合員資格の得喪通知義務について】

- ① 土地改良区の組合員の資格を取得し、又は喪失した場合は、土地改良法第44条第1項に基づき当事者連署により、土地改良区に通知する義務があります。
- ② 農地中間管理事業による場合は、土地改良法第44条第3項に基づき、当該資格の得喪について、農地中間管理機構から単独で土地改良区に通知することとします。
この際の資格取得者は受け手（耕作者）、資格喪失者は出し手（土地所有者）として通知を行います。
- ③ 土地所有者に組合員資格を交替する必要がある場合には、農業委員会によるその承認後に、土地所有者から土地改良区に届け出を行うこととなります。

【賦課金等の負担について】

- ① 土地改良区の賦課金等の負担義務者は、土地改良法第36条の規定により、組合員になります。
- ② 土地改良区賦課金の未納があった場合、土地改良法第43条の規定により、納入義務は、土地改良区の組合員資格取得者に承継されます。
- ③ 共通事項の別表2（※）において負担者を土地所有者とした場合、期限までに土地所有者から納入がなかった場合は、当該未納金について延滞金及び過怠金を含め耕作者（組合員）に請求される場合があります。

※ 共通事項 別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担者	該当土地改良区	備考
経常賦課金(水利費等)	1 耕作者 2 土地所有者		
償還賦課金	1 耕作者 2 土地所有者		

注) 負担者については、該当者を○で囲むか、非該当者に見え消し線を引くこと

質問事項
<p>(4/4)ページ 土地改良区の組合員資格等について〔未定稿〕の、【賦課金等の負担について】</p> <p>①土地改良区の賦課金等の負担義務者は、土地改良法第36条の規定により、組合員になります。とありますが、一方で、</p> <p>③共通事項の別表2(※)において負担者を土地所有者とした場合、(中略)～ 耕作者(組合員)に請求される場合があります。とあります。</p> <p>③では中間管理事業での貸借により耕作の権原の無くなった土地所有者が、組合員資格を持たずに賦課金の負担者となっているケースを指しているのでしょうか。また、そのようなことは可能でしょうか。</p>
回答内容
<p>農地中間管理事業による貸借契約において、土地改良区の組合員資格を喪失することとなる耕作の権原の無い土地所有者が賦課金の負担者とする契約条件が、そもそも成立するののかという趣旨のご質問と理解しての回答ではありますが、次の理由により契約内容が機能することから、成立するものと考えられます。</p> <p>(理由)</p> <p>①農地中間管理事業における貸借契約において、土地改良区賦課金の負担義務のない土地所有者が負担者となる契約条件の是非について、当事者間の信義に基づく契約行為であることから、成立するものと考えられます。</p> <p>②土地改良区としては、賦課金の負担義務のない土地所有者が、組合員に代わって賦課金を納入することについて、敢えて拒むことでもないこと。</p> <p>③賦課金の負担義務者は、組合員資格者であることが土地改良法に基づき明確であることから、負担者を土地所有者とする契約条件をもって、土地改良区に対抗することができないこと。また、土地改良区は、土地改良法に基づき、組合員(賦課金負担義務者)に対する滞納処分が可能であること。</p> <p>④賦課金の負担義務のない土地所有者が支払わなかった場合、契約不履行による損害賠償請求権が成立し、当事者間において係争することが可能であること。</p>

岩手県版「帳票作成システム」の運用ポイント

新たな農用地利用集積等促進計画対応版について

令和8年4月3日

1 帳票作成システム

(1) 概要

令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等改正を受け、今後の賃貸借契約等が大幅増加することから、農地中間管理事業業務の全般的な効率化等を図っていくため、契約書作成及び賃料収受の金融システム（農地中間管理システム）へのデータ移行が可能となる標準システムを令和6年1月公告から活用しています。

令和7年度からは地域計画の策定が完了し、新たな農用地利用集積等促進計画対応版（以下、「**新たな促進計画対応版**」と記述。）への切り替えとなり、帳票作成システムを活用した体系的な事務を一層定着させていきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

(2) 仕様

帳票作成システムはエクセルファイル仕様で、機能として「① 契約一覧」「② 契約作成」「③ 契約ファイル（書類抽出）」の3段階構成です。

効果	
	◎市町村ごとの当年度契約分を一括管理！ ◎データから所定書類をスピーディーに自動抽出！ ◎契約書類作成の煩雑性回避、もって作業の効率化！ ◎金融システム（農地中間管理システム）にそのままデータ流し込み、入力時間短縮、間違いの防止！

ア 最新の「帳票作成システム」（令和8年度4月）：令和8年4月送付済み

- ・ 農用地利用集積等促進計画の一括方式（貸借）
- ・ 農用地利用集積等促進計画の従来方式（借入）・農用地利用集積等促進計画の従来方式（貸付）

イ 前年度のシステムと異なる点

- ・ 契約一覧に賦課金情報を追加し、契約ファイル展開時に賦課金情報を共通事項に転送する機能が追加となっています。
- ・ 様式（様式2号の3農業委員会による法令順守等の確認書）を新規追加しています。
- ・ 共通事項の印刷範囲を変更し、1枚で印刷されるようにしています。
- ・ 各筆明細の記載注意を削除しています。

- 帳票作成支援システム_一括方式
- 帳票作成支援システム_従来方式
- 帳票作成支援操作説明書_一括方式版.pdf
- 帳票作成支援操作説明書_従来方式版.pdf

※操作説明書は帳票作成システムと一緒に保管しています。

2 新たな促進計画対応版の使い方

(1) 機能「①契約一覧」

ア 入力の対象項目

全ての行に全項目を記入してください（セルのメモ内容を参照願います）。

また、「新規貸借」か「契約満了後の更新案件(再契約)」の違いを判別できるようにしてください。

新規か更新かの違いについてはシステムを阻害しないよう、必ず一覧表の欄外へ記載してください。

令和 8 年 市町村名：〇〇市

契約一覧表（一括方式）

入力例：●	市町村番号	申請者名1	フリガナ	郵便番号	住所1	経常	償還	土地改良区名
年度	市町村番号	申請者名2	フリガナ	郵便番号	住所1	1 耕作者	2 土地所有者	〇〇改良区
R8	999	岩手県農業公社	イワテケンノカキヨウコウシヤ	020-0884	盛岡市神明町7番5号	1 耕作者	2 土地所有者	〇〇改良区
R8	999	岩手県農業公社	イワテケンノカキヨウコウシヤ	020-0884	盛岡市神明町7番5号	1 耕作者	2 土地所有者	〇〇改良区

入力欄の注釈：
 市町村番号：半角数字3桁で入力 例：123
 申請者名：半角カタカナで入力 ※間に半角スペース
 住所1：ハイフン(-)付きで入力 999-9999

右側の赤枠注釈：
 R8. 4月版より賦課金の項目が追加
 更新案件
 新規案件

イ 市町村番号

公社指定の番号を使用してください（全国地方公共団体コードの03以下3桁）。

盛岡市：201、宮古市：202、大船渡市：203、花巻市：205、北上市：206、久慈市：207、遠野市：208、一関市：209、陸前高田市：210、釜石市：211、二戸市：213、八幡平市：214、奥州市：215、滝沢市：216、雫石町：301、葛巻町：302、岩手町：303、紫波町：321、矢巾町：322、西和賀町：366、金ヶ崎町：381、平泉町：402、住田町：441、大槌町：461、山田町：482、岩泉町：483、田野畑村：484、普代村：485、軽米町：501、野田村：503、九戸村：506、洋野町：507、一戸町：524

ウ 地域計画名

- ・ 対応する地域計画名を記入してください。
- ・ 地域計画が策定されていない場合は空欄にしてください。その場合は、公社(機構)で「利害関係人の意見聴取」が必要となります。

工 連番

- ・ 年度を通して積算していくため、次頁の連番分類ルールに従って連続的に記入してください。くれぐれも公告月ごとに連番の振り直しを行わないでください。

- 例) 4月公告が10件、5月公告が5件あった場合、4月公告に係る連番は1～10、5月公告に係る連番は11～15となります。
- ・ 認可・公告前に取り下げとなった案件については対象の連番を欠番としますので、欠番となった連番は振り直さないでください。また、認可・公告前に取り下げとなった場合には、公社地区担当と共有の上で「①契約一覧」より削除するとともに、契約件数と「①契約一覧」の件数が同一であることを再度確認してください。
- ・ 1つの市町村に複数の支所がある場合は連番が重複しないようにしてください（次頁の連番分類ルールをふまえ、事前に公社地区担当と相談ください）。
- ・ 再配分・再設定については、原則90001からの番号とします（一部支所が複数ある市町村は異なります）。これは一括方式案件と混同させないための措置です。
- ・ 契約期間満了後の更新案件は、新規一括方式での契約となります（再配分・再設定ではありません）。

(ア) 基本的な連番記入

	一括方式・従来方式	一括方式(新規・更新)	従来方式(再配分・再設定)	取り下げ
4月(一括方式 10件)		連番 1～10		連番 10 取り下げ
5月〔一括方式 10件、 従来方式(再配分・再設定) 10件〕		連番 11～20	連番 90001～90010	
6月(従来方式(再配分・再設定) 10件)			連番 90011～90020	
7月〔一括方式 10件、 従来方式(再配分・再設定) 10件〕		連番 21～30	連番 90021～90030	

(イ) 上記(ア)に基づくとともに、支所が複数ある場合の連番記入

(A支所 10001～、B支所 20001～、C支所 30001～、再配分・再設定は通し番号)

一括方式・従来方式		従来方式(再配分・再設定)	取り下げ
4月(一括方式 A支所 10件)	一括方式(新規・更新)		
5月(一括方式 B支所 10件、 従来方式(再配分・再設定) 10件)	連番 (A) : 10001～10010 連番 (B) : 20001～20010	連番 90001～90010	
6月(従来方式 10件)		連番 90011～90020	
7月(一括方式 A支所 10件、B支所 10件、 C支所 10件 従来方式(再配分・再設定) 10件)	連番 (A) : 10011～10020 連番 (B) : 20011～20020 連番 (C) : 30001～30010	連番 90021～90030	

(ウ) 連番分類ルール(令和6年度から適用中)

分類	帳票システム	開始	終了	備考	一関	一括方式	n1001	n1999	備考
通常 (30市町村)	全部	1	90000	令和6年8月10日以降の公告分から適用中(8月9日までのR6賃料収受対象データまでは現状通り)	花泉	一括方式	n2001	n1999	令和6年度から適用中 「n」には月が入る。 一関の場合、 4月…41001,41002,41003, 5月…51001,51002,51003, 10月…101001,101002,101003, 令和5年度(令和6年3月)公告までは、n無しの4桁で整理
	再配分・再設定	90001	99999		大東	一括方式	n3001	n3999	
	花巻(新規)	10001	30000	全和6年度から適用中	千厩	一括方式	n4001	n4999	
	石鳥谷(新規)	30001	50000		東山	一括方式	n5001	n5999	
	花巻(更新)	50001	70000		室根	一括方式	n6001	n6999	
	石鳥谷(更新)	70001	90000		川崎	一括方式	n7001	n7999	
花巻市	再配分・再設定	90001	99999		藤沢	一括方式	n8001	n8999	
	水沢	10001	20000	再配分については支所ごとの連番の頭に9をつけて5桁で管理する。 例) 水沢 91001～ 江刺 92001～ 前沢 93001～ 胆沢 94001～ 衣川 95001～	再配分・再設定 (支所関係無し)	従来方式	1	9999	
	江刺	20001	30000		新規の従来方式案件 (所有者不明事業、イ レギュラーな「多: 1」案件、など)	従来方式	上記支所ルール	上記支所ルール	
	前沢	30001	40000	※ 再配分連番は8月10日以降の公告分から適用(8月9日までのR6賃料収受対象データまでは現状通り)	遊水地 第1地区 (一関市・平泉町)	従来方式	910001	920000	
	胆沢	40001	50000		遊水地 第2地区 (平泉町)	従来方式	920001	930000	
	奥州市	衣川	50001	60000		遊水地 第3地区 (一関市)	従来方式	930001	940000
再配分・再設定			備考の通り		遊水地 第1地区 (一関市・平泉町)	従来方式	910001	920000	
他の30市町村	全部	1	90000	令和6年8月10日以降の公告分から適用(8月9日までのR6賃料収受対象データまでは現状通り)	遊水地 第1地区 (一関市・平泉町)	従来方式	910001	920000	

オ 再配分のデータ入力

「①契約一覧_従来方式」の貸付シートだけのデータだけを作成してください(借入シートのデータは既に金融システムに取り込み済みのため)。

(2) 機能「②契約作成」

「①契約一覧」の入力を完成した後、次の「②契約作成」へデータをコピー貼付けします。『契約ファイル作成』を押すことで、1件毎の「③契約ファイル」を作成できます。

<帳票作成支援操作説明書_一括方式版 (新たな促進計画対応版) マニュアルより抜粋>

2. 「契約一覧_一括方式.xlsx」の「一括方式」シートからデータをコピーして「一括方式契約作成.xlsx」の「契約ファイル作成」シートに貼り付けます。

年度、区郡市町村に情報を入力して、「契約ファイル作成」ボタンをクリックします。

農地中間管理事業帳票作成支援システム
【一括方式契約ファイル作成】

●処理対象

年度 区郡市町村名

一括方式契約一覧表

年度	申請番号	申請番号1	申請番号2	70174	70175	住所1	住所2	電話番号

データのコピー貼付け

※赤い▲がある項目は半角全角など入力の際にルールがあるため確認ください。誤った様式のまま進めてしまうと、『契約ファイル作成』を押しただ際にエラー表示が出る恐れがあります。

令和	年	市町村名	年度	申請番号	申請番号1	申請番号2	70174	70175	住所1	住所2	電話番号

(3) 機能「③契約ファイル」

作成した「③契約ファイル」の数がその月の契約件数となるため、漏れや重複が無いか確認ください。
 作成された「③契約ファイル」を開き、入力シート(借入契約)内の『帳票作成準備(データ展開)』を操作することで、各契約書が作成されます。

〈帳票作成支援操作説明書_一括方式版(新たな促進計画対応版)マニュアルより抜粋〉

3. 「帳票作成支援システム」フォルダ内に契約ファイルが作成されていることを確認します。

ファイル名：一括契約方式(促進版)_契約番号(年度-市町村番号-連番)_申請者名.xlsx

作成された契約ファイルを開き、不足項目を入力します。

📁 🗑️	2024/04/10 15:00	ファイルフォルダ-
📁 初期ファイル	2024/04/10 15:00	ファイルフォルダ-
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	2-5. 入力シート (借入契約)
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	農地中間管理事業帳票作成支援システム
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	令和 年 市町村: 管理番号:
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	● 貸付希望申請者情報
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	申請者名1
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	申請者名2
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	フリガナ
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	郵便番号
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	住所1
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	住所2
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	電話番号
📄 🗑️	2024/04/10 15:04	設立年月日・生年月日
📄 🗑️	2024/04/01 0:00	支払情報
📄 🗑️	2024/04/10 11:55	貸借料開始年度
📄 🗑️	2024/04/10 11:50	徴収回数
📄 🗑️		契約

【借入契約】

帳票作成準備(データ展開) 印刷

令和 年 市町村: 管理番号:

● 貸付希望申請者情報

申請者名1
申請者名2
フリガナ
郵便番号
住所1
住所2
電話番号
設立年月日・生年月日

● 支払情報

貸借料開始年度
徴収回数

● 契約

契約期間
契約年数
契約日・公告日
協議日
委託料区分
地区名
共有名義

(4) 抽出された「③契約ファイル」の仕上げ

『帳票作成準備(データ展開)』を押すことで各種契約書類が作成されますが、一部書類について手入力が必要な箇所があります。なお、作成された「③契約ファイル」のデータを修正したい場合には下記の方法で対処してください。

ア 手入力が必要な項目

手入力が必要な項目	データの反映先
入力シート(貸付契約)	促進計画：貸付様式2号の3

この項目については所定の箇所に入力することで、【促進計画：貸付様式2号の3】を作成できます。

※ データ入力後に『帳票作成準備(データ展開)』のボタンを押してください(このボタンを押さないとデータが反映されません)。

イ 契約書類への加筆・修正等(重要)

・ 契約書類等への直接的な加筆・修正等は絶対に行わないでください。修正が必要になった場合は、「①契約一覧」で加筆・修正を行い、その内容を「②契約作成」へ反映させてから、「③契約ファイル(書類抽出)」へ展開してください。

例) 契約者名の漢字が誤っている場合 ⇒ 「①契約一覧」を修正し、再度「③契約ファイル(書類抽出)」を行います。

※ 契約書類の数値等を直接加筆・修正した場合には、再度『帳票作成準備(データ展開)』を押した際に、直接加筆・修正した部分^{が自動的に消えてしまいます。正しい契約書類データを残すためにも①～③の手順をふんでください。}

・ なお、「①契約一覧」から引用しない項目等の場合は、契約書類で直接的な加筆・修正等を行うことが可能です。

例) 「貸借権等を受ける者の農業経営の状況」に誤りがある場合 ⇒ 「③契約ファイル」内の入力シートより修正可能。

各筆明細に筆単価を加筆する場合 ⇒ 「③契約ファイル」での契約書類等を直接加筆(各筆明細の備考欄に筆単価を入力)。

※ 直接加筆したものは、『帳票作成準備(データ展開)』を押すと上書きされて消えてしまいますので注意してください。

あくまでも「①契約一覧」に含まれない内容を加筆する場合には限ります。

(5) 一括方式の借入と貸付の契約件数は同数で処理

帳票作成システムの一括方式では、「借入が複数名：貸付が1人」といった契約(通称「多対1」)に対応していないため、借入と貸付は同じ契約数で処理してください。また、人的ミス等の防止を図る観点からも、「多対1」ではなく、同数の契約で処理していきま

例えば、「借入10：貸付1」ではなく、「借入10：貸付10」と同数の契約で処理します。

3 岩手県農業公社地区担当との連携作業

(1) 公告前の作業

ア 契約書類等及び帳票作成システムの送付

契約書類等を公社へ送付する際には、帳票作成システムの一部（「①契約一覧」「②契約作成」「③契約ファイル（書類抽出）」の3種類）を公社地区担当へメール送信。公社地区担当が契約書類等の事前チェックを行います。

イ 修正データのフィードバック及び公告

修正があったものについては、公社地区担当から市町村担当へ修正後の「①契約一覧」を返信するので、市町村保管データの差替えを行い、次回契約に備えてください。

(2) 公告後の作業

ア 確定した契約書類等の提出

「農用地利用集積等促進計画」に係る知事認可の権限移譲を受けた市町村は、公告日の月末までを目途に、①確定した契約書類、②公告通知文書等、を公社へ送付してください。

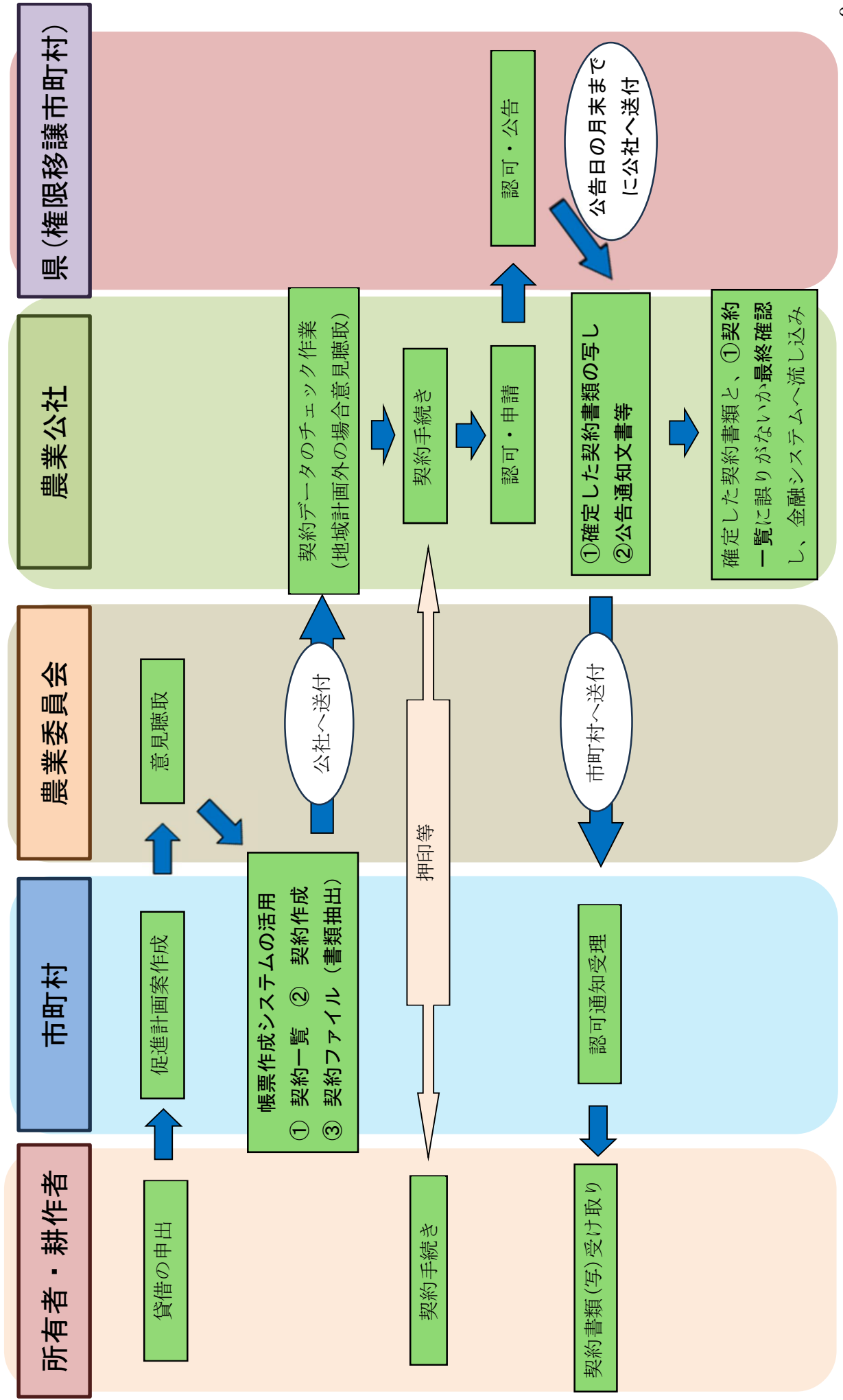
その他の市町村は認可申請日に間に合うように、①確定した契約書類、②その他関連書類を公社へ送付してください。

※修正及び取り下げがある場合には必ず、認可・公告までに公社地区担当へ相談ください。

イ 契約データの最終チェック

- ・ 帳票作成システムの一部（「①契約一覧」「②契約作成」「③契約ファイル（書類抽出）」の3種類）が契約書類と相違ないかを公社地区担当がチェックします。誤り等があった場合には、市町村担当者に確認し必要な修正を行います。
- ・ 最終的には、帳票作成システムと紙ベースの契約書類を完全一致させます。⇒「金融システム」へデータ移行。
- ・ 「①契約一覧」をそのまま金融システムへデータ移行しますので、修正及び取り下げを漏らさないよう注意してください。
- ・ 「①契約一覧」が1年を通じた管理表となりますので、修正及び取り下げが発生した場合には市町村担当者と公社地区担当で共有のうえ作業してください。
- ・ 修正時にデータ列を削除した場合等では、「①契約一覧」に空白行が残らないよう注意してください。空白行や修正途中のデータが含まれていると、正しい契約数をカウントできず、金融システムへのデータ移行にも不備が生じます。

○作業一連の流れ



4 その他

(1) システムエラーへの対応

ア セキュリティ関係

市町村の共有サーバー内で作業すると、セキュリティ対策によりエラー表示が出たケースがあります。

その場合、帳票作成システムを全て（丸ごと）デスクトップに移動させて作業することにより、作成できた事例があります。

イ 同じ階層での作業

今回郵送したDVDに保管されているファイル（中身）は、全て「同じ階層」に保管されることで一連の作業が可能となります。抽出された一部エクセルファイルを他の場所に移動させると機能しないため注意してください。

（右図のように「マスタ」と同じ階層にないと動きません）

名前	更新日時	種類	サイズ
マスタ	2024/05/15 16:54	ファイルフォルダー	
初期ファイル	2024/05/15 16:54	ファイルフォルダー	
一括方式契約（新たな促進計画対応版）	2024/04/01 0:00	Microsoft Excel 7...	105 KB

ウ 「①契約一覧」への正しいデータ入力

「①契約一覧」で入力したデータに不備があると、抽出された「③契約ファイル」で作業する際に「エラー13 型が違います」というエラー表示が出ることがあります。

例：賃借料開始年度の欄に【令和7年度】と入力するとエラー13が出る。⇒ 正しくは【令和7】。（年度が不要）

このような些細な入力間違いでもエラーが出るため、エラー13が出た際には「①契約一覧」にてデータの入力不足や入力の仕方について再確認ください。

(2) システム改修のタイミング

不具合等がありまりましたら公社地区担当へ相談ください。

なお、全県一律で活用するシステムのため改修は年1回としており、8月以降に改修内容を委託業者へ依頼のうえ、年度内に納品されたシステムを各市町村と共有し、翌年度から活用します。

農地中間管理事業便覧（令和8年度版）

令和8年5月発行

公益社団法人岩手県農業公社 農地中間管理部

専用ダイヤル 019-601-8236

公社ホームページ（農地中間管理機構）

<https://www.i-agri.or.jp/farmland-bs/farmland-bs-top/>